

東日本大震災による被災文化財等 の復旧・復興の記録（総括編）



山元町合戦原遺跡横穴墓線刻壁画

令和7年3月

宮城県教育委員会

は じ め に

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、太平洋三陸沿岸沖を震源とした千年に 1 度と言われる大地震『東北地方太平洋沖地震』が発生してからすでに 14 年余りの年月が経過した。

この間に時代は、平成から令和へと移り変わり、我々は、東日本大震災後に改元というまさに歴史的な節目を経験することとなった。こうした中であって、被災地での復興は飛躍的に進展し、被災された方々は、新たな生活へと着実に歩みを進めている。東日本大震災後に復活を遂げた被災地における家並みと街路を目にすることができるようになった今、我々は、東日本大震災の体験を単に災害史における一過性の出来事であったと捉えることのないように、これまでの経験を末永く次世代に伝えていく責務を負うとともに、改めて文化財保護の原点に立ち返り、文化財の保存と活用に資するための教訓にしていかなければならない。

東日本大震災を通しての被災文化財等への対応は、現状の文化財保護行政において、普段から我々が抱えていた数々の問題を非常時の状況下で深く考えさせる事例となったばかりではなく、将来を見据えた文化財保護行政の方向性と方策を示すための指標ともなったものと言える。

『東北地方太平洋沖地震』発生後も、日本国内においては、2016 年（平成 28 年）熊本地震や 2018 年（平成 30 年）北海道胆振東部地震、2021 年（令和 3 年）、2022 年（令和 4 年）福島県沖地震、2024 年（令和 6 年）能登半島地震といった大地震が立て続けに発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。自然災害は、常に眼前に迫り来る人智を超えた不可避の出来事なのであり、それ故に、我々は大災害の発生を前提として、そのための備えを常日頃より準備し、事後の対処をいかに的確、迅速に行っていくかをこれからも真剣に考えていかなければならない。

本記録集は、このような状況を踏まえて、平成 23 年度から令和 6 年度までの期間を通じた被災文化財等の復旧・復興への対応とともに、それらを通じて明らかとなった諸課題や今後の取り組みについて記載した『東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録（総括編）』である。

刊行に当たって、資料・掲載写真の提供を快諾していただいた県内市町村教育委員会並びに関係各位に対して心より感謝を申し上げ、本記録集が、今後の文化財保護行政や大規模災害発生時における緊急対応等の施策に際して有効に活用されることを期するものである。

なお、平成 23 年度から平成 27 年度における被災文化財等の復旧・復興の取り組みについては、先に『東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録（中間報告）』（平成 29 年 12 月 28 日）を刊行しているが、記録の詳細なデータについては、本書がこれに優先するものであることをご了解いただきたい。

令和 7 年 3 月

目 次

はじめに

目 次

例 言

第1章 東日本大震災の概要	1
第2章 被災直後の対応について	5
第1節 安否確認及び応急体制	5
第2節 文化財に関する初期対応	6
1 指定文化財等	6
2 特別名勝松島	8
3 埋蔵文化財	9
第3章 文化財等の被災状況について	13
第1節 指定文化財等	13
1 建造物	25
2 美術工芸品	28
3 有形民俗文化財	29
4 無形民俗文化財	30
5 史跡名勝天然記念物	31
第2節 埋蔵文化財	36
第3節 展示施設・収蔵施設等	38
第4章 東日本大震災からの復興に向けての緊急提言	42
第5章 被災文化財等の復旧・復興への取り組み	45
第1節 指定文化財等の支援事業	45
第2節 災害復旧補助事業	47
第3節 被災文化財への対応状況	52
第6章 被災文化財等の救援事業	54
第1節 文化財レスキュー事業	54

第2節	文化財ドクター派遣事業	59
第3節	被災ミュージアム再興事業	64
第4節	宮城県地域文化遺産復興プロジェクト	68
第5節	民間団体等による助成	72
第7章	復興事業と特別名勝松島	75
第1節	復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針・体制	75
第2節	現状変更申請件数の推移とその傾向	81
第3節	震災復興事業への対応等	84
第4節	保存活用計画の策定	90
第8章	復興事業と埋蔵文化財	91
第1節	復興事業と埋蔵文化財保護の両立のための取り組み	91
第2節	復興事業と発掘調査の状況―調査体制 宮城県・市町の発掘調査状況―	105
第9章	東日本大震災を通じた文化財の現状と今後の課題	116
第1節	指定文化財等	116
1	指定文化財の被災状況について	116
2	災害復旧補助事業の長期化について	116
3	被災文化財の修理・修復費用の所有者負担について	117
4	未指定文化財の取り扱いについて	117
5	震災遺構・自然災害伝承碑・震災資料について	118
6	宮城県文化財保存活用大綱について	119
第2節	特別名勝松島	121
1	復旧・復興事業と『保存管理計画』取扱い指針の両立について	121
2	現状変更申請の事前協議と現状変更後の検証について	122
3	特別名勝松島の保存活用と今後の展望について	123
第3節	埋蔵文化財	125
1	保護調整と組織体制について	125
2	復興調査費用の確保について	127
3	復興調査報告書の刊行について	128
4	復興調査成果の公開と活用について	128
5	今後に向けて	129

おわりに

資料編

・各種通知等（資料 1 ～ 15）	135
・国・宮城県による文化財関係災害復旧事業一覧（資料 16）	147
・民間団体による助成（資料 17）	149
・被災ミュージアム再興事業 実施補助事業一覧（資料 18）	151
・特別名勝松島関係（資料 19 ～ 21）	152
・自治法派遣職員等関係（資料 22 ～ 24）	157
・復興事業に伴う発掘調査関係（資料 25）	160
・発掘調査報告書刊行一覧（資料 26）	174
・関係文献	176

例 言

- 本書は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」と同年 4 月 7 日に発生した余震等によって甚大な被害を受けた宮城県内の被災文化財等の復旧・復興のための活動をまとめた『東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録（総括編）』である。
- 本書は、平成 23 年度～令和 6 年度の 14 年間の対応や取り組みを最終的に取りまとめたものである。
- 本書の作成にあたっては、以下に挙げた宮城県内の各市町村教育委員会、機関、団体等から各種情報や写真データの提供によって多大な支援と協力を受けた。
石巻市教育委員会 / 岩沼市教育委員会 / 大崎市教育委員会 / 栗原市教育委員会 / 気仙沼市教育委員会 / 塩竈市教育委員会 / 仙台市教育委員会 / 多賀城市教育委員会 / 登米市教育委員会 / 名取市教育委員会 / 東松島市教育委員会 / 女川町教育委員会 / 蔵王町教育委員会 / 七ヶ浜町教育委員会 / 松島町教育委員会 / 南三陸町教育委員会 / 村田町教育委員会 / 山元町教育委員会 / 利府町教育委員会 / 亘理町教育委員会 / 東北学院大学博物館 / 東北歴史博物館 / 雄勝硯生産販売協同組合 / 朝日航洋株式会社
- 本書は、宮城県教育委員会文化財課（保存活用班・埋蔵文化財第一班・埋蔵文化財第二班・管理調整班）の協議を経て、各担当職員が執筆し、豊村幸宏が編集した。

第1章 東日本大震災の概要 ―宮城県を中心として―

1 『東北地方太平洋沖地震』の発生

平成23年3月11日午後2時46分頃、太平洋三陸沖を震源としたマグニチュード（M）9.0の大地震が発生し、宮城県内では栗原市で震度7、仙台市をはじめ県内各地で震度5強～震度6強を観測した。また、岩手県、福島県などでも震度6強を観測し、東日本を中心に北海道から九州にかけて広範囲で震度6弱から震度1を観測した。この『東北地方太平洋沖地震』は、震源域が、東北地方を中心に関東地方にまでおよぶ太平洋沖の幅約200km、長さ約500kmと広範囲にわたる国内観測史上最大規模の大地震であり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの巨大地震であった。その後、余震が多発したが、4月7日に発生した最大震度6強の余震は、建造物や交通網に更なる大きな被害をもたらした。この巨大地震は、広範囲に地盤沈下を引き起こし、特に県内沿岸部では56km²の範囲

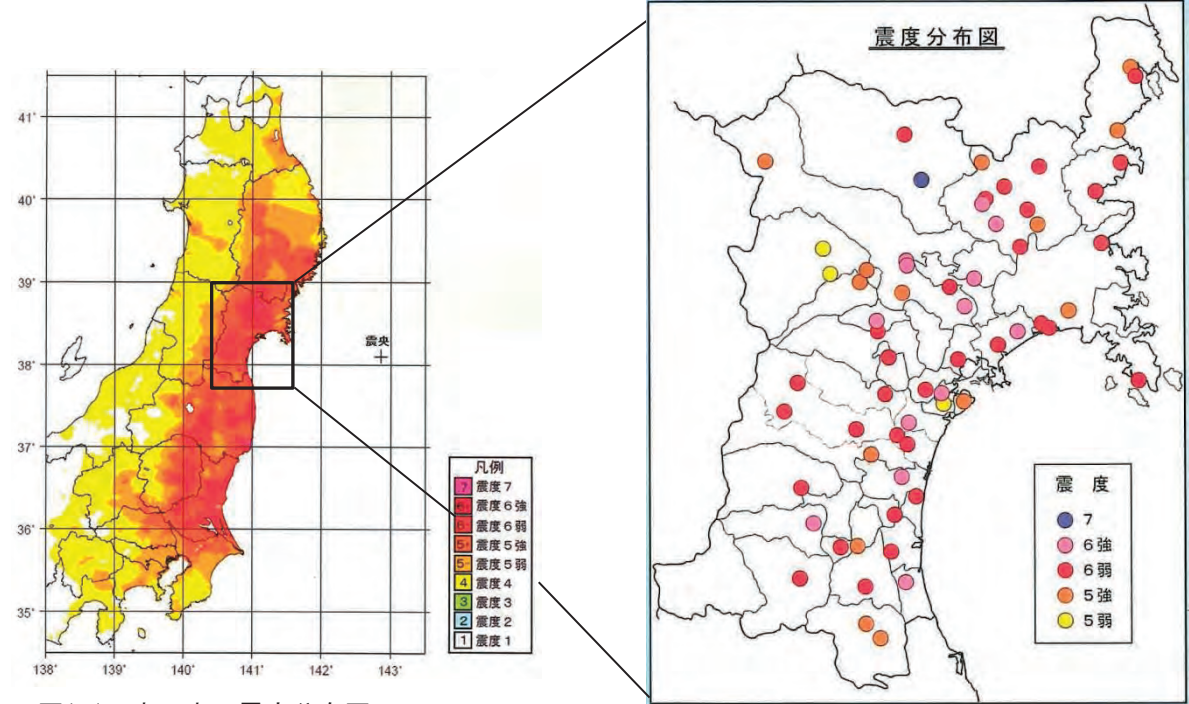


図1-1 東日本の震度分布図 気象庁HPより

図1-2 宮城県の震度分布図 気象庁HPより

表1-1 宮城県内の震度 文献2より

震度	市区町村
7	栗原市
6 強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町、美里町
6 弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、女川町、南三陸町
5 強	仙台市太白区、多賀城市、七ヶ宿町、村田町、柴田町、丸森町、七ヶ浜町、色麻町、加美町

(気象庁、災害時地震・津波速報 平成23年〔2011年〕東北地方太平洋沖地震及び東北電力〔株〕、東日本大震災による女川原子力発電所の被害状況の概要および更なる安全性向上に向けた取り組みをもとに作成)

で 0.6 ～ 0.8 m ほどの地盤沈下が生じた。さらに、太平洋プレートと陸のプレートとの境で発生した海溝型の大地震であったことから、太平洋沿岸部では浸水高 10 m 以上にも達する大津波を引き起こし、沿岸各地に甚大な被害をもたらした。この大津波を伴った巨大地震は、1156 年前の平安時代に発生した貞観大地震（869 年）の再来とも言われている（文献 8）。



写真1-1 気仙沼市津波状況 文献2より



写真1-2 亘理町津波被災状況

2 津波の概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した『東北地方太平洋沖地震』は、海溝型の中でも極めて大規模な地震であり、日本各地の広範囲に地震の大きな揺れを発生させた。そのため、東北地方太平洋沿岸部で想像を絶する大津波を引き起こした。県内の津波浸水は、面積約 327km²にも及び、仙台平野では、内陸 3 km まで津波が到達した。津波の規模は、これまで観測された津波として史上最大の高さとなり、県南域の山元町～名取市では約 8 ～ 14 m、県央域の仙台市から石巻市では約 3 ～ 14 m、三陸沿岸部の気仙沼市や南三陸町・女川町では約 14 ～ 19 m に達した。津波高 10 m を越える地域が多く、特に三陸リアス海岸部では、地点によって最大浸水高が標高 32.75 m にも達する大津波となった。

この大津波は、県内沿岸部に甚大な被害をもたらし、気仙沼市から山元町に至る沿岸部 15 市町に壊滅的な被害を与えた（文献 7・8）。

3 被害の概要

この巨大地震と大津波は、東北地方の沿岸部を中心として広範囲に甚大な人的被害、物的被害をもたらした。とりわけ宮城県内では、人的被害が、死者 10,571 人、行方不明者 1,215 人、負傷者 4,148 人、住家被害は、全壊 83,005 棟、半壊 155,131 棟、一部損壊 224,225 棟、非住家被害 26,796 棟（公共建物 9,948 棟・その他 16,848 棟）、床下浸水 7,796 棟、火災発生 137 件など、前例のない大規模な被害となった（令和 5 年 9 月 30 日現在：宮城県震災復興本部）。また、道路、鉄道等にも大きな被害が発生し、電気・ガス・水道、電話などのライフラインにも甚大な被害が生じた。

有形文化財・民俗文化財・記念物等の被害は、国・宮城県・市町村指定文化財、国・市町登録文化財等を合わせると 394 件（令和 7 年 1 月集計）にも上り、特に建造物や史跡等の被害が顕著であった。これらの復旧・復興には長期間の年月が必要となると想定され、宮城県が震災後まもなく策定した復興計画も 10 年間という長期にわたることとなった（文献 5）。



写真1-3 名取市津波被災状況



写真1-4 石巻市津波被災状況 文献2より



図1-3 宮城県の津波浸水域 文献3より

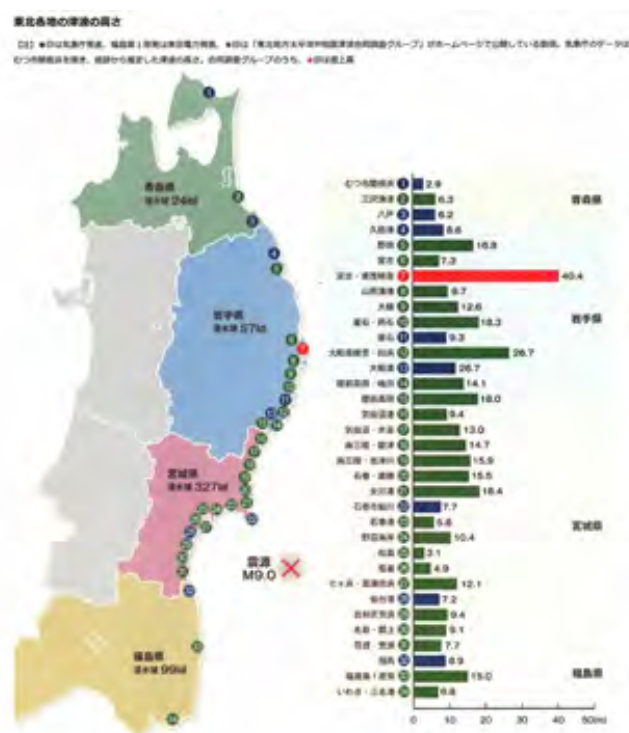


図1-4 東日本大震災津波高 文献7より

《文献》

1. 宮城県（教育庁総務課）平成 24 年 4 月『東日本大震災に係る教育関連記録集』
2. 宮城県（総務部危機対策課）平成 24 年 3 月『東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－』
3. 宮城県（総務部危機対策課）平成 24 年 4 月『東日本大震災（続編）－宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証－』
4. 宮城県（総務部危機対策課）平成 27 年 3 月『東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－』
5. 宮城県（震災復興・企画部震災復興政策課）平成 23 年 10 月『宮城県震災復興計画 ～宮城・東北・日本の絆 再生～』

からさらなる発展へ』

6. 宮城県震災復興本部 令和 6 年 3 月 『みやぎ・復興の歩み 13 2011.3.11－2024.3.11』
7. 気象庁 平成 23 年 8 月『災害時地震・津波速報 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震』
8. 気象庁 平成 24 年 12 月 『気象庁技術報告第 133 号』
9. 国土交通省 平成 24 年 3 月『東日本大震災の記録－国土交通省の災害対応－』
10. 総務省消防庁 平成 25 年 3 月『東日本大震災記録集』

第2章 被災直後の対応について

第1節 安否確認及び応急体制

1 地震発生時の状況

・文化財保護課

『東北地方太平洋沖地震』が発生した平成23年3月11日午後2時46分、課内に緊急地震速報を知らせる警報音が鳴り響き、執務室はこれまでに経験したことのない激しい揺れに見舞われた。県庁勤務の文化財保護課（以下、当課と略す。なお、平成30年度より文化財課に改称）職員は、揺れが収まった後、建物の外に避難するようにとの庁内放送を受けて県庁舎南側の駐車場に避難し、県庁建物の安全が確認されるまで一旦建物外での避難・待機を余儀なくされた。

県庁舎の安全が確認された後に当課職員全員は、執務室に戻り、直ちに職員の安否確認と情報収集に当たった。当時、出張中であった当課職員2名も夕方までに無事に帰庁し、県庁勤務職員全ての安否が確認された。一方、多賀城市浮島に所在する当課分室に駐在していた職員や発掘調査等で県内各市町に出張中であった職員については、携帯電話、電子メールとも通信が遮断されていたため、震災直後の安否確認はできなかった。



写真2-1 被災直後の当課執務室

執務室内に散乱した机、ロッカー、書類などの片づけと並行して同日午後6時頃から再三、安否不明の職員に連絡を試みたが、当日中に連絡が取れたのは当課分室駐在職員17名中10名であった。翌日の3月12日以降も連絡を取り続け、最終的に17名全員の安否確認ができたのは、震災発生から4日後の3月15日のことであった。

・当課パート職員

当課分室勤務の遺物整理作業員（パート職員）については、震災直後に作業を中止して帰宅させた。震災翌日の3月12日以降、当課から自宅に安全確認の連絡を行ったが、電話が繋がりにくい状態であったため、パート職員21名全員の状況確認ができたのは11日後の3月22日であった。その後、雇用契約最終日の3月31日まで自宅待機の臨時的な対応をとった。

・市町村教育委員会

市町村教育委員会の文化財担当職員の状況については、震災後、当課が指定文化財の現地調査を行った際に市町村担当職員の情報が入る状態であった。その後、電話による連絡が可能になったため、徐々に市町村文化財担当職員の状況確認等ができるようになり、震災から約3週間後の3月31日に、全市町村の文化財担当職員の確認が終了した。

2 震災発生直後の状況

震災発生後、当課では分室駐在職員 5 名を含む 17 名を県庁勤務、分室駐在職員 11 名を東北歴史博物館勤務とした。震災発生後の 3 週間は、土日祝日、夜勤（時間外勤務）を含め、登庁可能な県庁勤務職員でローテーションを組み、24 時間の勤務体制をとり、当課職員及び各自治体との連絡調整や、今後見込まれる復旧・復興に係る予算等の算出作業を行った。東北歴史博物館では遺物整理作業のほか、同館から被災市町村に出張して被害状況等の確認作業に当たった。

通勤については、当課及び東北歴史博物館への交通手段が限られていたことから、比較的通勤距離の短い職員は徒歩・自転車、遠方の職員は県庁舎内もしくは宮城県教育委員会所管の宿泊施設に泊まり込んで勤務に臨み、可能な範囲で自家用車での通勤（県庁駐車場を職員用に確保）も認められた。徐々に仙台市営地下鉄や J R、バス路線の一部が仮復旧していったが、通勤時の混雑が激しく、所要時間が通常の数倍になることも珍しくなかった。

3 契約事業者との調整

平成 23 年度末の 3 月に震災が発生したため、1 年契約の発掘調査事業（遺物整理を含む）や、物品関係の契約を締結していた事業者と事業完了に係る事務の実施が困難になり、その対応等についても調整に迫られた。また、年度末刊行予定の発掘調査報告書の印刷を委託していた印刷事業者からは、印刷機の破損や用紙の入手が不可能となったことにより期日までの納品ができなくなったとの連絡が入り、委託業者や会計担当課との調整を行い、納期を延長することとなった。

4 職員異動に係る業務引継

震災と定期人事異動の時期が重なったが、宮城県教育委員会では、一部の職員を除き、4 月 1 日付けで人事異動が行われた。3 月末の業務引継は、余震が収まらない中、当課又は東北歴史博物館において、整理作業の進捗状況や資料保管場所の確認等が担当職員間で行われた。

第 2 節 文化財に関する初期対応

1 指定文化財等

津波や地震の激しい揺れによる文化財の被害が宮城県内全域に及んでいると予測された中で、停電等の影響により通信手段が遮断され、文化財のみならず各市町村文化財担当職員の安否確認のできない状態が震災発生から 2 日間ほど続いた。その後も、被災市町村では、職員のほとんどが震災対応業務に従事していたことから、各市町村の国・宮城県指定文化財等の被災状況については、当課の職員が直接、現地調査をすることとした。

市町村との連絡手段が徐々に回復するにつれ、市町村の要望に応じて市町村指定文化財や登録文化財等の被害状況も調査することとし、3 月 13 日から断続的に登米市、石巻市の内陸部、塩竈市、松島町、東松島市において現地調査を実施した。この間、各市町村の災害対応業務がやや落ち着いてきた状況を受けて、3 月 25 日付けで無形民俗文化財を除く指定及び登録文化財の被害状況の報告を各市町村教育委員会に依頼し、被害状況の全県的な把握に当たった。なお、無形民俗文化財については指定・

指定文化財等の発災直後の被災状況



写真2-2 気仙沼市男山本店被災状況



写真2-3 史跡仙台城跡石垣崩落状況



写真2-4 史跡仙台城跡本丸東側崖崩れ



写真2-5 我妻家住宅土壁崩落状況



写真2-6 史跡旧有壁宿本陣土壁崩落状況



写真2-7 大徳寺木造不動明王坐像破損状況



写真2-8 特別史跡多賀城跡附寺跡館前地区地割れ



写真2-9 史跡雷神山古墳後円部陥没

未指定を問わず、6月15日付けで沿岸市町教育委員会に対して被災状況の把握と報告を依頼した。

被災文化財の現地調査に併せて所有者や市町村文化財担当者に対して被災文化財の応急措置について助言し、文化財の保全・保護を図るとともに、今後の修理・修復に関する方針や国・宮城県の補助等について説明を行った。また、文化庁の各部門の調査官による文化財の被災状況の現地視察・調査が4月12日から順次実施された。

最終的に有形・登録文化財の被害状況が把握できたのは、国・宮城県指定文化財が6月、市町村指定文化財が9月であった。宮城県内の国・宮城県・市町村指定文化財及び国・市町村登録文化財等の被害は、394件（第3章 表3-1・3-2）に及んだ。特に被害が甚大であったのは、旧有備館及び庭園（大崎市）の主屋の倒壊、仙台北城跡の石垣崩落と崖崩れ、我妻家住宅（蔵王町）、旧有壁宿本陣（栗原市）の建造物の土壁崩落、大徳寺木造不動明王坐像（登米市）の破損などであった。

（1）宮城県文化財保護審議会の緊急提言

震災から2ヶ月が経過した5月19日には、宮城県文化財保護審議会を緊急に開催した。審議会の席上、委員に対して宮城県内の指定文化財等の被害状況を報告するとともに、被災文化財の保護のための『緊急提言』についての検討を行った。審議会での検討を経て、6月3日には、宮城県文化財保護審議会より『東日本大震災からの復興に向けての緊急提言—みやぎの文化の継承と発展のために—』を発出した（第4章参照）。この緊急提言は、震災からの復興に際し、今後のあるべき郷土の姿を描く上で、文化財の果たす役割の大きさとその保護の重要性について述べられたものであり、被災文化財の保存・保護を図るための重要な基本方針となった。

（2）国への要望等

建造物や美術工芸品、史跡等の被災文化財の修理・修復費用が多額となることが見込まれ、所有者及び補助を行う自治体の財政負担が増大して文化財の修復が迅速且つ十分に実施できない恐れが生じたことから、宮城県では、国に対して、所有者及び宮城県・市町村の被災文化財修復のための財政負担を軽減する目的で、国庫補助金の補助率の嵩上げと補助対象事業の拡大、宮城県・市町村の補助事業への特別交付税措置を要望した。

こうした要望に対して、国庫補助金の補助率や補助対象事業は従来通りとなったが、国指定等文化財の自治体負担分については、震災特別交付税により100%が措置され、地方指定文化財や国登録文化財等の災害復旧に要する自治体負担分については、特別交付税により80%が措置されることとなった。これによって宮城県や市町村の財政的負担が軽減され、被災文化財の修理・修復の見通しが立てられることとなった（第5章参照）。

なお、各種法人や民間団体等が行う被災文化財に対する助成等の支援については、情報収集を行うとともに、市町村や所有者、保持団体へその情報を提供し、積極的な応募を呼びかけた。

2 特別名勝松島

特別名勝松島地内における災害復旧・復興事業の緊急性に対応し、事業の迅速・円滑な遂行とともに『保存管理計画』に基づいた特別名勝松島の保護・保存をいかに図るか、現状変更の取り扱いをど

のようにするか、その対応方針を決めることが急務であった。また、非常災害時の「応急措置」の枠組みを早急に打ち出す必要があった。そのため、震災直後から連日、これらに関して文化庁と協議・調整を進めた。

これを受けて、文化庁から平成 23 年 3 月 25 日付け 22 庁財第 1214 号文書で「東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る文化財保護法第 125 条及び第 168 条の規定の適用について



写真2-10 特別名勝松島浪打浜の被災状況

(通知)」(巻末資料 2) の通知が発出され、東北地方太平洋沖地震に伴う復旧事業のうち、以下の①から⑦までのいずれかに該当し、かつ、平成 23 年 6 月 30 日までに着手するものについては「非常災害のために必要な応急措置」として取り扱う、との方針が示された。応急措置の対象となったのは、①崩落した土砂、落石等の撤去及び除去、②崩落した法面等の応急的な崩落防止対策、③損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地、④津波等により堆積した土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地、⑤緊急車両のための仮設道の設置、⑥撤去物の仮置き、⑦その他緊急を要するもの、の 7 項目である。また、災害復旧事業の進捗状況等に鑑み、この取り扱いの延長が必要な場合は、別途通知する、といった内容であった。

宮城県教育委員会は、東日本大震災に伴い特別名勝松島地内（特別名勝松島保存管理計画における第 1 種保護地区の内 1 B 及び 1 C 地区、第 2 種保護地区の内 2 B 地区、第 3 種保護地区及び海面保護地区）において行われる具体的な災害復旧事業が「非常災害のために必要な応急措置」に該当するかどうかを確認するため、文化庁に対して平成 23 年 3 月 25 日付け文第 2247 号文書で「文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書きの取扱いについて（照会）」の照会を行った。その内容は、ア．ライフライン（電気、上下水道、ガス、電話（携帯電話を含む）、道路、橋梁、河川施設、鉄道）の復旧（原状回復）、イ．仮設建築物その他の工作物（プレハブ仮設住宅、仮設トイレ等）の設置、ウ．遺体の仮土葬、の 3 項目である。

これに対して文化庁から、平成 23 年 3 月 28 日付け 22 財記第 262 号文書で「文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書の取扱いについて（回答）」の回答とされたア～ウについては、「非常災害のために必要な応急措置」に該当するとして差し支えない、との助言を受けた。

これらを踏まえて、宮城県教育委員会から関係市町教育委員会、宮城県関係部局（土木部・農林水産部ほか）、国機関（国土交通省東北地方整備局・農林水産省東北農政局）、主要な民間会社（東北電力・NTT 東日本・JR 東日本ほか）に対し、平成 23 年 3 月 31 日付け文第 2264 号文書で「文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書きの取扱いについて（通知）」の通知を発出した。

3 埋蔵文化財

埋蔵文化財の被害については、市町村文化財担当職員が避難所対応に追われていたことや、通信手

段の遮断や通信の混乱、道路の寸断、燃料不足等により、3月中はほとんどの市町村での現地確認ができなかった。その後、これらの復旧・解消に従い、徐々に県内遺跡の被害状況が明らかになり、震災発生から約1か月半後の平成23年4月下旬頃には、おおよその被害状況を把握することができた。

その結果、沿岸部の埋蔵文化財（遺跡）については、津波による浸水を受けた遺跡は多数あったものの、遺跡本体が流出、崩壊するといった壊滅的な被害は確認されなかった。内陸部では、城館跡や横穴墓等の立地する丘陵の崩落や地割れ、陥没等が確認された（第3章 表3-4・3-5・3-6）。

（1）被害状況の把握と復旧・復興に係る発掘調査費用等の算出

震災直後より、宮城県県の総務担当者や報道機関からは、文化財関連の被害状況についての問い合わせ、宮城県県の財政担当者からは今後必要となる発掘調査費用についての算出依頼が相次いだ。上記のとおり、市町村の被害状況を把握することが困難であったことから、取り急ぎ、当課において津波被害が大きかった沿岸部市町村の被災遺跡数、家屋数等を算出し、復旧・復興に要する発掘調査費用を算出する基礎資料を作成することとした。

作成方法として、公表された津波浸水区域に基づき、国土地理院や民間航空測量会社が撮影した航空写真から津波被災地域を推定し、これらを遺跡地図や住宅地図と照合させることによって、津波被害に遭った遺跡数とその遺跡内に所在する住宅等の数を算出した。把握したデータを基にして、住宅等の建物については、ほぼ現位置で再建されるとの想定のもとに復旧・復興に伴う発掘調査費用を算出した。この他、各市町村の埋蔵文化財収蔵施設の被害状況についても、電話等での聞き取り又は現地確認を行い、建物の被害と収蔵品（土器等の遺物）の被害状況の把握に努め、施設の修理や被災遺物の復元等に要する費用を推計した。



写真2-11 女川町津波被災状況



写真2-12 山元町津波被災状況

（2）遺物整理室・当課分室の確保

当課分室において遺物整理作業を継続することが不可能になったため、震災前に実施していた整理作業や、震災以降増加すると見込まれた復興調査に伴う出土遺物等を整理する場所の確保が急務となった。しかし、多くの県有施設が被災したため、一定の面積を有する建物への入居は難しく、また、遺物整理に適した施設はほとんどなかったことから、適地の選定は困難を極めた。

このため、取り急ぎ、平成23～24年度は東北歴史博物館の2室を借用して遺物整理作業を継続したほか、平成24年度からは浮島整理室の駐車場に設置した仮設プレハブ建物や、復興調査が実施

されていた多賀城市山王遺跡発掘調査現場、山元町涌沢遺跡発掘調査現場の仮設プレハブ建物の3ヶ所に分かれて遺物整理作業を行った。

また、派遣職員の執務室については、平成24年度上半期は復興調査の増加に伴い全国の自治体から発掘調査の応援のため派遣していただいた職員が9名だったことから当課内に割り当てることができたが、下半期は17名に増員となったため、宮城県庁北側にある宮城県自治会館206号室を半年間借用して机を配置し、執務室として利用した。

平成25年度には、旧宮城県公文書館（2階と3階の一部）を当課分室（仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地所在）とし、以後、現在に至るまで遺物整理作業等を継続している。併せて、平成25～28年度派遣職員の執務室も当課分室に設置することとした。

（3）文化庁との調整及び兵庫県・神戸市からの支援



写真2-13 宮城県自治会館



写真2-14 当課分室（2・3階）

・文化庁

震災翌日の3月12日の16時30分頃、文化庁記念物課から職員の安全や被害状況等の確認のための連絡があった。また、同日、当課から文化庁に震災直後の復旧工事に係る埋蔵文化財の対応等について照会したところ、禰宜田佳男主任文化財調査官（当時）から以下の回答があった。

- ①阪神淡路大震災の時は、対応決定の権限が国（文化庁）にあったが、今は県に権限委譲しているので、基本的には県が基準・対応を決めて欲しい。
- ②東日本大震災の被災範囲は、阪神淡路大震災とは比較にならないくらい広範囲なので、現状に合わせて基準等を決めて欲しい。
- ③東北地方と関東地方（実際は岩手県・宮城県・福島県の3県となる）の中で対応に大きな差が出ることは好ましくないので、3県で連絡を取りながら調整して欲しい。必要に応じて文化庁が仲介役となる。
- ④復旧工事等に係る法第93・94条の届出等を必要としない期間については、阪神淡路大震災時には当面としていたが、東日本大震災は被災範囲が広いので、適宜設定して欲しい。

といった回答があった。

その後、文化庁から平成23年3月25日付け22庁財第1213号文書で「東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について（通知）」（巻末資料1）

の通知が発出され、法第 93 条、第 94 条、第 96 条及び第 97 条に規定されている届出または通知に係るものに関し、東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、非常災害や緊急性に応じた取り扱いがなされることとなった。対象となる復旧工事の範囲は、①電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧、②仮設住宅の建設、③損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地、④その他緊急を要する復旧工事、などであった。

また、震災から約 1 ヶ月後の平成 23 年 4 月 20 ～ 21 日に文化庁で開催された「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会協力者会議」において、協力者委員となっていた当課山田晃弘技術副参事兼技術補佐（当時）が本県の被災状況を報告したほか、文化庁と復興調査に係る基本方針、人的支援、予算措置及び地元負担の軽減、事業量の見込みや、考古資料の救出（文化財レスキュー）等について意見交換を行った。

・兵庫県・神戸市

阪神淡路大震災の被災地である兵庫県及び神戸市教育委員会の文化財担当者からも、東日本大震災直後より、数回、職員の安全確認等について電話連絡があったほか、阪神淡路大震災時の震災対応記録集（「災害から文化財を守る ー阪神・淡路大震災文化財復旧・復興事業の記録ー」）等が送付され、初期対応に役立てることができた。

第3章 文化財等の被災状況について

第1節 指定文化財等

当課では、平成23年3月25日付けで指定文化財及び登録文化財等の被害状況の報告を各市町村教育委員会に依頼し、被害状況の全県的な把握を図るとともに、可能な限り現地調査を実施した。また、市町村の要望に応じて、市町村指定文化財や登録文化財等の被害状況を調査した。同年9月頃までには、国・宮城県・市町村指定文化財、国・市町村登録文化財の被害の全容がほぼ把握できたが、その被害は、国・宮城県・市町村指定文化財及び国・市町村登録文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財で総計394件に上った（表3-1）。大地震による建造物類の被害が甚大であったことは言うまでもないが、津波による被害は特に深刻なものとなり、被害の範囲は宮城県内全域に及んだ（表3-2）。

表3-1 国指定等文化財等の被害件数

1 指定文化財

令和7年1月集計（単位：被害件数）

区 分	種 別	国指定	県指定	市町村指定	計
有形文化財	建造物	19	32	67	118
	美術工芸品	7	11	54	72
民俗文化財	有形民俗文化財		0	1	1
	無形民俗文化財	2	2	24	28
記念物	特別史跡・史跡	17	4	50	71
	史跡及び名勝	1			1
	特別名勝・名勝	2	1	6	9
	天然記念物	7	3	11	21
計		55	53	213	321

2 登録文化財

区 分	種 別	国登録	県登録	市町村登録	計
有形文化財	建造物	42		22	64
	美術工芸品	0		8	8
計		42		30	72

3 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

区 分	種 別	国選択			計
民俗文化財	無形民俗文化財	1			1
計		1			1

総計（1 + 2 + 3）	98	53	243	394
---------------	----	----	-----	-----

表3-2 国指定等文化財の被害状況

1 国指定等文化財

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
1	国宝	建造物	仙台市	大崎八幡宮	大崎八幡宮	板壁・漆塗装・彫刻が一部破損	
2	国宝	建造物	松島町	瑞巖寺庫裏及び廊下	瑞巖寺	漆喰壁に一部崩落・亀裂	
3	国宝	建造物	松島町	瑞巖寺本堂	瑞巖寺	一部の柱にずれ、南側の櫓の木が素屋根に倒れかかり	
4	重要文化財	建造物	仙台市	東照宮	東照宮	唐門：傾斜、控柱のずれ／灯籠：大半が倒壊／鳥居：ずれ、剥落、冠木に隙間／本殿：脇障子・建具に軽微破損／透塀：全体的に傾斜／隨身門：全体的に傾斜、右脇塀土台外れ	
5	重要文化財	建造物	仙台市	大崎八幡宮長床	大崎八幡宮	正面虹梁上小壁に軽微破損	
6	重要文化財	建造物	仙台市	陸奥国分寺薬師堂	陸奥国分寺	土壁剥落、板壁欠損、木部ゆるみ 4.7 の余震により、須弥壇：足元圧解、全体的に傾斜、高欄部材脱落／附厨子：板壁破損、全体的に傾斜、組物一部脱落	
7	重要文化財	建造物	石巻市	石井開門	国（国土交通省）	開閉機の破損、煉瓦積・石積に一部ひび割れ	
8	重要文化財	建造物	塩竈市	鹽竈神社	志波彦神社 鹽竈神社	別宮拝殿：臺股落下、床漆塗装亀裂／別宮廻廊：土台石・柱のずれ／左右宮拝殿：臺股落下、床漆塗装に亀裂／左右宮廻廊：こけら抜け、塗装はがれ	
9	重要文化財	建造物	名取市	洞口家住宅	個人	主屋：側柱の割裂、内外土壁亀裂、土壁倒壊／表門：外壁割れ、剥離、崩落／馬屋：外壁割れ、剥離	
10	重要文化財	建造物	名取市	旧中澤家住宅	名取市	壁の崩落・亀裂・剥落、下屋傾斜、茅抜け落ち、	
11	重要文化財	建造物	角田市	旧佐藤家住宅	角田市	外壁に小規模亀裂	
12	重要文化財	建造物	角田市	高蔵寺阿弥陀堂	高蔵寺	壁板のずれ、梁に亀裂	
13	重要文化財	建造物	登米市	旧登米高等尋常小学校校舎	登米市	窓枠の倒壊、ガラス割れ、漆喰壁破損、東側昇降口に傾き、廊下手摺破損、火災報知機一部断線	
14	重要文化財	建造物	蔵王町	我妻家住宅	個人	主屋：内外壁土壁亀裂・剥落、下屋柱の傾斜／文庫蔵：漆喰壁崩落／前蔵：漆喰壁崩落、扉脱落／穀倉：外壁土壁亀裂／塀：外側に傾斜、石垣に隙間、土壁崩落／東側門：冠木上の折損／管理棟：瓦崩落、雨漏り	
15	重要文化財	建造物	松島町	瑞巖寺五大堂	瑞巖寺	軒支輪脱落、棧唐戸ずれ、厨子垂木脱落	
16	重要文化財	建造物	松島町	瑞巖寺御成門	瑞巖寺	御成門：筋交破損、太鼓塀：漆喰壁の亀裂及び剥落	
17	重要文化財	建造物	松島町	瑞巖寺中門	瑞巖寺	太鼓塀：漆喰壁の亀裂及び剥落、貝形の変形	
18	重要文化財	建造物	松島町	圓通院霊屋	圓通院	来迎柱ねじれ、長押突き付けに隙間、全体に歪みか	
19	重要文化財	建造物	加美町	松本家住宅	個人	外壁に小規模亀裂	
20	重要文化財	美術工芸品	仙台市	木造釈迦如来立像	龍寶寺	仏像にき損なし。光背化仏の1つが落下。台座獅子飾り及び四天王像が落下。堂宇の漆喰壁に亀裂剥落多数。	
21	重要文化財	美術工芸品	仙台市	陸前国沼津貝塚出土品	東北大学	土製獣：転倒キズ／浅鉢：転倒破損／朱塗高坏：転倒破損	
22	重要文化財	美術工芸品	仙台市	埴輪甲・埴輪家残闕・埴輪円筒	東北大学	埴輪円筒：転倒により上半部が破損	
23	重要文化財	美術工芸品	角田市	木造阿弥陀如来坐像	高蔵寺	連弁の脱落	
24	重要文化財	美術工芸品	登米市	木造不動明王坐像	大徳寺	本体に破損 右腕の下がり 接合面の緩み	
25	重要文化財	美術工芸品	栗原市	木造薬師如来坐像	双林寺	脇侍増長天立像の転倒	
26	重要文化財	美術工芸品	栗原市	木造二天立像	双林寺	増長天が転倒、中尊薬師如来坐像に寄りかかる	
27	重要無形民俗文化財	無形民俗	石巻市	雄勝法印神楽	雄勝法印神楽保存会	津波による用具流出	
28	重要無形民俗文化財	無形民俗	東松島市	月浜のえんずのわり	えんずのわり保存会	集落1軒を除き壊滅、岩窟は瓦礫に埋もれるが、小破損	

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
29	史跡	史跡	仙台市	仙台北城跡	仙台市	石垣：崩落／隅櫓：背面瓦落下、小庇落下／土塀：一部崩落／本丸昭忠碑：蔭部分落下・破損	
30	史跡	史跡	仙台市	遠見塚古墳	仙台市	後円部の主体部陥没	
31	史跡	史跡	仙台市	陸奥国分寺跡	仙台市	石灯籠 1 基を残して倒壊	
32	史跡	史跡	石巻市	沼津貝塚	石巻市	法面崩落（2ヶ所）、崩落面は地肌が露出	
33	史跡	史跡	名取市	雷神山古墳	名取市	主体部陥没（5m × 1.5m）、史跡標柱破損	
34	史跡	史跡	名取市	飯野坂古墳群	名取市	薬師堂古墳擬木柵破損	
35	特別史跡	史跡	多賀城市	多賀城跡附寺跡	多賀城市	正殿：礎石割れ隙間の拡大、舗装の波打ち／館前地区：東斜面に亀裂／公衆便所（3棟）：浄化槽破損、屋根一部破損／四阿・覆屋：石畳・柱基礎などの破損・陥没／土留め石垣：ひび割れ／廃寺跡：中門階段陥没、塔基壇階段の階段石ずれ、管理棟側溝の傾き・ずれ／柏木遺跡：園路舗装の割れ・ずれ	
36	史跡	史跡	栗原市	仙台北花山村寒湯番所跡	栗原市	表門：石垣に一部ずれ、くさび抜け落ち	
37	史跡	史跡	栗原市	旧有壁宿本陣	個人	土蔵：漆喰壁剥落／南長屋門：南側に傾斜、外壁隙間・崩落、／北長屋門：土台沈下、内外壁崩落・亀裂／本屋：瓦落下、内外壁崩落・亀裂／土蔵：6棟、馬屋1棟に壁等崩落・亀裂／庭園：灯籠倒壊	
38	史跡	史跡	栗原市	山王圀遺跡	栗原市	真砂土舗装の亀裂、あずまの壁板ずれ	
39	史跡	史跡	東松島市	里浜貝塚	東松島市	寺下～西畑地区で若干の亀裂	
40	史跡	史跡	大崎市	山畑横穴群	大崎市	指定地西側崩れ、囲柵破損、横穴付近にえぐれ、指定隣接地東側崖崩れ	
41	史跡	史跡	大崎市	陸奥上街道	大崎市	一部に地割れ、東屋の一部破損	
42	史跡	史跡	七ヶ浜町	大木圀貝塚	七ヶ浜町	遊歩道地割れ、階段の石の脱落、擁壁の崩落、貝層部分の地滑り	
43	史跡	史跡	涌谷町	長根貝塚	涌谷町	史跡標柱、説明板、注意板が傾斜	
44	史跡	史跡	美里町	山前遺跡	美里町	地表面に陥没・地割れ・地盤沈下、擁壁崩れ、擁壁コンクリート崩落、擬木柵の落下・亀裂、四阿基礎破損	
45	史跡	史跡	仙台市・利府町	岩切城跡	仙台市・利府町	地滑りによるアスファルトの亀裂・段差	
46	史跡・名勝	史跡・名勝	大崎市	旧有備館および庭園	大崎市	主屋：倒壊／付属屋壁一部破損、池護岸陥没・地割れ・穴、石塔倒壊	
47	特別名勝	特別名勝	塩竈市・七ヶ浜町・松島町・利府町・東松島市	松島	（宮城県）	各所で地震及び津波による被害	
48	名勝	名勝	石巻市	齋藤氏庭園	石巻市	主屋玄関の庇屋根破損、内部の塀・灯籠が倒壊	
49	天然記念物	天然記念物	仙台市	苦竹のイチョウ	仙台市	樹木を囲むブロック塀が壊れる	
50	天然記念物	天然記念物	仙台市	青葉山	東北大学	沢道北斜面一部崩落／見晴坂一部地すべり、遊歩道に傾き／見晴台北端に地割れ／蒙古の碑（弘安 10 年）若干のずれ	
51	天然記念物	天然記念物	石巻市	八景島暖地性植物群落	石巻市	一部崖崩れ	
52	天然記念物	天然記念物	白石市	小原の材木岩	白石市	一部崩落	
53	天然記念物	天然記念物	登米市	横山のウグイ生息地	登米市	停電によるポンプ停止のため、池水位の低下	
54	天然記念物	天然記念物	南三陸町	歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石	南三陸町	津波の直撃による石製案内板等の破損、化石の露頭は無事	
55	天然記念物	天然記念物	南三陸町	椿島暖地性植物群落	南三陸町	島の標高の半分が浸水、津波による倒木・流失、低木、下草類の枯死	

2 宮城県指定等文化財

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
1	県指定	建造物	仙台市	旧仙台北城板倉	個人	庇柱の礎盤ずれ、板壁の脱落、庇腕木の外れ	
2	県指定	建造物	仙台市	亀岡八幡宮石鳥居	亀岡八幡宮	笠木のずれ、額の傾斜	
3	県指定	建造物	仙台市	落合観音堂	光西寺	板壁・正面格子の脱落、寺務所半壊	
4	県指定	建造物	仙台市	宮城県知事公館正門 (旧仙台北城門)	宮城県	下部に隙間、壁に歪み	
5	県指定	建造物	仙台市	陸奥国分寺仁王門	陸奥国分寺	全体的に数 cm 移動	
6	県指定	建造物	仙台市	大崎八幡宮石鳥居	大崎八幡宮	部材間に隙間、楔の緩み	
7	県指定	建造物	仙台市	東照宮手水舎	東照宮	軒先の垂下、石垣側の足元地面に亀裂、石垣の積み石がわずかに外側に突出	
8	県指定	建造物	石巻市	持福院観音堂	陽山寺	高欄はずれ、縁束ずれ、厨子床板はずれ、屋根が何カ所かずれる	
9	県指定	建造物	気仙沼市	補陀寺六角堂	補陀寺	建物全体が傾斜	
10	県指定	建造物	白石市	旧小関家住宅附表門・路地塀	白石市	一部壁に亀裂	
11	県指定	建造物	白石市	旧上戸沢検断屋敷木村家住宅	白石市	一部壁に亀裂	
12	県指定	建造物	名取市	熊野新宮神社本殿	熊野神社	証誠殿：竹の節が軽微破損／十二社権現：前面東側の横木破損	
13	県指定	建造物	多賀城市	今野家住宅附中門	宮城県	中門：馬屋土台ずれ、屋根棟櫓・茅ずれ／母屋：壁剥落、下屋指梁の楔破損	
14	県指定	建造物	登米市	華足寺客殿及び山門	華足寺	山門：羽目板にずれ、二階南側軒先の部材の破損、屋根瓦の落下（4.7 余震による）	
15	県指定	建造物	登米市	旧登米警察署庁舎	登米市	漆喰壁一部破損、ガラス破損、シャンデリア破損、瓦の落下、建具の破損	
16	県指定	建造物	登米市	覚乗寺高台院霊屋	個人	板壁 2 枚外れ、厨子塗装の剥落、来迎柱壁の垂下	
17	県指定	建造物	登米市	香林寺山門	個人	壁板のずれ	
18	県指定	建造物	栗原市	志波姫神社本殿	志波姫神社	扉外れ 右扉脱落、壁板の外れ、ゆるみ数カ所	
19	県指定	建造物	栗原市	金成小学校校舎	栗原市	漆喰壁一部剥落 玄関の窓ガラス破損、一部脱落	
20	県指定	建造物	栗原市	妙教寺山門	妙教寺	柱ずれ	
21	県指定	建造物	栗原市	日枝神社(本殿・拝殿)	日枝神社	拝殿：階かすがいが外れ、縁歪み／本殿：縁束暴れ、柱貫のずれ	
22	県指定	建造物	栗原市	有壁本陣	個人	(「史跡旧有壁宿本陣」に同じ)	
23	県指定	建造物	大崎市	茂庭家霊屋	石雲寺	若干の歪み	
24	県指定	建造物	大崎市	須江家住宅附棟門・塀中門・宅地	個人	雨戸外れ、縁束割れ、内外部土壁が多数剥落	
25	県指定	建造物	大崎市	祇劫寺本堂	祇劫寺	基礎・柱に亀裂、壁に亀裂・崩落多数	
26	県指定	建造物	蔵王町	刈田嶺神社本殿	刈田嶺神社	縁束割れ、竹の節外れ	
27	県指定	建造物	松島町	瑞巖寺総門	瑞巖寺	津波で下部冠水	
28	県指定	建造物	松島町	観瀾亭	松島町	土壁崩落、鴨居落下	
29	県指定 ※現重文	建造物	松島町	陽徳院霊屋	陽徳院	外面黒漆壁の柱及び付け鴨居チリ際に漆切れ	
30	県指定	建造物	松島町	日枝山王神社本殿	日枝山王神社	壁板のずれ	
31	県指定	建造物	涌谷町	見龍院霊屋	個人	建物全体の歪み、天蓋等の内部装飾の一部落下・破損、附属指定の石製五重塔の一部落下、破損	
32	県指定	建造物	涌谷町	神明社拝殿(旧妙見宮旧本殿)	神明社	拝殿向拝の柱のずれ	
33	県指定	美術工芸品	石巻市	木造聖観音立像	常春寺	収蔵庫が津波被災	
34	県指定	美術工芸品	石巻市	木造男神像	小鋭神社	木造男神像被害なし、防火設備の放水銃 1 基破損	
35	県指定	美術工芸品	名取市	熊野那智神社懸仏・銅鏡	熊野那智神社	覗き展示ケース内滑落	
36	県指定	美術工芸品	角田市	木造阿弥陀如来坐像	称念寺	前面に転倒	

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
37	県指定	美術工芸品	角田市	木造薬師如来坐像	高蔵寺	光背の破損	
38	県指定	美術工芸品	登米市	青銅五重塔	大徳寺	礎石石組ずれ	
39	県指定 ※現重文	美術工芸品	大崎市	木造千手観音坐像及両脇侍立像(小松観音)	お薬師様文化財保存会	転倒、台座からずれ、表面に亀裂、台座裏面一部破損	
40	県指定	美術工芸品	大崎市	木造阿弥陀如来坐像	安国寺	転倒、破損、光背・蓮台の破損	
41	県指定	美術工芸品	蔵王町	丈六阿弥陀如来坐像	保昌寺	体幹部が後方に動き、膝前材と分離、光背が像側に倒れかかる	
42	県指定	美術工芸品	亘理町	木造阿弥陀如来立像	称名寺	台座から抜け、正面向かって右に傾く	
43	県指定	美術工芸品	南三陸町	紺紙金泥大般若経巻二百九十七	荒沢神社	津波により水損	
44	県指定	無形民俗	石巻市	名振のおめつき	秋葉神社氏子会	用具が全て流出、会員十数名死亡	
45	県指定	無形民俗	大和町	船形山神社の梵天ばやい	船形山神社	社殿の損傷	
46	県指定	史跡	栗原市	瀬峰一里塚	栗原市	地割れ及び地崩れ	
47	県指定	史跡	栗原市	鳥矢ヶ崎古墳群	栗原市	標柱倒壊、1号墳外柵破損	
48	県指定	史跡	柴田町	富沢磨崖仏群	常光寺	覆屋横の岩(長径4m)が崩落	
49	県指定	史跡	色麻町	念南寺古墳群	色麻町	前方後円墳の前方部に亀裂、埴輪が一部露出	
50	県指定	名勝	気仙沼市	巨釜半造	気仙沼市	災害浮遊物が漂着	
51	県指定	天然記念物	気仙沼市	岩井崎石灰岩化石	気仙沼市	説明板、標柱が津波で流失	
52	県指定	天然記念物	東松島市	月観の松	東松島市	枝を支える支柱が一部破損	
53	県指定	天然記念物	南三陸町	志津川の太郎坊の杉	荒沢神社	1mほど冠水、地盤のゆるみ	

3 市町村指定等文化財

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
1	市指定	建造物	仙台市	愛宕神社本殿・拝殿附棟札	愛宕神社	本殿：全体的に南へ移動、礎石と柱のずれ／拝殿：向背石柱、礎石からずれ	
2	市指定	建造物	仙台市	大満寺虚空蔵堂附厨子	大満寺	隅の漆喰部分的に落下、腰長押一部脱落	
3	市指定	建造物	仙台市	旧石垣家住宅附土蔵(米蔵)	仙台市	外壁土壁亀裂、建具1枚破損	
4	市指定	建造物	仙台市	善応寺開山堂	善応寺	正面扉破損、土壁の亀裂・剥離・剥落、敷石一部破損、周囲の墓石、説明板転倒、潜り門倒壊	
5	市指定	建造物	仙台市	荘厳寺山門	荘厳寺	瓦落下、両潜り戸倒壊	
6	市指定	建造物	仙台市	輪王寺山門	輪王寺	瓦一部落下、組物一部落下	
7	市指定	建造物	仙台市	泰心院山門(旧仙台藩藩校養賢堂正門)	泰心院	脇扉との接続部にゆるみ、瓦部分的に落下	
8	市指定	建造物	仙台市	旧伊達邸	仙台市	土壁落下、長押亀裂、窓ガラス建具落下・破損	
9	市指定	建造物	仙台市	旧熊谷家住宅	仙台市	壁の落下、亀裂、軒下破損	
10	市指定 ※現県指定	建造物	仙台市	旧第四連隊兵舎	仙台市	建具外れ、壁の亀裂・剥離・剥落、漆喰壁の亀裂・剥離・剥落、風除室ガラス破損、展示ケースのガラス破損、階段手すりの落下	
11	市指定	建造物	仙台市	旧姉齒家茶室(残月亭)	仙台市	土壁の亀裂・剥離・剥落、床柱のずれ、周辺石燈籠2基転倒	
12	市指定	建造物	仙台市	大年寺惣門	仙台市	瓦に軽微破損、脇扉傾き	
13	市指定	建造物	仙台市	宇那彌神社本殿	宇那彌神社	屋根材一部脱落、壁板に隙間、覆屋の歪み、全体的に傾斜、筋違脱落、境内の鳥居、石碑多数転倒、倒壊、各所に地割れ、地盤沈下	
14	市指定	建造物	仙台市	臨濟院地内弁財天堂並びに堂地	個人	土壁の部分的な亀裂・剥離・剥落	
15	市指定	建造物	石巻市	旧石巻ハリストス正教会教会堂	石巻市	津波により浸水、壁剥がれ、内部散乱、流出	
16	市指定	建造物	石巻市	天雄寺観音堂	天雄寺	津波により倒壊、数百メートル流され瓦礫に埋没	
17	市指定	建造物	塩竈市	志波彦神社	志波彦神社 鹽竈神社	地割れによる周囲垣のずれ、石段のずれ	
18	市指定	建造物	名取市	耕龍寺山門	耕龍寺	右側袖部の倒壊	

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
19	市指定	建造物	名取市	東光寺石造宝篋印塔	東光寺	塔身部の位置ずれ	
20	市指定	建造物	角田市	旧氏丈邸	角田市	門・店蔵：漆喰壁の崩落／母屋：漆喰壁の亀裂・崩落、2階柱の傾き、障子・ガラス窓の破損／土蔵：漆喰壁の亀裂・崩落、躯体の傾き	
21	市指定	建造物	角田市	諏訪神社社殿	諏訪神社	建物が傾斜	
22	市指定	建造物	角田市	諏訪神社石鳥居	諏訪神社	石部材の隙間	
23	市指定	建造物	岩沼市	竹駒神社楼門	竹駒神社	建物全体の傾斜、梁彫刻の脱落	
24	市指定	建造物	登米市	旧鈴木家住宅	登米市	土壁の亀裂、梁の落下、瓦の破損、障子の破れ、門の歪み	
25	市指定	建造物	登米市	八幡神社	米川八幡神社	屋根瓦の落下、屋根に穴	
26	市指定	建造物	登米市	不老仙館	登米市	門：スレート破損／主屋：雨戸外れ、壁亀裂／茶室：壁の亀裂・ずれ、屋根瓦落下、障子外れ	
27	市指定	建造物	登米市	旧水沢県庁舎	登米市	板塀：倒壊／庁舎棟：壁破損、窓ガラス破損、瓦の落下	
28	市指定	建造物	登米市	大嶽山興福寺六角堂	興福寺	漆喰壁の亀裂・剥落	
29	市指定	建造物	登米市	養雲寺山門	養雲寺	後方へ傾斜、柱のずれ、外壁の破損	
30	市指定	建造物	栗原市	金成ハリストス正教会 聖使徒イオアン聖堂	金成ハリストス正教会	基礎に亀裂、地盤沈下、石垣の脱落、内部壁に亀裂、屋根頂部の十字架の折損	
31	市指定	建造物	栗原市	旧佐藤家住宅	栗原市	壁に亀裂	
32	市指定	建造物	栗原市	備荒倉と文字柿ノ木番所門	個人	土蔵の壁崩落	
33	市指定	建造物	栗原市	円鏡寺山門	円鏡寺	建物のずれ	
34	市指定	建造物	栗原市	八幡神社本殿・拝殿・御輿	八幡神社	拝殿：階段及び高欄の破損、縁部分（前面部）歪み／本殿：建物が歪み礎石から浮く	
35	市指定	建造物	栗原市	蔵王権現御嶽神社本殿	御嶽神社氏子	傾き	
36	市指定	建造物	栗原市	杉薬師瑠璃殿	双林寺	縁部分のずれ、高欄破損、天井板落下、切目長押破損、建物全体に歪み、北東内陣の木鼻落下	
37	市指定	建造物	栗原市	聖徳太子堂	官庭寺	扉外れ	
38	市指定	建造物	栗原市	妙教寺祖師堂	妙教寺	羽目板外れ、厨子柱（来迎柱）のずれ、長押突き付けの外れ	
39	市指定	建造物	大崎市	瑞川寺山門	瑞川寺	建物全体に破損・傾斜	
40	市指定	建造物	大崎市	石雲寺薬医門	石雲寺	基礎コンクリートの亀裂、扉に若干の歪み	
41	町指定	建造物	蔵王町	奥平家住宅	個人	土壁が崩落、軸部の歪み、建物の一部に傾き	
42	町指定	建造物	蔵王町	刈田嶺神社隨身門	刈田嶺神社	壁板外れ、二階床板に歪み発生、二階床を支える斗供のはずれ	
43	町指定	建造物	村田町	旧八巻家住宅	村田町	壁に亀裂、茅抜け落ち	
44	町指定	建造物	亘理町	湊神社社殿	湊神社	社殿に歪み、石畳沈下、灯籠1基倒壊	
45	町指定	建造物	山元町	茶室	山元町	土壁崩落箇所多数、廂倒壊、戸倒壊	
46	町指定	建造物	山元町	蓑首城大手門	山元町	コンクリート土台に亀裂	
47	町指定	建造物	山元町	板倉	山元町	羽目板のずれ、扉倒壊	
48	町指定	建造物	山元町	八重垣神社	八重垣神社	津波で流失	指定解除
49	町指定	建造物	松島町	圓通院山門	圓通院	柱が礎石からずれる	
50	町指定	建造物	松島町	圓通院本堂大悲亭	圓通院	欄間障子剥がれ	
51	町指定	建造物	松島町	富山観音堂	大仰寺	堂宇北西隅沈下、屋根瓦脱落、壁板ずれ、向拝柱礎盤破断、長押ずれ	
52	町指定	建造物	松島町	富山仁王門	大仰寺	壁板ずれ、建具歪み、基壇石積み脱落	
53	町指定	建造物	松島町	陽徳院山門	陽徳院	傾斜、倒壊の恐れ	
54	町指定	建造物	松島町	水主町民家	瑞巖寺	土壁落下	
55	町指定	建造物	松島町	三聖堂	瑞巖寺	柱傾斜、長押のずれ	
56	町指定	建造物	松島町	阿部家住宅	個人	倒壊	指定解除
57	町指定	建造物	大和町	旧宮床伊達家住宅	大和町	土壁亀裂、襖反り及び外れ、犬走り亀裂	
58	町指定	建造物	加美町	大宮寺山門	個人	全体的に動いたか	
59	町指定	建造物	加美町	茅葺き民家（旧佐竹家住宅）	加美町	外壁土壁に亀裂多数	
60	町指定	建造物	加美町	飯豊神社本殿	飯豊神社	基礎コンクリートに亀裂	

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
61	町指定	建造物	涌谷町	佐々木家住宅（広間、主屋、板倉2棟、棟門、厩舎）	涌谷町	広間：茅棟の崩落、壁の崩落、全体的に歪み	
62	町指定	建造物	涌谷町	妙見宮（長床・本殿）	神明社	長床：土壁、板張り部分の破損、本殿：玉垣の歪み。附属指定の鉄製常夜塔の一部が落下	
63	町指定	建造物	涌谷町	涌谷館跡隅櫓（太鼓堂）	涌谷町	壁の一部に亀裂、板張り部分の一部が落下	
64	町指定	建造物	涌谷町	西光寺薬医門	西光寺	屋根棟のずれ	
65	町指定	建造物	涌谷町	土井家坊舎（仁王堂）	個人	柱の傾斜、土壁に亀裂、鴨居・敷居のずれ	
66	町指定	建造物	南三陸町	大雄寺の山門・鐘楼	大雄寺	漆喰壁の剥落	
67	町指定	建造物	南三陸町	松笠屋敷	南三陸町	漆喰壁の剥落、土台のずれ、展示掛軸の破損	
68	市指定	美術工芸品	仙台市	木造愛宕尊騎馬像・六地藏菩薩立像	正圓寺	六地藏菩薩像4 軀転倒、一部破損、台座緩み	
69	市指定	美術工芸品	仙台市	木造阿弥陀三尊像	円徳寺	勢至菩薩像光背一部分離	
70	市指定	美術工芸品	仙台市	大淀三千風供養碑	陸奥国分寺	転倒	
71	市指定	美術工芸品	仙台市	木造毘沙門天立像	大梅寺	剥ぎ目部分で各部材が分離	
72	市指定	美術工芸品	仙台市	堤人形土型	個人	指定対象については被害なし、併設の六連登り窯のうち上部四連が全・半壊	
73	市指定	美術工芸品	仙台市	中在家南遺跡出土遺物	仙台市	一部破損	
74	市指定	美術工芸品	石巻市	多福院板碑群	多福院	板碑群倒壊及び傾斜、一部破損	
75	市指定	美術工芸品	石巻市	宝篋印塔	牧山澤羊崎神社	倒壊、破損	
76	市指定	美術工芸品	石巻市	金華山道標常夜燈	個人	倒壊、一部流失	
77	市指定	美術工芸品	塩竈市	銅鉄合製燈籠（文化燈籠）	志波彦神社 鹽竈神社	頂部外れ	
78	市指定	美術工芸品	塩竈市	寒風沢造艦の碑	寒風沢区長	土台から外れて後方に倒れる、現物は被害なし	
79	市指定	美術工芸品	塩竈市	十二支方角石	寒風沢区長	下部の土台が緩み、土に埋まっている部分が露出し転倒	
80	市指定	美術工芸品	気仙沼市	木造不動明王坐像	光明寺	地震による裏山の火災が本堂に延焼する恐れがでたため、本像を持ち出した際、像体の塗装が剥離し、火炎光背や台座の一部が損傷	
81	市指定	美術工芸品	気仙沼市	木造地藏菩薩立像	光明寺	地震による裏山の火災が本堂に延焼する恐れがでたため、本像を持ち出した際、像体の塗装が剥離し、舟形光背の一部が損傷	
82	市指定	美術工芸品	気仙沼市	木造地藏菩薩坐像	地福寺	津波による本堂・庫裡等の浸水、本像は住職が持ち出したが、光背・六角框は所在不明、反花と蓮華座は本堂で発見	
83	市指定	美術工芸品	気仙沼市	波路上塩田図	個人	所有者宅が津波で全壊・流出、塩田図の所在は不明	指定解除
84	市指定	美術工芸品	名取市	新宮寺文殊菩薩像	新宮寺	転倒、一部破損	
85	市指定	美術工芸品	名取市	十三塚遺跡出土弥生土器	名取市	復元土器（大型壺）破損	
86	市指定	美術工芸品	名取市	名取熊野堂大館跡出土遺物一括	名取市	復元陶器（瓶子）破損	
87	市指定	美術工芸品	角田市	木造十一面千手観音坐像	自照院	光背倒れ、腕1本折損	
88	市指定	美術工芸品	角田市	敵国降伏の扁額	八幡神社	郷土資料館土蔵内で転倒、右辺に亀裂	
89	市指定	美術工芸品	角田市	正徳2年銘恕軒大町先生碑	喜松院	前方に倒伏	
90	市指定	美術工芸品	登米市	上沼八幡神社随神像（櫛磐間戸命像）	上沼八幡神社	部材の一部が落下	
91	市指定	美術工芸品	登米市	上沼八幡神社随神像（豊磐間戸命像）	上沼八幡神社	部材の一部が落下	
92	市指定	美術工芸品	登米市	十一面観世音菩薩立像（旧本尊）	長谷寺	部材の一部外れ、一部落下	
93	市指定	美術工芸品	登米市	木造不動明王像	瀧神社	亀裂、部材の一部が落下	
94	市指定	美術工芸品	登米市	千手観世音菩薩坐像	長承寺	部材の一部が落下、台座の落込み	
95	市指定	美術工芸品	栗原市	柳徳寺の古碑群と民間信仰彫像塔	柳徳寺	倒伏2基（如意輪観音・若柳宿駅々長碑）、破損なし	
96	市指定	美術工芸品	栗原市	平野神社の石灯籠と民間信仰の碑	平野神社	灯籠2基倒壊	
97	市指定	美術工芸品	栗原市	茂庭周防綱元の墓	洞泉院	修復部分に一部剥離	

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
98	市指定	美術工芸品	栗原市	政岡の墓	龍雲寺	一部倒壊	
99	市指定	美術工芸品	栗原市	仰け返り地蔵	栗原市	覆屋の基礎ずれ	
100	市指定	美術工芸品	栗原市	上ノ原A遺跡出土弥生後期土器	栗原市	土器 1 点破損	
101	市指定	美術工芸品	栗原市	山王岡遺跡出土品	栗原市	土器 2 点破損	
102	市指定	美術工芸品	栗原市	木造如来坐像	栗原寺	転倒、目立った損傷はなし	
103	市指定	美術工芸品	栗原市	木造菩薩立像	栗原寺	転倒、目立った損傷はなし	
104	市指定	美術工芸品	東松島市	東齋塩場の碑	東名六親講	津波で基礎ごと押し倒される	
105	市指定	美術工芸品	大崎市	黒江薬師堂狛犬	薬師堂	転倒	
106	市指定	美術工芸品	大崎市	次橋板碑	個人	傾き	
107	市指定	美術工芸品	大崎市	十二神将	お薬師様文化財保存会	3 体が倒れ破損	
108	町指定	美術工芸品	蔵王町	白鳥古碑群	刈田嶺神社	石碑 1 基倒伏	
109	町指定	美術工芸品	大河原町	阿弥陀如来坐像	繁昌院	台座がずれる	
110	町指定	美術工芸品	松島町	洞水東初倚像	瑞巖寺	首・頭部陥没、顔料剥落ほか	
111	町指定	美術工芸品	松島町	法身性西倚像	瑞巖寺	転倒	
112	町指定	美術工芸品	松島町	雲居希膺倚像	瑞巖寺	転倒	
113	町指定	美術工芸品	松島町	伊達家歴代藩主位牌	瑞巖寺	二代忠宗位牌、左側装飾：迦陵頻伽腕折れ、顔料剥落	
114	町指定	美術工芸品	七ヶ浜町	建治三年銘古碑	個人	地震と津波により基礎（石垣）が崩落し、古碑が落下、碑面等には大きな被害なし	
115	町指定	美術工芸品	女川町	横浦木村家古文書	個人	津波で流出、一部が対岸の塚浜地区に漂着	
116	町指定	美術工芸品	女川町	独國和尚関連宗教遺跡に係る文化財	個人等	掛軸「龍」、掛軸「三社託宣文」、掛軸「有流べきよう尔」、「硯」が津波により流失	一部、指定解除
117	町指定	美術工芸品	涌谷町	涌谷伊達家墓石群	個人	長蔵院霊屋の建物全体に少量の歪み／玄珠院霊屋の土間形式石敷床に歪み／墓石 2 基と、灯籠等の石造物の倒壊／その他すべての墓石にずれ／敷地を区画するブロック塀に倒壊・亀裂	
118	町指定	美術工芸品	南三陸町	三筋壺	南三陸町	津波による水損	
119	町指定	美術工芸品	南三陸町	鯨のささった海獣の骨	南三陸町	津波による水損	
120	町指定	美術工芸品	南三陸町	津龍院の寺宝	津龍院	一部流失	
121	町指定	美術工芸品	南三陸町	茶壺	津龍院	流失	指定解除
122	町指定	有形民俗	蔵王町	達磨講石像物群(玉石・安産達磨尊・宮宿卵)	個人	達磨塚正面石組みにずれ、石碑 3 基倒伏	
123	町指定	無形民俗	石巻市	石巻市渡波獅子風流	石巻市渡波獅子風流保存会	津波による用具流失	
124	市指定	無形民俗	石巻市	後谷地法印神楽	後谷地法印神楽保存会	会員 1 名死亡	
125	市指定	無形民俗	石巻市	福地法印神楽	福地法印神楽保存会	会員 1 名死亡	
126	市指定	無形民俗	石巻市	相川南部神楽	相川南部神楽保存会	用具の流失	
127	市指定	無形民俗	石巻市	長塩谷南部神楽	長塩谷南部神楽保存会	用具の流失	
128	市指定	無形民俗	石巻市	大室南部神楽	大室南部神楽保存会	用具の流失	
129	市指定	無形民俗	石巻市	大沢南部神楽	個人	太鼓等破損	
130	市指定	無形民俗	石巻市	河南鹿嶋ばやし	個人	大太鼓等破損	
131	市指定	無形民俗	石巻市	釜谷長面尾の崎法印神楽	釜谷長面尾の崎法印神楽保存会	用具の流失	
132	市指定 ※現県指定	無形民俗	気仙沼市	浪板虎舞	波板虎舞保存会	用具の一部が流失	
133	市指定 ※現県指定	無形民俗	気仙沼市	松岡虎舞	松岡虎舞保存会	会員の一部が死亡	
134	市指定	無形民俗	気仙沼市	宿打囃子獅子舞	宿打囃子獅子舞保存会	会員の一部が死亡、用具の一部が流失	

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
135	市指定	無形民俗	気仙沼市	只越七福神舞	只越芸能保存会	会員の一部が死亡、用具が全て流失	
136	市指定	無形民俗	気仙沼市	鮎立大漁唄込	鮎立大漁唄込保存会	会員の一部が死亡、用具の一部が流失	
137	市指定	無形民俗	名取市	下増田麦搗き踊	下増田麦搗き踊保存会	用具一部損傷	
138	市指定	無形民俗	名取市	関上大漁唄い込踊	関上大漁唄い込み踊保存会	用具の大部分が流失、会員 8 名死亡	
139	市指定	無形民俗	東松島市	大曲浜獅子舞	大曲浜獅子舞保存会	用具が全て流失、会員 3 名死亡	
140	町指定	無形民俗	蔵王町	榊流東根神楽	榊流東根神楽保存会	神楽舞台の倒壊	
141	町指定	無形民俗	南三陸町	波伝谷の春祈祷	波伝谷契約講	集落は壊滅、用具等流失	
142	町指定	無形民俗	南三陸町	本吉法印神楽	本吉法印神楽会	用具流失。主なメンバーは無事	
143	町指定	無形民俗	南三陸町	ささよ	ささよ保存会	用具流失	
144	町指定	無形民俗	南三陸町	行山流水戸辺鹿子躍	水戸辺鹿子躍保存会	用具流失	
145	町指定	無形民俗	南三陸町	伊里前獅子舞	伊里前契約会	用具流失	
146	町指定	無形民俗	南三陸町	葦の浜獅子舞	葦の浜獅子舞保存会	用具流失	
147	市指定	史跡	仙台市	三沢初子の墓など	仙台市	石燈籠 6 基倒壊／南墓（振姫）：倒壊／中央墓（仙姫）：やや沈下、傾き／北墓（初子）：倒壊	
148	市指定	史跡	仙台市	善応寺横穴古墳群	善応寺	部分的に崖崩れ、上部崖面崩落、横穴墓再埋没、樹木等転倒、改 1 号の前に落石、1 ～ 20 号墓付近は目に付く被害なし	
149	市指定	史跡	仙台市	東光寺の石窟群域・西平場	仙台市・東光寺	西側の裏が崖崩れ	
150	市指定	史跡	仙台市	経ヶ峰伊達家墓所	仙台市ほか	石灯籠多数倒壊、資料館石垣一部欠損、石垣各所で変形・崩落、石燈籠各所で転倒、境内数箇所で地割れ・沈下	
151	市指定	史跡	仙台市	刀工本郷国包各代の墓所	善導寺	2 基転倒	
152	市指定	史跡	気仙沼市	浦の浜遺跡	個人	史跡地内まで津波の痕跡あり、土砂や遺物の流出なし	
153	市指定	史跡	気仙沼市	藤ヶ浜貝塚	個人	説明板が流失、遺跡面の一部が流出	
154	市指定	史跡	白石市	片倉家御廟所	個人	燈籠が倒れる	
155	市指定	史跡	白石市	白石城跡	白石市ほか	復元建物の壁に亀裂	
156	市指定	史跡	白石市	世良修蔵の墓	国(財務省)	石柵倒壊、墓碑のずれ	
157	市指定	史跡	名取市	名取大塚山古墳	個人	古墳後円部墳頂北側に亀裂	
158	市指定	史跡	角田市	石川家廟所	個人	古廟：1 基転倒／中之廟：7 基転倒・5 基墓石にずれ・2 基宝塔の上が落下／台山廟：燈籠転倒	
159	市指定	史跡	角田市	大久保古墳群	角田市	(藤尾地区) 5 号墳の石室入口の土が流出し、石室上部が露出	
160	市指定	史跡	多賀城市	南安楽寺古碑群	多賀城市	3.11 本震により 2 基倒伏、4.7 余震により 1 基倒伏	
161	市指定	史跡	登米市	梁川宗元の墓	頼光寺	墓石のずれ、土台に亀裂	
162	市指定	史跡	登米市	湖水城跡と西郡新左衛門の碑	機織沼振興会	石碑基礎に亀裂	
163	市指定	史跡	登米市	山根前横穴古墳群	登米市	天井の一部崩落	
164	市指定	史跡	登米市	佐沼城跡（本丸跡）	登米市	土塁に亀裂（20m）	
165	市指定	史跡	登米市	大内家のおたまや	登米市	墓石 3 基の転倒	
166	市指定	史跡	登米市	伊達家累代の墓	個人	墓碑のずれ、倒伏	
167	市指定	史跡	栗原市	炭焼藤太の墓	栗原市	両脇灯籠落下（修理したものの 4.7 余震により再度落下）、外柵傾斜あり	
168	市指定	史跡	栗原市	明治天皇御野立所	栗原市	石碑倒伏、石に破損なし	
169	市指定	史跡	栗原市	鹿壇	栗原市	地割れ及び沈下	
170	市指定	史跡	栗原市	子々麻ヶ墓	栗原市	塚自体は被害なし、石灯籠・観音像倒伏	
171	市指定	史跡	栗原市	紫雲山万日堂跡	安養寺ほか	仏像倒伏	

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
172	市指定	史跡	東松島市	矢本横穴墓群	個人	3箇所で崖崩れ	
173	市指定	史跡	東松島市	野蒜築港中央公園跡	東松島市	流出	
174	市指定	史跡	大崎市	茂庭家松山当主及び妻の墓域	石雲寺・個人	墓石がほぼ転倒	
175	市指定	史跡	大崎市	金谷亀井岡横穴古墳群	大崎市ほか	墓の開口部及び閉塞土嚢の崩れ、西側斜面崩れ	
176	町指定	史跡	蔵王町	曲竹一里塚附古碑群	個人	石碑 1 基倒伏、石碑 1 基土台から外れる	
177	町指定	史跡	村田町	武家住宅(旧田山家)	村田町	建物全体が傾斜、床の間の壁の倒壊、土蔵の土壁が剥落	
178	町指定	史跡	村田町	願勝寺山門	願勝寺	全体の歪み、屋根の傾き、丸柱のはずれ、境内の「恋塚」が倒壊	
179	町指定	史跡	村田町	お茶毘塚	個人	五輪塔が倒壊	
180	町指定	史跡	村田町	伊達宗高公御廟及び殉死者の墓	龍島院	南側の石燈籠が倒壊	
181	町指定	史跡	村田町	経塚	龍島院	全体が回転し、正面が右へ向いた	
182	町指定	史跡	村田町	白鳥神社	白鳥神社	橋の手前にある石鳥居が全壊、石燈籠数基が倒壊	
183	町指定	史跡	村田町	奥山大学常良の墓	龍島院	石塔の一番上、相輪が落下。	
184	町指定	史跡	村田町	松尾観音堂	蓮蔵寺	全体に歪み、板壁・建具の脱落	
185	町指定	史跡	丸森町	旗巻古戦場 戦死塚	国、丸森町	仙台藩士及び庄内藩士戦死塚倒伏	
186	町指定	史跡	亘理町	亘理邑主伊達氏歴代墓所	亘理町	階段部分沈下・ズレ、燈籠・墓石等が倒壊	
187	町指定	史跡	山元町	唐船番所跡	坂元愛林公益会	法面崩落	
188	町指定	史跡	山元町	簗首城跡	坂元神社	説明板倒壊	
189	町指定	史跡	山元町	大條氏御廟	個人	大部分の石碑が倒壊	
190	町指定	史跡	山元町	井戸沢横穴古墳群	個人	標柱倒壊	
191	町指定	史跡	山元町	中島館跡	個人	標柱倒壊	
192	町指定	史跡	七ヶ浜町	湊浜薬師及び薬師座像並びに榎の木	湊浜薬師教	薬師堂：津波により浸水、瓦・灯籠の崩落、外壁の一部破損、斜面崩落、床板の破損、基礎のずれ、フェンスの破損／榎の木：津波により根の部分が浸水、根の周辺に泥の堆積	
193	町指定	史跡	七ヶ浜町	鼻節神社	鼻節神社総代会	灯籠の倒壊、本殿裏の基礎付近が崩落、大根明神裏の擁壁が一部崩落、社務所の基礎損壊、上屋のずれ、地面の亀裂	
194	町指定	史跡	大和町	信楽寺跡	宮床財産区	住職墓石 2 基倒伏	
195	町指定	史跡	加美町	濱田伊豆景隆の墓	個人	墓石転倒	
196	町指定	史跡	南三陸町	天女塚、狗塚	個人	流失	
197	市指定 ※現国名勝	名勝	塩竈市	曲木島	志波彦神社 鹽竈神社	島側面の崩落、説明板は 20m 程度移動	
198	市指定 ※現国名勝	名勝	気仙沼市	煙雲館庭園	個人	石灯籠 3 基倒伏、築山南側の石組崩落、配石倒伏	
199	市指定 ※現国名勝	名勝	多賀城市	沖の井（沖の石）	国	津波により冠水、がれき・車等が流入、フェンス破損	
200	市指定	名勝	岩沼市	渡辺庭園	個人	石灯籠、石塔 3 基倒壊	指定解除 (震災外の要因による)
201	市指定	名勝	栗原市	音羽山清水寺庭園	清水寺	灯籠 2 基倒壊	
202	町指定	名勝	村田町	谷山自然公園	国	遊歩道脇の法面の崩落	
203	市指定	天然記念物	仙台市	泉ヶ岳のミズバショウほか湿性植物群生地	仙台市	木道のずれ	
204	市指定	天然記念物	石巻市	吉祥寺のイチョウ	吉祥寺	枝の一部が折れ、樹勢がやや衰退	
205	市指定 ※現国指定	天然記念物	気仙沼市	十八鳴浜及び九十九鳴き浜	気仙沼市	津波による倒木や立ち枯れ木の伐採撤去	
206	市指定	天然記念物	名取市	衣笠の松	名取市	松枝の支柱欠落	
207	市指定	天然記念物	東松島市	宮戸島のセッコク	個人	生息地域の崖が崩落	
208	町指定	天然記念物	松島町	松島せっこく	瑞巖寺	寄生していたスギの枝から脱落	
209	町指定	天然記念物	南三陸町	泊浜のモクゲンジ	個人	浸水	

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
210	町指定	天然記念物	南三陸町	大雄寺の杉並木	大雄寺	浸水	指定解除
211	町指定	天然記念物	南三陸町	ハマナス群	南三陸町	流失	
212	町指定	天然記念物	南三陸町	館浜のモクゲンジ	個人	浸水	
213	町指定	天然記念物	南三陸町	皿貝化石標本	南三陸町	浸水	

4 国登録文化財

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
1	国登録	建造物	仙台市	荒巻配水所旧管理事務所	仙台市	曳屋作業中の仮設架台（井桁角材）の一部崩落	登録抹消
2	国登録	建造物	仙台市	大崎八幡宮社務所	大崎八幡宮	土壁の亀裂・剥離・剥落、建具ガラス4枚破損	
3	国登録	建造物	仙台市	大崎八幡宮旧宮司宿舎	大崎八幡宮	土壁に亀裂	
4	国登録	建造物	仙台市	大崎八幡宮神馬舎	大崎八幡宮	土壁内壁で剥離・剥落	
5	国登録	建造物	仙台市	青下ダム記念碑	仙台市	積み石2ヶ所脱落、周囲の擁壁4～5ヶ所崩落	
6	国登録	建造物	仙台市	門間筆筒店主屋	門間筆筒店	全体的に歪み、土壁各所で亀裂・剥落、建具の脱落	登録抹消 (震災外の要因による)
7	国登録	建造物	仙台市	青下第2ダム	仙台市	護岸の積み石一部脱落	
8	国登録	建造物	石巻市	旧北上町役場	個人	津波により流失	登録抹消
9	国登録	建造物	塩竈市	高橋家住宅主屋	個人	建物に亀裂、窓ガラスの破損	登録抹消
10	国登録	建造物	気仙沼市	男山本店店舗	個人	1、2階が津波により倒壊し、3階のみが崩落して残存、全損	
11	国登録	建造物	気仙沼市	角星店舗	個人	店舗1階部分が津波により倒壊し、土蔵造の2階部分が現位置から北側に流出、全損	
12	国登録	建造物	気仙沼市	角星旧酒造工場	個人	店舗の裏に付属する工場の一部で、津波により、店舗とともに北側に流出、全損	登録抹消
13	国登録	建造物	気仙沼市	武山米店店舗及び主屋	個人	店舗1階正面の軒柱・店舗内部が津波による漂流物で大きく損壊	
14	国登録	建造物	気仙沼市	三事堂ささ木店舗及び住宅	個人	店舗1階及び住宅1階床上浸水、正面のガラス破損	
15	国登録	建造物	気仙沼市	三事堂ささ木土蔵	個人	土蔵1階床上浸水	
16	国登録	建造物	気仙沼市	佐藤家住宅板倉	個人	基礎石を残して全壊、流失	登録抹消
17	国登録	建造物	気仙沼市	小野健商店土蔵	個人	津波により冠水、土壁・海鼠壁に亀裂、漆喰の剥落、格子木戸の流失、土扉の開閉困難、左の樫柱が束石から外れる	
18	国登録	建造物	気仙沼市	千田家住宅主屋	個人	津波により2階まで浸水、内外装損壊	
19	国登録	建造物	気仙沼市	千田家住宅土蔵	個人	水損、内外装損壊	
20	国登録	建造物	気仙沼市	千田家住宅石蔵	個人	水損、内外装損壊	
21	国登録	建造物	登米市	遊佐家住宅主屋	個人	漆喰壁及び土壁剥落、差鴨居の抜け	
22	国登録	建造物	登米市	遊佐家住宅土蔵	個人	鬼板の落下	
23	国登録	建造物	大崎市	遊佐家住宅主屋	個人	外部壁に亀裂、内部壁に亀裂・剥落	
24	国登録	建造物	大崎市	遊佐家住宅味噌部屋	個人	土壁の落下	
25	国登録	建造物	大崎市	鎌田家住宅主屋	個人	小さな亀裂	
26	国登録	建造物	大崎市	ゆさや旅館本館	個人	小さな亀裂・隙間	
27	国登録	建造物	大崎市	ゆさや旅館土蔵	個人	小さな亀裂・隙間	
28	国登録	建造物	大崎市	板垣家住宅主屋	個人	茅の落下	
29	国登録	建造物	大崎市	板垣家住宅板倉	個人	棟石の落下	
30	国登録	建造物	丸森町	蔵の郷土館齋理屋敷店蔵	丸森町	壁の一部が落下	
31	国登録	建造物	丸森町	蔵の郷土館齋理屋敷住の蔵	丸森町	壁の一部が落下	
32	国登録	建造物	丸森町	蔵の郷土館齋理屋敷業の蔵	丸森町	壁に亀裂	
33	国登録	建造物	丸森町	蔵の郷土館齋理屋敷時の蔵	丸森町	壁の一部が落下、壁に亀裂	

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
34	国登録	建造物	丸森町	蔵の郷土館齋理屋敷嫁の蔵	丸森町	壁の一部が落下	
35	国登録	建造物	丸森町	蔵の郷土館齋理屋敷童の蔵	丸森町	壁に亀裂	
36	国登録	建造物	亘理町	老松永田醸造店舗	永田醸造	瓦崩落、漆喰壁亀裂・剥落	
37	国登録	建造物	亘理町	老松永田醸造主屋	永田醸造	内部漆喰壁亀裂・剥落、瓦崩落	
38	国登録	建造物	亘理町	老松永田醸造稲荷社鞘堂	永田醸造	基礎より上部が動く、基礎に亀裂	
39	国登録	建造物	加美町	農家民宿おりざの森 (旧高野家住宅主屋)	個人	壁に亀裂	
40	国登録	建造物	美里町	上野家住宅主屋	個人	建物に歪み、離れの便所の瓦落下、内外土壁落下、建具不具合、柱亀裂、床波打ち	
41	国登録	建造物	美里町	上野家住宅土蔵	個人	建物に歪み、土壁の亀裂・剥落、扉が開かず	登録抹消
42	国登録	建造物	美里町	上野家住宅門	個人	庭側に傾斜、袖塀の倒壊	

5 市町村登録文化財

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
1	市登録	建造物	仙台市	松音寺山門	松音寺	白壁袖塀のずりおち、全体に部材ずれ	
2	市登録	建造物	仙台市	愛宕神社神門	愛宕神社	柱の傾斜、板壁に隙間	
3	市登録	建造物	仙台市	陸奥国分寺准胝観音堂	陸奥国分寺	塗装の剥落、建具脱落、施錠金物破損、壁板に隙間、厨子の組物一部脱落	
4	市登録	建造物	仙台市	亀岡八幡宮石段	亀岡八幡宮	石段の不陸や沈下、傾き	
5	市登録	建造物	仙台市	昌繁寺山門・観音堂	昌繁寺	山門：西袖塀が5cmほど西側へ移動／観音堂：向背柱の礎石が北側へ移動	
6	市登録	建造物	仙台市	正楽寺山門・本堂	正楽寺	本堂：棟瓦破損、落下／山門：土壁に亀裂	
7	市登録	建造物	仙台市	釈迦堂	孝勝寺	漆喰部分剥落、亀裂	
8	市登録	建造物	仙台市	北山羽黒神社境内社	羽黒神社	高欄折損	
9	市登録	建造物	仙台市	安藤家住宅	個人	土壁数箇所に亀裂・剥離、瓦数枚落下	
10	市登録	建造物	仙台市	陸奥国分寺鐘楼	陸奥国分寺	通肘木折損	
11	市登録	建造物	仙台市	榴岡天満宮唐門	榴岡天満宮	脇塀が数 cm 移動	
12	市登録	建造物	仙台市	大滝不動堂	西光寺	全体的に歪み、木部に隙間、部材の一部破損、堂内安置の仏像の傾斜、左腕脱落、土台石積みずれ	
13	市登録	建造物	仙台市	壽徳寺山門	壽徳寺	土壁数箇所に亀裂・剥離、部材一部破損	
14	市登録	建造物	仙台市	稱念寺本堂	稱念寺	土壁数箇所に亀裂・剥落	
15	市登録	建造物	仙台市	仏眼寺本堂	仏眼寺	土壁数箇所で剥落・崩落、部材の移動	
16	市登録	建造物	仙台市	冷源寺山門	冷源寺	土壁数箇所に亀裂・剥離、部材に隙間	
17	市登録	建造物	仙台市	仙岳院本堂	仙岳院	柱が全体的に傾斜、土壁各所に亀裂・剥離、一部剥落、長押・鴨居の脱落	
18	市登録	建造物	仙台市	清浄光院本堂	清浄光院	土壁の亀裂・剥離・剥落、壁板脱落、全体的に傾斜、取外し保管中の欄間1面の破損	
19	市登録	建造物	仙台市	延寿院本堂・地藏堂	延寿院	本堂の柱がわずかに傾斜	
20	市登録	建造物	仙台市	善入院観音堂	善入院	屋根頂部の擬宝珠一部破損、瓦棟一部破損	
21	市登録	建造物	仙台市	瑞鳳寺高尾門	瑞鳳寺	建物背面側に傾斜	
22	市登録	建造物	名取市	開運橋	名取市	津波により落橋	登録抹消
23	市登録	美術工芸品	仙台市	毘沙門天立像	善応寺	台座の傾斜、部材の一部脱落	
24	市登録	美術工芸品	仙台市	十一面観音菩薩立像	善応寺	頂仏3～4面脱落、部材の一部緩み	
25	市登録	美術工芸品	仙台市	木造観世音・勢至菩薩坐像	阿弥陀寺	台座より落下、一部破損、勢至菩薩の足先が分離、頭部はぎ目にすき間、光背破損、根元ゆるみ、先端部分分離	
26	市登録	美術工芸品	仙台市	釈迦三尊坐像	仙岳院	釈迦如来像わずかに移動、両脇侍落下	
27	市登録	美術工芸品	仙台市	阿弥陀如来坐像	仙岳院	台座の部材一部脱落	
28	市登録	美術工芸品	仙台市	薬師三尊十二神将立像	仙岳院	十二神将立像1躯が大きく破損	

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
29	市登録	美術工芸品	仙台市	木造阿弥陀如来二十五菩薩像及び地藏菩薩立像	報恩寺	地藏菩薩立像：頭部脱落／二十五菩薩像：数体が転倒	
30	市登録	美術工芸品	名取市	伊達持宗公夫妻供養五輪塔	耕龍寺	塔倒伏	

6 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

No.	指定等	種別	市町村	名称	所有者等	人的・物的被害の状況	備考
1	国：記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	無形民俗	白石市	白川犬卒都婆のゴンダチ	葉山神社総代会	会場となる社殿が倒壊、地盤沈下	

1 建造物

建造物の指定文化財では、国指定 19 件、宮城県指定 32 件、市町村指定 67 件の計 118 件、登録文化財では、国登録 42 件、市町村登録 22 件の計 64 件、総計 182 件の被害が確認された。被災した建造物の所在は、宮城県内全域に及んでいる。構造別の地震被害の傾向や具体的な被害の概要についてその主要なものを以下に記載する。なお、本項では、史跡・名勝における主要な構成要素である建造物も含めて記載する。

(1) 土蔵造

被害が確認された主なものとして重要文化財我妻家住宅（蔵王町）の文庫蔵、史跡旧有壁宿本陣（栗原市）、名勝齋藤氏庭園（石巻市）、市指定有形文化財氏丈邸（角田市）の土蔵群などがあり、外部の漆喰壁・海鼠壁が下地を含めて面的に崩落し、構造体が剥き出しとなった。また、屋根瓦の落下も至る所で確認された。



写真3-1 我妻家住宅文庫蔵 (1-14)

(2) 木造

史跡及び名勝旧有備館及び庭園（大崎市）では、主屋が倒壊し、重要文化財洞口家住宅（名取市）では主屋の柱が継手部で折損した。なお、柱の傾斜やズレ、指鴨居等構造材の外れも多く確認されており、重要文化財陸奥国分寺薬師堂（仙台市）では、厨子宮殿が傾斜し壁板が脱落した。宮城県指定有形文化財補陀寺六角堂（気仙沼市）では、全体的にねじれが生じて建物が傾斜した。



写真3-2 旧有備館及び庭園 (1-46)

土蔵造と同様、土壁の被害が木造でも見られた。特に大きな被害として、重要文化財旧中澤家住宅（名取市）では、主屋大壁が全面的に崩落し、重要文化財旧登米高等尋常小学校校舎（登米市）では、多くの漆喰壁に崩落や亀裂が生じた。

木造ではこのほか、建具の破損、墓股や木鼻等の脱落、揺れによる茅の抜け落ち、塗装のひびなどが確認された。

（３）石造など

国登録有形文化財高橋家住宅（塩竈市）は、店舗建造物であったが、津波の影響もあって構造体である壁に大きな亀裂が生じ、倒壊の危険性が高まった。被害が甚大な場合は修復が容易ではない場合が多く、高橋家住宅は、結果として取り壊しとなり、登録が抹消された。

この他の石造物としては、石灯籠や石鳥居が宮城県内全域で被害を受けた。重要文化財東照宮（仙台市）では、石灯籠の大半が倒壊し、鳥居のずれや石垣の孕みが確認された。

（４）津波による被害ほか

町指定有形文化財阿部家住宅（松島町）、町指定有形文化財八重垣神社（山元町）、国登録有形文化財佐藤家住宅板倉（気仙沼市）、国登録有形文化財角星旧酒造工場（気仙沼市）、国登録有形文化財旧北上町役場（石巻市）、国登録有形文化財上野家住宅門（美里町）、市登録有形文化財開運橋（名取市）は地震の揺れや津波による被害を受けて、いずれも指定解除、登録抹消となった。



写真3-3 高橋家住宅 (4-9)



写真3-4 角星店舗 (4-11)



写真3-5 天雄寺観音堂 (3-16)



写真3-6 荒巻配水所旧管理事務所 (4-1)

指定文化財（建造物）の被災状況



写真3-7 旧有壁宿本陣土蔵 (1-37)



写真3-8 齋藤氏庭園土蔵海鼠壁 (1-48)



写真3-9 氏丈邸土蔵 (3-20)



写真3-10 洞口家住宅 (1-9)



写真3-11 陸奥国分寺薬師堂 (1-6)



写真3-12 補陀寺六角堂 (2-9)



写真3-13 旧中澤家住宅 (1-10)



写真3-14 旧登米高等尋常小学校校舎 (1-13)

国登録有形文化財男山本店店舗、国登録有形文化財角星店舗（気仙沼市）は、下階が津波により倒壊し、最上階部のみが現地に残存した。石巻市指定有形文化財である天雄寺観音堂と旧石巻ハリストス正教会教会堂も津波により甚大な被害を受けた。

この他、特殊な被害例として、国登録有形文化財荒巻配水所旧管理事務所（仙台市）がある。当該文化財は、曳屋作業中に被災して枕木架台が崩れ、移築作業が継続不能となったため、安全性を考慮した結果、やむなく解体せざるを得なくなり、登録が抹消された。

2 美術工芸品

国指定 7 件、宮城県指定 11 件、市町村指定 54 件、市町村登録 8 件、総計 80 件の被害が確認された（表 3-3）。被害の状況としては、激しい揺れによる立像等の彫刻や工芸品の滑落、落下、転倒、石碑等の歴史資料の倒壊、土器・埴輪等の考古資料の倒伏による損傷、津波による書籍・典籍、古文書の流失、水損である。

表3-3 美術工芸品の被災件数

	彫刻	工芸品	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	合計
国指定	5				2		7
県指定	8	2	1				11
市町指定	30	5	4	1	6	8	54
市町登録	8						8
合計	51	7	5	1	8	8	80

気仙沼市指定文化財波路上塩田図、南三陸町指定文化財津龍院茶壺、女川町指定文化財独國和尚関連宗教遺跡に係る文化財は、収蔵先の建物が津波を受けて全壊したことによって流失し所在不明となったため、指定が解除された（女川町は、一部指定解除）。

特に被害が顕著な主要なものについて以下に記載する。

〈木造薬師如来坐像、木造二天立像〉（栗原市・双林寺）

収蔵庫奥の院に安置されていた重要文化財木造薬師如来坐像と両脇侍である木造二天立像のうち、向かって右側に位置する増長天立像が転倒し、薬師如来坐像に倒れ込んだ。これにより薬師如来坐像は、左袖口の手首先取付部分が割損して離れた。また、左胸と右胸の干割れに沿う部分と左膝頭部分



写真3-15 薬師如来坐像に倒れ込んだ増長天立像 (1-25)



写真3-16 薬師如来坐像の割損した手首 (1-25)

に増長天立像が倒れ込んだことによる著しい打痕が生じた。

一方、増長天立像は、正面左脇天衣の先端が割損して落下した。また、左体側部に擦れその他数箇所に細かい傷が生じた。

〈木造不動明王坐像〉（登米市・大徳寺）

重要文化財木造不動明王坐像では、全体的にはぎ目の緩んでいた部分の緩みがさらに広がった。特に、宝剣を持つ右腕の臂のはぎ目が大きく開き、留めていた布貼りが切れて垂れ下がった状態となり、右膝部で落下を押さえている状況であった。

〈木造千手観音坐像及び両脇侍立像〉（大崎市・お薬師さま文化財保存会）

県指定文化財（現：重要文化財）木造千手観音坐像及び両脇侍立像（小松観音）では、震災の揺れで向かって左側に位置する毘沙門天立像が転倒し、千手観音坐像に倒れ込んだ。千手観音坐像も台座からずれて落下の危険が生じた。これらの被害によって千手観音坐像は、正中接ぎの寄木合わせ目に全体的に緩みが生じた。また、台座・光背にも各所に欠損が生じた。毘沙門天立像の背面にも、倒れこんだ際に打痕や擦り傷が生じた。

〈陸前国沼津貝塚出土品〉（仙台市・東北大学大学院文学研究科）

東北大学大学院文学研究科考古学陳列館の耐震棚で管理していた重要文化財陸前国沼津貝塚出土品の中の朱塗高坏1点、浅鉢2点、土製獣1点が転倒し、それぞれの一部が破損した。朱塗高坏は、接合部に沿って破損し、浅鉢も接合部分が緩んで浮いた状態になった。土製獣は、頭部が削られた状態となった。



写真3-17 垂れ下がった右腕の臂 (1-24)



写真3-18 台座から下した千手観音坐像 (2-39)



写真3-19 陸前国沼津貝塚出土品の破損状況 (1-21)

3 有形民俗文化財

蔵王町指定の有形民俗文化財達磨講石造物群（玉石・安産達磨講・宮宿卵）の1件で被害が確認された。被害状況としては、達磨塚正面の石組みにずれが発生し、石碑3基が倒伏した。

4 無形民俗文化財

国指定 2 件、宮城県指定 2 件、市町村指定 24 件、総計 28 件の被害が確認された。被災内容は、津波による用具の流失、損壊や建物の倒壊、損傷、保持団体構成員が亡くなられたことである。その主な被害状況について以下に記載する。

〈雄勝法印神楽〉（石巻市：国指定）

津波によって本芸能に係る面や衣装などの用具を管理していた葉山神社（石巻市雄勝町大浜）や石神神社などが津波に吞まれ、壊滅的な被害を受けた。所有する面・衣装・道具などの一部は、瓦礫の中から回収することができたものの、ほぼすべてが流失した。

〈月浜のえんずのわり〉（東松島市：国指定）

津波により集落は、壊滅的な被害を受け、行事に携わる子供たちが籠もって共同生活を送る岩屋（岩を割り抜いた場所）にも津波が襲来して扉が破損したほか、岩屋の傍の鳥居が倒壊した。また、多くの地域住民が集落外へ転出したことから、担い手となる小中学生もわずかとなり、その存続が危ぶまれることとなった。



写真3-20 瓦礫が押し寄せた岩屋 (1-28)

〈名振のおめつき〉（石巻市：県指定）

津波により石巻市雄勝町名振地区では、10 戸程度を残し、100 戸以上が流失し、保持団体の構成員十数名が亡くなられた。また、本芸能に使用する用具が全て流出し、法被などごく一部の用具が瓦礫の中から発見された。集落が壊滅的な被害を受けたため、多くの住民が内陸の市街地などへ転居し、集落の世帯数は激減した。



写真3-21 被災前の名振のおめつき (2-44)

〈お天王さん祭り〉（山元町：未指定）

祭りの伝承拠点である八重垣神社は、海岸に近い場所にあったため社殿などの建物が基礎を残して押し流された。神輿も津波によって流出していたが、その後約 300m 離れた元総代長の宅地内で発見された。

〈女川獅子振り〉（女川町：未指定）

従来より女川町の伝統行事として獅子振りを伝承してきた地域において、笛や太鼓、獅子頭などの用具が流されたほか、伝承者が亡くなられた。

5 史跡名勝天然記念物

史跡名勝天然記念物は、国指定 27 件、宮城県指定 8 件、市町村指定 67 件、総計 102 件の被害が確認された。中でも史跡仙台城跡や史跡及び名勝旧有備館及び庭園、名勝齋藤氏庭園などの被害が大きかった。また、特別名勝松島においては、津波によって深刻な被害に見舞われた。

(1) 特別史跡・史跡

国指定 17 件、宮城県指定 4 件、市町村指定 50 件、総計 71 件で被害が確認された。多賀城市の特別史跡多賀城跡附寺跡では、重大な被害は生じなかったが、正殿礎石の隙間が大きくなった他、各所で園路や階段のひび割れ、陥没などが発生した。また、四阿やトイレ等の便益施設で随所に破損が見られた。館前地区においては、東側斜面に幅 5 cm 程の亀裂が 5 m にわたって生じた。



写真3-22 特別史跡多賀城跡附寺跡正殿基壇亀裂 (1-35)



写真3-23 史跡仙台城跡石垣崩落状況 (1-29)



写真3-24 史跡仙台城跡本丸地割れ (1-29)



写真3-25 史跡岩切城跡平場地割れ (1-45)



写真3-26 史跡山畑横穴群崖面崩落状況 (1-40)



写真3-27 県史跡富沢磨崖仏群落石状況 (2-48)

他の史跡においても多くの被害を受け、特に被害規模が大きかったのは仙台市の史跡仙台北城跡であった。各所で石垣が崩れ、本丸東側斜面では崖崩れが生じた。また、大手門北側土塀の瓦や壁が崩落した。更に、本丸に建立されていた昭忠碑の蔭部分が地上に落下し破損した。大崎市の史跡山畑横穴群では、横穴本体に直接の被害はなかったが、指定地内で崖面の一部崩落や隣接地斜面のひび割れ、崩落、柵の破損などが生じ、名取市の史跡雷神山古墳では、後円部墳頂付近が陥没した。

県指定では、栗原市の瀬峰一里塚で地割れや土砂崩れが生じ、柴田町の富沢磨崖仏群では、覆屋の上にあった長径4mほどの巨岩が地面に落下した。この他の史跡等においても、標柱や擬木柵、四阿の破損、擁壁の崩落、指定地内の地割れや亀裂、陥没、沈下といった大小の被害が生じた。

（２）特別名勝・名勝

国指定2件、宮城県指定1件、市町村指定6件、総計9件で被害が確認された。以下にその状況を記載する。

《特別名勝松島》

特別名勝松島の指定範囲は、沿岸部の塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町の2市3町に及び、面積が約12,600haと広大であり、地震の揺れと津波による被害は甚大なものとなった。

【塩竈市】：震度6強の強い揺れを観測するとともに、沿岸部に津波が襲来した。津波の高さは、本土側では1.5～4.8m、浦戸地区では8mを越え、浸水範囲が本土地区では市域面積の約22%、浦戸地区では全島において居住区域に達するなど甚大な被害をもたらした。

○特別名勝松島に係わる被災状況

- ・浦戸全島において防潮堤が損壊
- ・特別保護地区・1A地区に位置する島々の崖面等崩落
- ・1B地区内における家屋の流出・損壊
 - ①桂島：全壊38戸、大規模半壊8戸、半壊12戸
 - ②野々島：全壊31戸、大規模半壊9戸、半壊3戸
 - ③寒風沢：全壊31戸、大規模半壊16戸、半壊11戸
 - ④朴島：全壊4戸、大規模半壊7戸、半壊2戸
- ・付帯的な文化財の構成要素であるノリ養殖棚の流出



写真3-28 桂島の被災状況

【東松島市】：震度6強の地震によって大規模な津波が発生し、野蒜地区では、15時40分頃に10.35mの高さの津波（第1波）が到来した。大曲浜地区では、浸水高5.77mが観測された。東松島市全体面積101.86km²のうち37km²が浸水（約36%）し、そのうち住宅用地12km²については、8km²（約67%）が浸水した。

○特別名勝松島に係わる被災状況



写真3-29 野蒜地区の被災状況



写真3-30 宮戸島の被災状況

- ・野蒜地区では、10 mを越える津波により防潮堤が破壊され、海岸線沿いの市道が損壊した。
- ・特別名所松島の景観を構成するクロマツの防潮林に大きな被害があった。
- ・宮戸島では、外洋に面した月浜、大浜、室浜の集落では、海岸線の防潮堤や住宅街が津波によって壊滅的な被害を受けた。里浜にある奥松島縄文村では、建物の天井・壁等の剥落、浄化槽の破損、外構では、駐車場舗装の沈下・亀裂などが確認された。

【松島町】：松島町は最大震度6弱を記録し、津波被害は沿岸部を中心に2 km²の範囲に及んだ。

○特別名勝松島に係わる被災状況

特に沿岸部の高城、磯崎、手樽地域での津波被害が大きかった。また、瑞巖寺や富山観音堂など、指定地内の建造物等についても被害が確認された。

- ・手樽地区における防潮堤の決壊
- ・パノラマライン道路の崩落
- ・沿岸部での地盤沈下
- ・渡月橋の流失



写真3-31 松島海岸駅前の津波浸水状況



写真3-32 手樽地区の被災状況

【利府町】：最大震度6弱を記録した。津波警報（大津波）により、海側に面している浜田地区、須賀地区に避難指示が出された。被害としては、浜田地区、須賀地区を中心に津波被害があり、漁港施設の損壊や資材の流出等が発生した。浸水範囲は、浜田地区9.9ha、須賀地区7.4haに及び、最も深

く浸水した場所では津波高が 4 m以上に達したが、家屋の流失は免れた。

○特別名勝松島に係わる被災状況

- ・ 2 B 地区に属する浜田地区の漁港全体が 50 ～ 93cm 地盤沈下した。また、津波により防潮堤が一部損壊した。
- ・ 2B 地区に属する須賀地区の漁港全体が同様に地盤沈下した。



写真3-33 浜田漁港の津波浸水状況

【七ヶ浜町】：最大震度 5 強を観測した。津波による浸水面積は 4.8km² に及んだが、その範囲は町域 (13.27km²) の 36.4% に当たる。第 1 波到達時刻は 15 時 51 分であり、最大浸水高は 12.1 m、海岸線からの最大浸水距離は約 2 km となった。

○特別名勝松島に係わる被災状況

- ・ 松ヶ浜地区の飛ヶ崎や御殿崎、花刈浜地区の表浜・小豆浜 (特別保護・1A・2A 地区など) の丘陵崖が一部崩落
- ・ 湊浜海浜公園や菖蒲田海水浴場周辺の松林 (国有林含む) が津波により流失・枯死
- ・ 代ヶ崎浜・菖蒲田浜・松ヶ浜・湊浜 (1A・2A・2B 地区) の防潮堤の損壊・沈下
- ・ 松ヶ浜～代ヶ崎浜の漁港施設 (2B 地区) の破壊、沈下、液状化
- ・ 付帯的要素の地蔵島灯台が地震の揺れにより倒壊寸前まで破損
- ・ 津波による馬放島などの島嶼 (特別保護地区) の松の流失・枯死



写真3-34 菖蒲田海水浴場周辺の被災状況



写真3-35 吉田花刈港の被災状況

《名勝》

主な被害状況について以下に記載する。

石巻市の国指定名勝齋藤氏庭園では、主屋の建物や土蔵の壁などが崩落したほか、庭園を囲む塀の一部や庭園内の石灯籠等が倒壊した。気仙沼市指定名勝煙雲館庭園では、津波による浸水のほか、石灯籠の転倒、配石の倒伏や築山石組の崩落が見られた。同市の宮城県指定名勝巨釜半造では、津波によって災害浮遊物が一帯に漂着した。栗原市指定名勝音羽山清水寺庭園では、石灯籠の転倒、塩竈市

指定名勝曲木島では、斜面の崩落、表示板の移動、多賀城市指定名勝沖の井（沖の石）では、津波による冠水のためフェンスが破損し、瓦礫等が流入した。

（３）天然記念物

国指定 7 件、宮城県指定 3 件、市町村指定 11 件、総計 21 件の被害が確認された。主な被害状況について以下に記載する。

気仙沼市指定（現：国指定）天然記念物十八鳴浜及び九九鳴き浜では、津波による樹木の枯損や倒木が確認されたほか、同市の宮城県指定天然記念物岩井崎石灰岩化石では、津波によって説明板と標柱が流失した。登米市の国天然記念物横山のウグイ生息地では、停電に伴ってポンプが停止し、池水位が低下した。

南三陸町の国天然記念物歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石では、津波の直撃を受けたため、整備した標柱や石製案内板等が完全に破損した。幸い化石の露頭部分は無事であったが、地盤沈下のため海岸側からの立ち入りは困難となった。同町の国天然記念物椿島暖地性植物群落では、津波の浸水によって倒木、植物の流失が発生し、低木や下草類の枯死が見られた。また、同町の宮城県指定天然記念物志津川の太郎坊の杉は、高さ 1 m ほどの津波が押し寄せ、塩害のために枝が枯損するなど樹勢に影響が現れた。なお、同町の町指定天然記念物大雄寺の杉並木は、津波の浸水による被害のために指定が解除された。

石巻市の国指定天然記念物八景島暖地性植物群落では、島の一部が崖崩れに見舞われた。東松島市の宮城県指定天然記念物月観の松では、松の枝を支える柱が一部で破損した。松島町の町指定天然記念物松島せこくは、地震の揺れによって、寄生していた杉の枝からせこくが脱落した。

仙台市の国天然記念物青葉山では、小規模ではあるものの、斜面の一部崩落や地滑り、地割れな



写真3-36 齋藤氏庭園の被災状況 (1-48)



写真3-37 志津川の太郎坊の杉 (2-53)



写真3-38 青葉山の被災状況 (1-50)



写真3-39 小原の材木岩の被災状況 (1-52)

どの被害が見られた。また、同市の国指定天然記念物苦竹のイチョウでは、樹木の周囲のブロック塀が倒壊し、同市の市指定天然記念物泉ヶ岳のミズバショウほか湿性植物群生地では、木道に鉛直方向のズレが生じた。名取市の市指定天然記念物衣笠の松では、枝の支柱が欠落した。白石市の国指定天然記念物小原の材木岩では、材木岩の露頭となっている崖面の一部が崩落した。

第2節 埋蔵文化財

埋蔵文化財の被災状況については、震災発生から約1ヶ月半後の4月下旬頃よりライフラインの復旧に伴って、市町村職員や事業者を交えた現地協議が可能となり、現地確認によって被害の詳細を把握することができるようになった。

その結果、埋蔵文化財（遺跡）については、沿岸部で津波による浸水を受けた遺跡が519遺跡に上ったものの、流失、崩壊するなどの壊滅的な被害を受けた遺跡は確認されなかった（表3-4・3-5）。

一方、内陸部の栗原市、登米市、涌谷町、大和町、名取市（沿岸部を除く）、丸森町においては、城館跡、横穴墓、散布地などの8遺跡で被害が確認された。被害状況は、遺跡の立地する丘陵、段丘の崩落や地滑り、地割れ、陥没、地盤沈下等のほか、公園整備されていた大和町八谷館跡における

表3-4 沿岸市町の津波被災遺跡数（1）

市 町	被災遺跡	市 町	被災遺跡	市 町	被災遺跡	市 町	被災遺跡
気仙沼市	37	東松島市	59	七ヶ浜町	34	岩沼市	10
南三陸町	32	松島町	46	多賀城市	14	亶理町	9
女川町	33	利府町	5	仙台市	39	山元町	22
石巻市	74	塩竈市	66	名取市	39	合計	519

表3-5 沿岸市町の津波被災遺跡数（2）

No.	沿岸市町名	遺跡数		遺跡面積（㎡）		個人住宅・零細企業数		中小企業数		大企業数	
			うち住宅がある遺跡		うち宅地等面積	遺跡内	隣接地	遺跡内	隣接地	遺跡内	隣接地
1	仙台市	39	32	1,323,501	437,768	227	50	30	47	5	5
2	塩竈市	66	16	277,938	24,588	33	34	1	0	6	6
3	名取市	39	32	3,502,938	776,868	346	83	26	4	8	0
4	亶理町	9	9	128,462	5,607	109	25	0	0	0	0
5	山元町	22	19	572,506	74,826	68	92	0	0	1	0
6	岩沼市	10	5	797,812	381,656	189	31	0	1	1	0
7	松島町	46	13	273,988	41,181	113	52	5	1	4	0
8	多賀城市	14	13	760,125	350,832	193	114	33	14	14	1
9	七ヶ浜町	34	15	311,312	38,543	56	40	0	0	3	0
10	利府町	5	1	81,125	7,000	5	4	0	0	0	0
11	気仙沼市	37	28	751,562	120,662	169	128	3	1	1	0
12	南三陸町	32	22	519,975	60,748	63	36	0	2	0	0
13	石巻市	74	49	1,578,000	389,026	665	349	43	28	3	3
14	東松島市	59	33	1,214,000	132,757	99	72	4	4	0	7
15	女川町	33	25	631,688	119,232	247	150	15	8	1	1
合計		519	312	12,724,932	2,961,294	2,582	1,260	160	110	47	23
						3,842		270		70	

四阿、擬木柵の倒壊、園路、縁石の亀裂である（表 3-6）。

表3-6 内陸部の被災遺跡一覧

No.	遺跡名	所在地	立地	種別	時代	被災状況
1	松倉館跡	栗原市	丘陵	城館	中世	崖面崩落、平場陥没
2	荻生田宿の沢 C 遺跡	栗原市	丘陵斜面	散布地	縄文・古代	斜面崩落、地割れ
3	吉田遺跡	登米市	丘陵	城柵	古代	地割れ
4	洞ヶ崎遺跡	涌谷町	丘陵	散布地・横穴墓	古墳・古代	斜面崩落、地割れ
5	八谷館跡	大和町	丘陵	城館・古墳	古墳・中世	四阿・擬木柵・園路・縁石の損壊、平場地割れ
6	野田山遺跡	名取市	丘陵斜面	集落	後期旧石器・縄文・弥生・古墳～古代	地盤沈下、地割れ
7	野田山貝塚	名取市	丘陵斜面	貝塚	縄文	地盤沈下、地割れ
8	小斉清水遺跡	丸森町	段丘	散布地	縄文・弥生	地滑り

埋蔵文化財の被災状況



写真3-40 栗原市松倉館跡崖面崩落



写真3-41 栗原市松倉館跡平場陥没



写真3-42 栗原市荻生田宿の沢C遺跡地割れ



写真3-43 大和町八谷館跡平場地割れ

第3節 展示施設・収蔵施設等

東日本大震災の地震による激しい揺れと沿岸部を襲った津波は、数多くの文化財、美術工芸品を収蔵、展示する博物館、美術館及び収蔵施設に大規模な被害をもたらした。被害状況に違いはあるものの、地震による揺れで、展示資料や収蔵庫内の資料の転倒、落下による破損や、津波による展示資料の水損、汚損、さらに展示施設、収蔵庫そのものの損壊が宮城県内の広範囲で認められた（表3-7）。

主な被災施設と被災状況について以下に記載する。

〈石巻文化センター〉（石巻市）

石巻文化センターでは、地震と同時に停電し、非常用発電装置が作動して必要最小限の照明が点灯するだけの状態となっていた。その後に最初の大きな津波が旧北上川側から押し寄せた。外側の扉、ガラスが破られて館内に浸水し、浸水高は最大で床面から3mを越えていた。館内の扉も全て破損し、各部屋に海水が流れ込んだ。

その結果、1階部分は第1収蔵庫を除いて壊滅的な被害を受けた。ロビーには軽自動車が漂着し、製紙工場のストックヤードから大量の紙製品が流れ込んで紙の繊維があちこちにこびりついていて、これらの漂着物により、多くの博物館資料とこれまで行われてきた調査研究の資料が甚大な被害を被った。ただし、重要文化財を含む毛利コレクションの主な資料が収められていた第1収蔵庫だけは、以前に扉を頑丈なものに取り換えていたことが功を奏し、床上2cm程度の浸水で済んだ。

第2収蔵庫は美術資料を収蔵しており、外開きの扉が内部に倒伏し、収蔵庫前に置かれてあった梱包資材や製紙工場から流れ着いた紙製品などが建物内に流れ込んでいたが、幸いにも流出した資料はほとんどなかった。一方、もともとは車庫であったところを改修した民俗資料収蔵庫は、外壁が破れて相当数の民俗資料が流失した。

また、資料整理室にはこれまでの調査研究によるデータが収められていたが、窓が1箇所破れ、



写真3-44 津波浸水後の石巻文化センター



写真3-45 開口部から押し寄せた瓦礫



写真3-46 紙パルプ等の流入による被害状況

そこから海水が流入したことにより、これまでの調査データは全て水没した。

2階以上の地震被害については、展示室において免震台の導入や、資料のテグス留め等の耐震対策を積極的に行っていたこともあり、大きな被害は見られなかった。また、2階収蔵庫も固定棚が傾くなどの被害はあったが、上部を鉄のアンクルで相互に連結して転倒防止を図っていたために、完全な倒伏は免れた。

〈奥松島縄文村歴史資料館・野蒜文化財収蔵庫〉 (東松島市)

奥松島縄文村歴史資料館は、展示遺物のほかに接合復元された土器や骨角器、再整理途中の資料を収蔵していたが、地震による大きな揺れのために復元した土器は転倒して壊れ、棚の上や床に平積みしていた整理用コンテナも崩れて散乱した状態となった。幸いなことに津波による影響は少なく、展示ケースや収蔵庫までの浸水には及ばずに済んだ。

野蒜文化財収蔵庫は、2階建て相当の高さのある天井まで津波が押し寄せた。文化財収蔵庫の建物周辺には、住宅や自動車等が流れ着き、大量の瓦礫が積み上がっていた。平積みになっていた整理用コンテナは崩れて転倒し、一部は屋外に押し流された。

〈岩沼市ふるさと展示室〉(岩沼市)

ふるさと展示室の外部資料収蔵施設として使用していた下野郷学習館と二ノ倉海浜プール敷地内に所在する漁具収蔵施設が津波被害を受けた。下野郷学習館は、海岸から約3kmの地点にあり、主に民俗関連資料と古書籍を収蔵していた。内部は床上60cmほどが浸水し、多数の収蔵資料が水損した。幸いにも資料の流失は免れたが、文化財担当職員が災害対応のため物資輸送や被災者支援、炊き出し業務等に従事することが最優先とされ、被災状況を把握できたのは震災発生の4日後であった。さらに水道の復旧までに時間を要したことや、文化財担当職員が被災者の支援業務に携わっていたことなども重なって、被災資料の応急措置作業はなかなか進まなかった。一方、海岸線からわずか70mの位置に存在していた漁具収蔵施設は、建物そのものが津波の被害を受



写真3-47 2階まで浸水した野蒜文化財収蔵庫



写真3-48 崩落した整理用コンテナ



写真3-49 津波被害を受けた下野郷学習館

けて全壊し、収蔵資料は全て流失するなどの壊滅的な被害を受けた。この場所は、地区全体が行方不明者搜索のために立ち入り制限がなされていたこともあり、被災状況の確認が行われたのは、震災後 30 日が経過してからであった。

〈歌津魚竜館〉（南三陸町）

歌津魚竜館は、南三陸町歌津管の浜漁港防波堤のすぐ内側に立地しており、2 階建の水産振興センターの 2 階展示室と、クダノハマギョリュウの露頭展示施設である魚竜館からなっていた。水産振興センターは、津波により完全に水没して窓やドアといった開口部は破られたものの、外壁が残ったことが資料や標本の流出を防いだ。水産振興センター 1 階には大量の瓦礫が流れ込んだが、2 階展示室および露頭展示施設への瓦礫流入は免れた。水産振興センター 2 階展示室内では、展示ケース等が浮遊、流動したと推測され、展示ケースの幾つかは 1 階屋上で発見された。展示資料と標本の多くは、転倒した展示ケース内や床に散乱していた。

4 月 4 日以降、東北大学総合学術博物館が中心となって被害状況調査と残された標本の回収作業が進められたが、魚竜館屋外に展示してあった町指定天然記念物皿貝化石層群の化石の多くは、流失した。

〈その他の展示施設・収蔵施設〉

その他、被害の大きかった施設としては、津波によって資料が流出した女川町公民館展示室、マリナル女川や、地震の揺れによって建物や収蔵資料に大きな被害の及んだ大崎市古川出土文化財管理センター、栗原市築館出土文化財管理センターなどがある。



写真3-50 全壊した漁具収蔵施設



写真3-51 水没した水産振興センター



写真3-52 瓦礫に覆われた魚竜化石



写真3-53 栗原市築館出土文化財管理センター被災状況

表3-7 被災展示施設・収蔵施設等

番号	展示施設等	所在地	設置主体	種別	被災状況
1	石巻文化センター	石巻市	石巻市	類似	水損
2	石ノ森萬画館		石巻市	類似	水損
3	宮城県慶長使節船ミュージアム		宮城県	相当	水損
4	おしかホエールランド		石巻市	類似	水損
5	雄勝硯伝統産業会館		石巻市	類似	水損
6	岩沼市ふるさと展示室	岩沼市	岩沼市	類似	水損
7	大崎市立松山ふるさと歴史館	大崎市	大崎市	相当	地震
8	大崎市古川出土文化財管理センター		大崎市	類似	地震
9	大崎市田尻郷土資料室		大崎市	類似	地震
10	旧有備館及び庭園		大崎市	類似	地震
11	女川町公民館展示室	女川町	女川町	類似	水損
12	マリンパル女川		女川町	類似	水損
13	角田市立郷土資料館	角田市	角田市	類似	地震
14	栗原市立一迫山王ろまん館	栗原市	栗原市	類似	地震
15	栗原市築館出土文化財管理センター		栗原市	類似	地震
16	唐桑漁村センター	気仙沼市	気仙沼市	類似	水損
17	リアスアーク美術館		気仙沼市・本吉郡行政事務組合	相当	地震
18	エースポート展示室		気仙沼市	類似	水損
19	岩井崎プロムナードセンター		気仙沼市	類似	水損
20	宮城県美術館	仙台市	宮城県	登録	地震
21	仙台市博物館		仙台市	登録	地震
22	仙台市歴史民俗資料館		仙台市	類似	地震
23	富沢遺跡保存館		仙台市	類似	地震
24	仙台市科学館		仙台市	登録	地震
25	東北大学総合学術博物館		東北大学	類似	地震
26	東北学院大学博物館		東北学院大学	相当	地震
27	福島美術館		社会福祉法人共生福祉会	相当	地震
28	青葉城資料展示館		宮城県護国神社	—	地震
29	東北歴史博物館	多賀城市	宮城県	登録	地震
30	多賀城市埋蔵文化財調査センター		多賀城市	類似	水損
31	奥松島縄文村歴史資料館	東松島市	東松島市	類似	水損
32	野蒜文化財収蔵庫		東松島市	類似	水損
33	南三陸町立民俗資料館	南三陸町	南三陸町	類似	地震
34	南三陸町ひころの里展示室		南三陸町	類似	地震
35	南三陸町自然環境活用センター		南三陸町	類似	水損
36	南三陸町立歌津魚竜館		南三陸町	類似	水損
37	村田町歴史みらい館	村田町	村田町	類似	地震
38	涌谷町立史料館	涌谷町	涌谷町	類似	地震
39	亘理町郷土資料館	亘理町	亘理町	類似	水損

第4章 東日本大震災からの復興に向けての緊急提言

被災した指定文化財等の復旧・復興のためには、迅速かつ専門的な見地からの対応が求められたため、発災から2ヶ月余りが経過した5月19日、宮城県文化財保護審議会を急遽開催した。審議会では、当課担当職員から文化財保護審議委員に対して、宮城県内の文化財の被害状況を報告するとともに、被災文化財等の保護のための「緊急提言」の検討が行われた。この検討を受けて6月3日、宮城県文化財保護審議会は、『東日本大震災からの復興に向けての緊急提言—みやぎの文化の継承と発展のために—』と題して記者発表に臨み、この提言をもって文化財の復旧・復興の基本方針とした。

東日本大震災からの復興に向けての緊急提言

—みやぎの文化の継承と発展のために—

宮城県文化財保護審議会

平成23年6月3日

文化財を巡る状況

今回の東日本大震災は、沿岸地域を中心に、東北・関東地方に未曾有の被害をもたらした。宮城県内では9,100名を越える尊い人命が奪われ、未だに5,100名近い方々が行方不明となっている。文化財に関しても、国指定文化財、県指定文化財をはじめとし、300件近い多数の貴重な県民の財産が、流失し、倒壊し、損傷した。

住民に支えられ、地域の歴史の中に根付いてきた各地の社寺建築や仏像、古文書、史跡、名勝、天然記念物等は、その多くが被害を受けた。大津波が来襲した海辺の集落では、守り伝えられてきた祭礼行事や民俗芸能などの担い手が被災し、無形の文化財が受けた被害も甚大であった。

文化財の意義

こうした文化財は、私たちの先祖が大切に守り伝えてきたものであり、私たちが私たちの子孫に引き継いでいかなければならないものである。文化財の消失は、対象そのものが失われることのみならず、地域の人々が苦難を克服し、営々と築き上げてきた独自の文化、風土、絆、環境、そして未来に向けた新しい文化形成の基盤が失われることを意味している。

以上の認識をもとに、当審議会として、震災からの復興に際し、今後のあるべき郷土の姿を描く上で文化財の果たすべき役割と文化財の保護について次のことを提言したい。

1 文化財を活かしたまちづくりの必要性

被災地では復旧作業とともに、復興に向けての取り組みが進められている。特に、津波被害を受けた市町の中には、一からのまちづくりが必要とされている地域もある。まちづくりにあたっては、耐津波、耐地震対策を中核に据えた「安全で災害に強いまちづくり」が最優先されなければならないが、

それに加えて、宮城県文化芸術振興ビジョンにもとづく「文化芸術の香り高いみやぎ」を目指し、豊かな自然と歴史、風土に培われてきた郷土の伝統的な文化を、県民の自信と誇りの源である共通の財産として、その育成、継承、発展を図る視点も必要である。

2 復旧費用の確保

被災した文化財については、迅速かつ適切な復旧対策が求められる。民俗芸能等の無形の文化財については、被災により維持が困難となっている保存団体などもあり、担い手の育成に対する援助など、細やかな配慮を講じることが望まれる。その際、大きな課題となるのが費用の確保である。国・県・市町村により指定されている文化財については、補助制度が活用できる。しかし、被害が甚大で、所有者の損害が文化財以外にも広く及ぶような場合は、費用の捻出が困難となり、文化財の復旧が遅れ、さらにはそれが不可能となる事態も憂慮される。復旧費用については、十分な予算を確保し所有者の負担軽減を図ることが必要である。また、現行で復旧に対する補助制度がない未指定の文化財についても、支援できる枠組みを検討することが望まれる。

3 特別名勝松島の景観保持

特別名勝松島に関しては、文化財としての価値が大きく損なわれることはなかったが、松島を守り松島とともに生きてきた地域社会は、津波によって甚大な被害を受けた。被災者からは、低地を避けて丘陵部等への住居移転を希望する声が出ており、震災復興と保存管理のあり方を一体的に検討し、安全な住民生活と特別名勝松島の風致景観の両立を実現させるため、十分な議論をすることが必要である。

4 埋蔵文化財の保護

復興工事等に係る埋蔵文化財の発掘調査は、かなりの量にのぼると予想される。埋蔵文化財は、地域における太古からの人々の生活の証であり、地域、文化の基盤をなすものと言える。地域の再興には、その地域の文化や文化遺産の持つ魅力、歴史の継承が不可欠となることから、必要なスピード感の中で適正な発掘調査を行い、記録保存に努めることが求められる。発掘調査費用については、指定文化財修理の場合と同様に事業者の負担軽減を図る必要がある。また、調査員の全国的な支援を要請し、迅速に調査を実施できる体制を確保することが必要である。

5 被災文化財の緊急救済

今回の震災では、指定文化財に限らず多くの文化財が被害を受けた。文化財は、指定の有無によらず地域の文化遺産として他に代えがたい固有の価値があるとの認識から、行政と関係団体・市民・ボランティアが一体となった文化財の緊急救済事業が実施されている。津波による水損、収蔵建物等の倒壊といった被害にあった文化財を緊急に搬出して応急処置を施し一時保管する「文化財レスキュー事業」、あるいは建造物の被害を診断し応急措置及び復旧に向けての技術的支援を行う「文化財ドク

ター派遣事業」が、文化庁主導のもと県教育委員会をはじめとする地元関係機関により実施されている。これらの事業は、応急的な措置として優れた効果をあげており、このような取り組みに対する一層の支援が望まれる。

6 震災の資料の収集と活用

今回の震災は、人類が遭遇した未曾有の事象であり、甚大な人的被害を起こした自然災害である。再び人類が同じ悲しみに遭遇しないためにも、今、眼前に広がる被災状況に関する種々の資料を整理して後世に伝えることは我々の責務である。そのために、今回の震災に関する資料を学際的視座から収集し、保管、分析、発信する営みが求められる。被災した地域は、これから復興への道筋を辿ることとなるが、その歩みを、過去の地域の姿と比較しつつ記録することが重要である。また、津波の痕跡の現地保存を図ることなどの検討も必要であろう。

7 県民のみなさまに

- (1) 県民のみなさまには、地域の復旧、復興にあたり文化財が果たす重要性とその意義をご理解いただき、文化財の保護・継承への取り組みに対しても積極的に参加し協力していただきたい。
- (2) 文化財を所有する方々には、これまでも文化財の保護について格別のご理解とご協力をいただいていた。被災されご苦勞の多い日々であることを承知しつつも今後も引き続き文化財の保存と活用にご尽力いただきたい。

第5章 被災文化財等の復旧・復興への取り組み

第1節 指定文化財等の支援事業

宮城県では、指定等文化財の所有者や保護団体等が実施する被災文化財の修理・修復や再生事業に対して、適切な保存・保護のための指導・助言を行いながら、国とともに経費を補助して被災文化財の早期復旧を図っていくこととし、平成23年度から被災文化財の修理・修復のための取り組みを進めた。

1 国への要望

被災文化財の修理・修復費用は多額になるため、所有者及び補助を行う自治体の財政負担が大きくなり、文化財の修復が早急かつ十分に実施できない恐れがあったことから、宮城県では国に対して、所有者及び宮城県・市町村の文化財修復に必要な財政負担を軽減するために、国庫補助金の補助率の嵩上げと、補助対象事業の拡大、宮城県・市町村の補助事業への特別交付税措置を要望した（平成23年4月8日『東日本大震災に対処するための特別立法を求める要望書』）。

文化財の修復等にかかる経費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ

現行制度上、文化財の修復に対しては、国指定の文化財に限り1/2の国庫補助があり、激甚災害の場合は2割程度の嵩上げが可能となっています。

このたびの震災では、沿岸部を中心に文化財が壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方負担が過大になるほか、市町村指定の文化財及び登録文化財など従来は国庫補助の対象とはならない文化財や出土遺物収蔵庫についても修復費が極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

これらの要望に対して、国庫補助金の補助率について災害復旧に係る文化財補助金の補助率の加算が行われ、補助対象経費の85%を上限とする、20%の加算率が取られることとなった。また、補助対象事業は従来通りであったが、宮城県及び市町村指定文化財を含めて、自治体負担分については80%の特別交付税が措置されることになり、（国指定で地方公共団体が所有するもので事業を実施した場合は100%措置）財政負担の軽減が図られるようになった。

震災復興特別交付税と特別交付税

指定区分	所有者（事業主体）	地方負担額への財政措置
【震災復興特別交付税】国庫補助事業の対象となるもの		
・国指定	地方公共団体	× 1
【特別交付税】		
・国指定	個人・法人	× 0.8
・地方指定	地方公共団体	× 0.8
	個人・法人	× 0.8

2 宮城県の対応

宮城県としては、国・宮城県指定文化財に対して従来の補助事業の枠組みで対応することが可能であるが、多くの被害が発生した市町村指定文化財及び国登録文化財に対する修理・修復の補助が行き届かない恐れがあるため、宮城県文化財震災復興基金を創設して、平成 24 年 7 月 1 日付けで、平成 23 年 3 月 11 日に遡って、個人・法人所有の指定文化財および国登録文化財に対して、個人・法人が負担する補助対象経費の 1 / 4 以内の額を補助する補助事業を開始した。

宮城県文化財震災復興基金交付実施要領

(趣旨)

第 1 東日本大震災により被災した指定文化財等の修理・修復を図るため、被災文化財の所有者又は管理団体が行う文化財の修理・修復に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号）、宮城県文化財保護補助金交付要綱（昭和 57 年 6 月 1 日施行）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 宮城県内に所在する国・県・市町村指定及び国登録文化財の所有者又は管理団体で、東日本大震災により被災した文化財の修理・修復を行う個人・法人を対象とする。

(補助対象事業)

第 3 東日本大震災により被災した国・県・市町村指定及び国登録文化財の修理・修復を補助対象とする。この要領施行以前に事業を着手したものについても遡及適用する。ただし、宮城県教育庁文化財保護課にて被害状況が確認されているものに限る。なお、国登録文化財において、同一敷地内にて二以上の修理・修復を行う場合は、これを合算して一事業とする。

(補助対象経費)

第 4 補助対象文化財の修復にかかる経費のうち、国・県・市町村からの補助金がある場合は、その金額を除いた金額を補助対象経費とする。

(補助金額)

第 5 補助対象経費の 4 分の 1 以内（千円未満切り捨て）の額、ただし、市町村指定文化財は、3,000 千円、国登録文化財は 1,500 千円を上限とする。なお、国・県・市町村以外からの助成金・寄付金がある場合は、補助対象経費からこれらを控除した額を上限とする。

(補助金交付申請、実績報告及び請求等)

第 6 交付申請等の各手続きは、補助金等交付規則及び宮城県文化財保護補助金交付要綱に基づき行うものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

第2節 災害復旧補助事業

国・宮城県の補助事業として被災文化財の修理・修復事業を実施し、令和2年度末段階で国指定文化財25件、宮城県指定文化財21件、市町指定文化財46件、国登録文化財6件の修理・修復を完了した。

表5-1 被災文化財等修復補助事業（県費）件数

※県費（震災復興基金事業も含む）補助事業の件数

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
国指定	18	13	5	5	4	1	1	1	1	1	0
県指定	7	11	4	1	1	0	0	0	0	0	0
市町指定	0	38	9	3	2	6	0	0	0	0	0
国登録	1	3	0	2	1	6	0	0	0	0	0
計	26	65	18	11	8	13	1	1	1	1	0

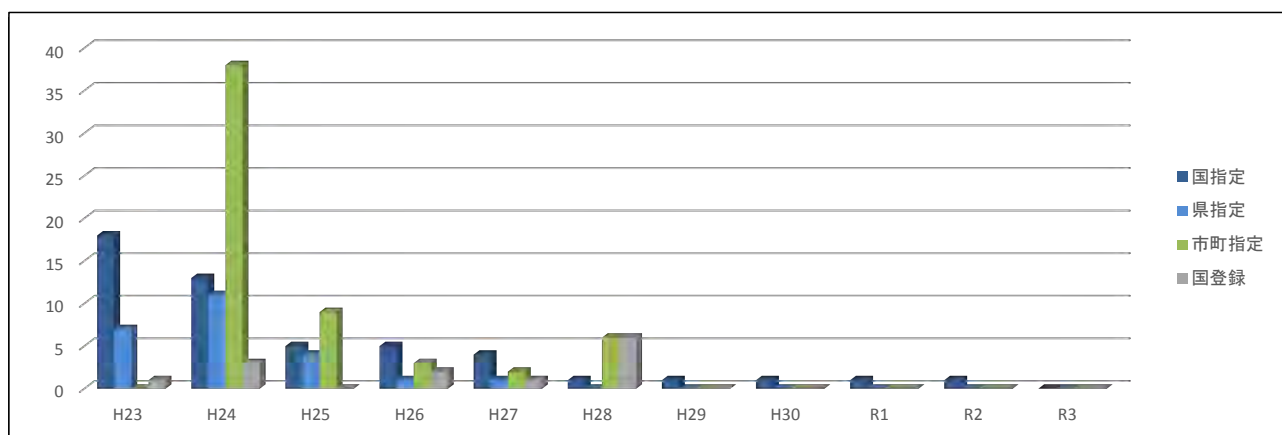


図5-1 被災文化財等修復補助事業（県費）件数

1 補助事業等の実施状況

数多く実施された補助事業の中で、指定種別毎に主要なものを以下に記載する。なお、ここでは国・宮城県から直接の補助は受けていないが、市による独自の修復事業の事例として石巻市の市指定有形文化財旧石巻ハリストス正教会教会堂と民間助成によって修理・修復された気仙沼市の国登録有形文化財男山本店ほかについても併せて記載する。

<木造不動明王坐像>（登米市：国指定重要文化財美術工芸品）

寄木造の仏像であるため、地震の揺れによって、部材を繋いでいるはぎ目の離れが全体的に見られた。中でも最も大きな被害は、右腕臂のはぎ目が大きく開いたことにより、臂から先の部分が垂れ下がり、崩壊の危険性や持物の剣が倒れる危険性が生じたことである。また両脇侍である二童子は転倒し、著しく損傷した。

震災直後から、地域では「不動明王像平成の大修復事業実行委員会」が組織され、地元一丸となつての協力体制が整えられた。またそれに呼応し、地域外の信者・参詣の方々からも多くの賛同の声



写真5-1 多くの人々に見送られて修理所へ



写真5-2 解体修理の途中



写真5-3 遷座開眼法要に参加された方々

と、支援をいただき、震災後1年も経ぬうちに、国・宮城県・市の補助を受けて「平成の大修理」として事業を開始することとなった。修理のために京都に運び出される際には、1月という厳寒の中、大勢の方々が見送りをした。

修理は、京都にある公益財団法人美術院国宝修理所に運ばれ、伝統的な技術を用い、数多くの国宝・重要文化財の修理を経験している、卓越した技能を持った職人らの手によって行われた。修理にあたって、全体的に寄木部分のひき目が緩んでいたために、多くの部材の解体が行われた。損傷が激しい右腕は本体から取り外され、更に上腕部と臂部に解体された。

臂の接合面の緩みが目立つため、接合面の隙間に薄い板を入れて補強し、その隙間には漆を充填してしっかりと固定した。

震災後約3年が経過した平成26年3月6日、長期にわたる修理事業を終えて再び不動明王坐像は不動堂に戻り、遷座開眼法要が厳かに営まれた。その後、平成26年4月25日からは、地元をはじめとする多くの方々からの支援に感謝するとともに、東日本大震災からの復興と、人々の心の安寧を祈願するための「横山不動尊春祭」が開催され、大勢の方々が来訪して賑わいを見せた。

＜雄勝法印神楽＞（石巻市：国指定重要無形民俗文化財）



写真5-4 復旧した社殿



写真5-5 復旧した社殿で舞われた神楽

雄勝半島は、海岸線の背後に急峻な山々が迫る典型的なりアス地形であったため、各浜の集落は、津波により壊滅的な被害を被った。雄勝法印神楽の保存団体の拠点であり、面や衣装を保管していた葉山神社、石神社も津波に呑み込まれ、ほぼ全ての面、衣装、道具が流失した。

震災により集落や神社に加えて神楽の面や衣装、道具も壊滅的な被害を受けた中、保存会が立ち上がり、平成 23 年 5 月には、残った道具を使用して避難所での神楽の奉納にこぎつけた。公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の支援により、面や衣装等の用具一式の修復、再現が進められた。また、文化庁の補助事業により、面のレプリカ作成が行われた。面や衣装の修復には、地域は元より日本各地の人々から協力を受けた。これらの支援や協力によって、例大祭を行えるようになった神社も増えていき、地域が復興するにつれて以前の姿を取り戻している。

平成 27 年 9 月、神楽の保存・継承の拠点となる葉山神社の高台への移転工事が日本財団等からの支援を受けて完成し、遷座祭、御社殿竣工奉祝祭がとり行われた。そこでは秋晴れの空のもと、新装となった社殿の脇で、雄勝法印神楽の全てにあたる 24 演目が奉納された。

<仙台城跡>（仙台市：国指定史跡）

今回の震災で、本丸北西側や西門、中門、清水門の各石垣と、大手門北側土堀及び石垣、本丸東側の崖地などが崩落して損壊・変形する被害に見舞われた。中でも全長約 200m に及ぶ本丸北西側石垣では、全体で 3 箇所、総延長約 60 m の石垣が大規模に崩落した。

平成 23 年 12 月より復旧工事に着手し、翌 24 年 7 月から石垣の解体工事を開始した。崩落した



写真5-6 地震により崩落した石垣



写真5-7 崩落石垣の石材搬出



写真5-8 石垣の積み直し作業



写真5-9 積み直し完了後の石垣

箇所では、石材の周囲の土砂を取り除き、石材の一つ一つに番号を付け、石材の正確な位置を記録しながら移動させた。その後、崩落前の写真等と見比べて、石材が元あった場所を特定していった。石材は重量があるため、崩落の際は周囲に転がることなくほぼ原位置の真下に崩れ落ちたが、石材の上下関係の把握は困難であった。特徴のある形の石材や、苔があったり色調の違う石材の場合であれば作業は捗るが、正確な位置を割り出すのに時間を要した。石積みにあたっては、江戸時代からの伝統工法で積み直すこととし、重機を使用しながらも、一つ一つ石工の手によって積み上げられていった。また、道路に面した石垣の一部では、危険防止のために裏込めにネットを敷設するという現代工法による補強工事も施工された。

石垣部分の復旧工事は、平成 27 年 2 月 17 日に完了した。石垣復旧工事と並行して行われていた 市道仙台北城跡線の復旧工事及び道路改良工事も完了し、同年 2 月 25 日に通行が再開されることとなった。

<旧有備館及び庭園>（大崎市：国指定史跡及び名勝）

主屋 33 本の柱のうちの 30 本が折れ、茅葺屋根が建物部分を完全に押し潰すような形で倒壊した。14 枚あった欄間も 10 枚が損壊した。附属屋は倒壊を免れたものの、壁に亀裂が生じ、屋根にも被害が及んだ。また、庭園の各所に地割れや陥没、池の護岸の崩落等の被害が見られた。



写真5-10 倒壊した主屋

復旧工事の施工に当たっては、文化財としての価値を損なうことが無いようにするため、倒壊した部材であっても、極力再利用を図ること

とした。そのため、建物の解体に際しては、一つ一つの部材を慎重に取り外し、記録をとって、再び元の位置に復元できるようにした。

また、折れて欠損してしまった部材も、埋木や継木などで繕い、構造上支障のない範囲でかつての部材を再利用した。旧有備館の倒壊とその後の復旧工事は大きな反響を呼び、大崎市が開催した工事見学会の際には、多数の見学者が押し寄せ、茅が葺きあがったばかりの屋根に、大きな感動の声が寄せられた。入れ替えた欄間は「古色仕上げ」と呼ばれる手法で黒色に塗り、景観との調和に配慮した。



写真5-11 屋根の解体作業



写真5-12 工事見学会

主屋倒壊の原因の一つが、柱や壁の脆弱さにあった。そのため、耐震補強工事として、来館者の目に触れない部分には鉄筋コンクリートの布基礎や3基の鉄骨フレーム・鉄筋ブレースも設置し、これにより震度6～7の揺れにも耐えられるようになった。平成27年3月に、外観の工事が終了し、旧有備館及び庭園の復旧工事が完成した。よく見ると再利用した黒い部材と、今回新しく補った白い部材の色の違いが見られるが、これは震災復興の証しとして、被害を受けた箇所が明らかとなるようにしたための措置である。



写真5-13 復旧した旧有備館及び庭園

＜旧石巻ハリストス正教会教会堂＞（石巻市：市指定有形文化財）

震災発生時には2階天井付近まで津波に見舞われたが、幸いなことに窓がすぐに破れたことや移築時に基礎と上屋部分を緊結していたこともあって、旧北上川中州にある他の建物が石ノ森萬画館以外は全て流された中で、何とか流出せずに現地に留まることができたことは、まさに奇跡的な出来事であった。



写真5-14 瓦礫が押し寄せた教会堂



写真5-15 教会堂内部の被害状況

この教会堂は、建築史的な面からだけではなく、多くの信徒が訪れていたという震災前の様子が物語るように、明治から平成にわたるこの地域の精神的な支柱としても重要な存在であり、震災までは中州のシンボリックな建物であった。昭和53年(1978)の宮城県沖地震によって大きな被害を受け、一時は解体が決まったものの、地元の建築関係者らの保存運動により、同年に現在地の中州に移築されて市へ寄贈され、市の有形文化財に指定されたという経緯を持つ建物でもある。



写真5-16 教会堂修復作業

被災後は倒壊の恐れがあるため、一時的に解体して部材を保管していた。その後、再び「市民の会」

が結成され、復元を願う活動が繰り広げられた。こうした動きを受けて、石巻市では、平成 27 年 3 月に震災前の場所での復元を正式に発表するとともに実施設計に着手し、平成 30 年 9 月に復元工事が完成した。令和元年 7 月 30 日には復元記念式典が開催され、同年 8 月 2 日から一般に公開されている。

＜男山本店ほか＞（気仙沼市：国登録有形文化財）

津波による被害としては、国登録文化財男山本店店舗に漁船が衝突したことにより、1、2 階部分が倒壊し、3 階部分だけが瓦礫の上に取り残される形となった。国登録有形文化財角星店舗は、1 階店舗が全壊し、2 階部分のみが敷地の奥に残存した。

この他にも隣接するこの一帯の気仙沼湾地域には、国登録有形文化財武山米店・店舗があり、同様に 1 階店舗が損壊し外壁が破損した。また、国登録有形文化財三事堂ささ木店舗は、津波によって床上浸水し、外部の壁や建物内にも被害を受けた。国登録有形文化財小野健商店土蔵は、壁が剥落し軸部に傾斜が見られるなど大きな被害を受けた。



写真5-17 1・2階部分が倒壊した男山本店



写真5-18 シートで覆われた状況

このような大規模な被害に対して、国登録有形文化財の男山本店、角星店舗、武山米店、三事堂ささ木、小野健商店土蔵に関しては、文化財保護・芸術研究助成財団やワールド・モニュメント財団が協力して立ち上げた SOC(東日本大震災被災文化財復旧支援事業) 基金の援助を受け、応急処置や補強工事が行われた。なお、これらの国登録文化財については、すべて復元・再建が完了し、現在公開されている。

第3節 被災文化財への対応状況

被災時点で、国・宮城県・市町村による指定、選定、選択、登録がなされていた文化財（以下、指定等文化財という）は、総数で 1862 件であった（ただし、地域を定めない天然記念物を除く）。そのうち、何らかの被害を受けた文化財は、全体の約 2 割に当たる 394 件であった（表 3-2）。それらの文化財を種類別にみると、建造物では、指定等件数 285 件の約 6 割超にあたる 182 件で被害があり、その他の美術工芸品、民俗文化財、史跡名勝天然記念物が指定等件数の 1 割程度であるのに比べて、被災する割合が突出している。また、被害を受けた文化財を、種別ごとに見た場合も同様の傾向があり、約半数が建造物であり、残りの約半分が史跡名勝天然記念物となっており、被災した指定等

文化財の約 7 割超が不動産の文化財であった。

被害を受けた指定等文化財の約 3 割で、公共の補助金等を充てた災害復旧の補助事業が実施された。基本的には、国の指定文化財には国庫補助金が、宮城県の指定文化財には県費が充てられた災害復旧事業が行われたが、前述のとおり、国登録や市町村指定の文化財に対しても宮城県文化財震災復興基金により所有者の負担軽減が図られた。一方、未指定の文化財については、第 6 章で後述するとおり、民間による助成に負うところがあった。

なお、補助事業等による復旧事業が行われなかった、残り約 7 割の被災文化財については、被害の程度が軽微で、そのまま経過観察をしているものや、所有者等が自費で修理したものなどが含まれている。

また、文化財そのものが流失した建造物や美術工芸品のほか、被害が甚大で維持が困難となり、取り壊しを余儀なくされた建造物など 13 件の指定等文化財について、指定の解除や、登録の抹消が行われた。

表5-2 指定等文化財の被災件数と補助事業等件数

種別		指定等	指定等件数（＊１）					被災件数（＊２）							補助事業件数（＊３）						
			国	県	市町村	小計	合計	国	県	市町村	小計	合計	被災件数／指定等件数	種別毎被災件数／被災件数合計	国	県	市町村	小計	合計	補助事業件数／被災件数	
有形	建造物	指定	19	37	117	173	285	19	32	67	118	182	64%	46%	11	14	23	48	69	38%	
		登録	87	—	25	112		42	—	22	64				19	—	2	21			
	美術工芸品	指定	37	101	514	652	682	7	11	54	72	80	12%	20%	3	4	16	23	23	29%	
		登録	1	—	29	30		0	—	8	8				0	—	0	0			
無形		指定	1	3	6	10	10	被害報告なし							—						
民俗	有形民俗	指定	0	4	31	35	275	—	—	1	1	30	11%	8%	—	—	—	0	3	10%	
	無形民俗	指定	7	44	174	225		2	2	24	28				1	1	1	3			
		登録	—	—	7	7		—	—	0	0				—	—	0	0			
		記録選択	8	—		8		1	—	—	1				0	—	—	0			
記念物	史跡	指定	34	15	246	295	609	17	4	50	71	102	17%	26%	6	1	10	17	23	23%	
		登録	0	—	3	3		0	—	0	0				0	—	0	0			
	史跡・名勝	指定	1	—	1	2		1	—	—	1				1	—	—	1			
		名勝	4	2	13	19		2	1	6	9				2	0	0	2			
	天然記念物	指定	27	31	232	290		7	3	11	21				1	1	1	3			
保存技術	保存技術	選定	1	0	0	1	1	被害報告なし							—						
	合計		227	237	1398	1862	1862	98	53	243	394	394	21%	100%	44	21	53	118	118	30%	

＊１ 指定等件数は平成 23 年 2 月 5 日現在

＊２ 被災件数は表 3-2 を参照

＊３ 補助事業等件数は国および県による補助事業を実施した文化財の件数（市町村による補助事業、民間助成による事業を除く）

第6章 被災文化財等の救援事業

第1節 文化財レスキュー事業

1 国への救援要請

当課では、文化庁と震災直後から連日のように連絡を取り、被災文化財等への対応について協議を重ねた。沿岸部の市町教育委員会や展示施設等との連絡が取りあえるようになるにつれて、津波による被害が極めて甚大であることが次第に明らかとなり、特に石巻文化センターなど緊急に対応すべき施設の状況も判明してきた。指定・未指定に係わらず、被災文化財等の廃棄・散逸の防止と緊急の保全を図るためには、早急に被災文化財等を救出し、応急措置を施して他の博物館等で一時保管を行う必要があった。被災文化財等を巡っては、極めて切迫した状況であったことから、平成23年3月29日に、宮城県教育委員会教育長から文化庁に対して「東北地方太平洋沖地震による被災文化財の支援について」とする救援要請を行った。文化庁では、宮城県の救援要請を受けて、即時に国主導による『文化財レスキュー事業』を開始することとなった。

2 文化財レスキュー事業とその活動

宮城県からのこうした救援要請に対して、文化庁は、翌30日に被災文化財等の緊急避難と応急措置を目的とした「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」を立ち上

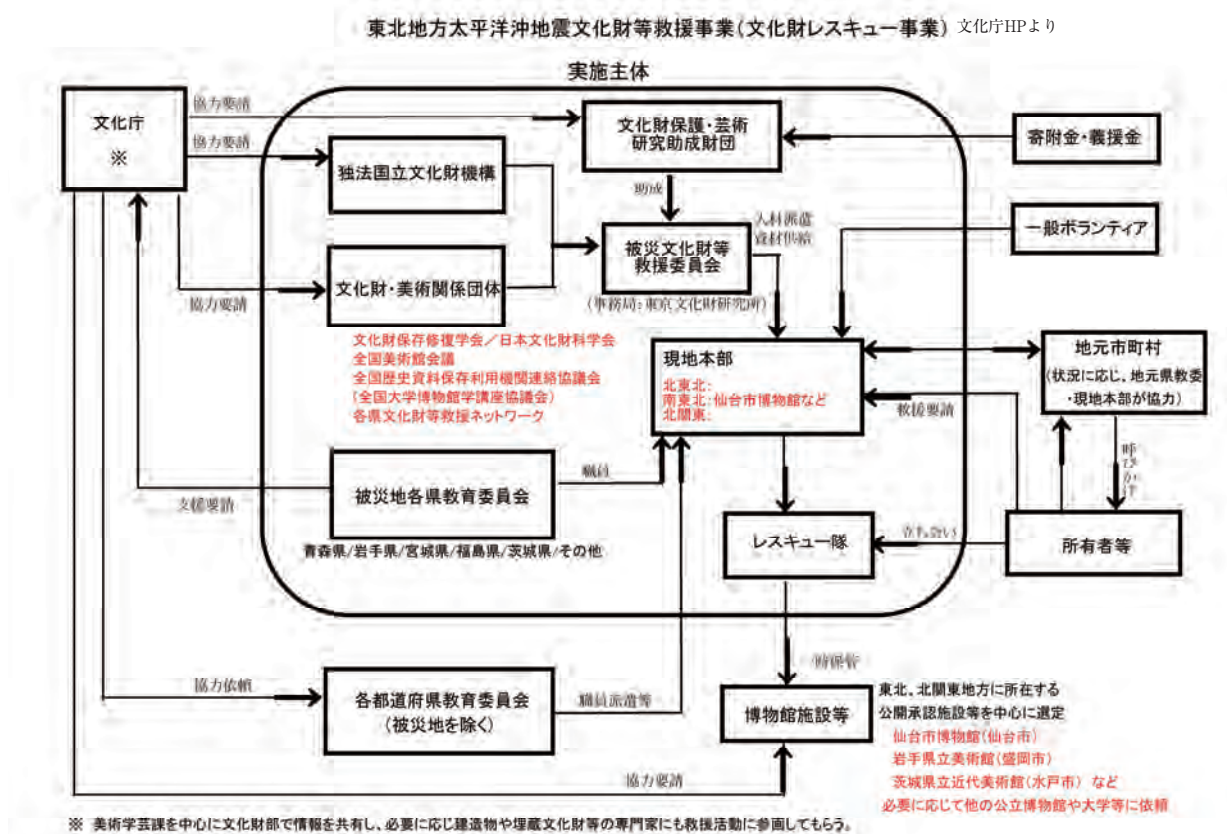


図6-1 被災文化財等救援委員会の体制

げ、同年4月1日からこの文化財レスキュー事業を実施すること、事業の実施主体は「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」（事務局：東京文化財研究所）（図6-1）（以下、救援委員会と略す）であることなどを決定した。同時に文化庁は、各都道府県教育委員会教育長あてに「東北地方太平洋沖地震による被災文化財等の救援について」と題した文書を発出し、各都道府県教育委員会に協力依頼を行った。また、文化財レスキュー事業の活動経費には、文化庁長官が「東北地方太平洋沖地震被災文化財の救援と修復に協力を」と題して発出したメッセージを受けて、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団を窓口を集められた寄付金・義援金が充てられることとなった。

同年4月6日、文化庁美術学芸課調査官、東京文化財研究所研究員が来県し、救援委員会の現地本部が設置される予定の仙台市博物館において、宮城県内の関係機関（宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、東北歴史博物館、宮城県美術館、仙台市博物館、NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク、東北大学東洋日本美術研究室など）との会合がもたれた。4月7日には、宮城県内で最も深刻な状況にあった石巻文化センターの現地調査を実施した。4月15日に東京文化財研究所において開催された第1回救援委員会を受け、4月19日には、仙台市博物館に現地本部が設置された。この日から、独立行政法人国立文化財機構（東京文化財研究所、奈良文化財研究所等）や文化庁美術学芸課の各職員が常駐し、さらに宮城県内外の博物館や大学等の研究機関が参加し、それぞれのスタッフが各自の専門性を活かしながら、文化財レスキュー事業が本格的に実施されることとなった。

この文化財レスキュー事業の実施に当たっては、宮城県が事前の実地調査と各市町へのヒアリングをもとに作成した第一次「救援要請リスト」が基本となった。文化庁へ提出したこの「救援要請リスト」を作成する段階で、石巻文化センターや南三陸町歌津魚竜館などの施設が深刻な被害を受けていることが判明するとともに、文化財等（古文書、考古資料、彫刻、絵画ほか）の被害も大きいことが分かった。この「救援要請リスト」には、新たな被災案件が明らかになった段階で随時内容が追加され、これをもとに迅速な救援活動が行われた。こうした救援対象は、震災半年後の9月までに22箇所、約4,000件、翌年の平成24年3月までには42箇所、約15,000件に及んだ。主な救援対象資料としては、石巻文化センターの収蔵資料・毛利コレクションなど10万点以上、東松島市野蒜文化財収蔵庫の資料等数千点以上、気仙沼市唐桑漁村センター民俗資料・生物標本等約400点などがある。

これら救援した被災資料等については、長期的な避難が想定されるものが多く、安定的な収蔵を図っ



写真6-1 石巻文化センター



写真6-2 東松島市野蒜文化財収蔵庫



写真6-3 気仙沼市唐桑漁村センター



写真6-4 救出資料の状態調査

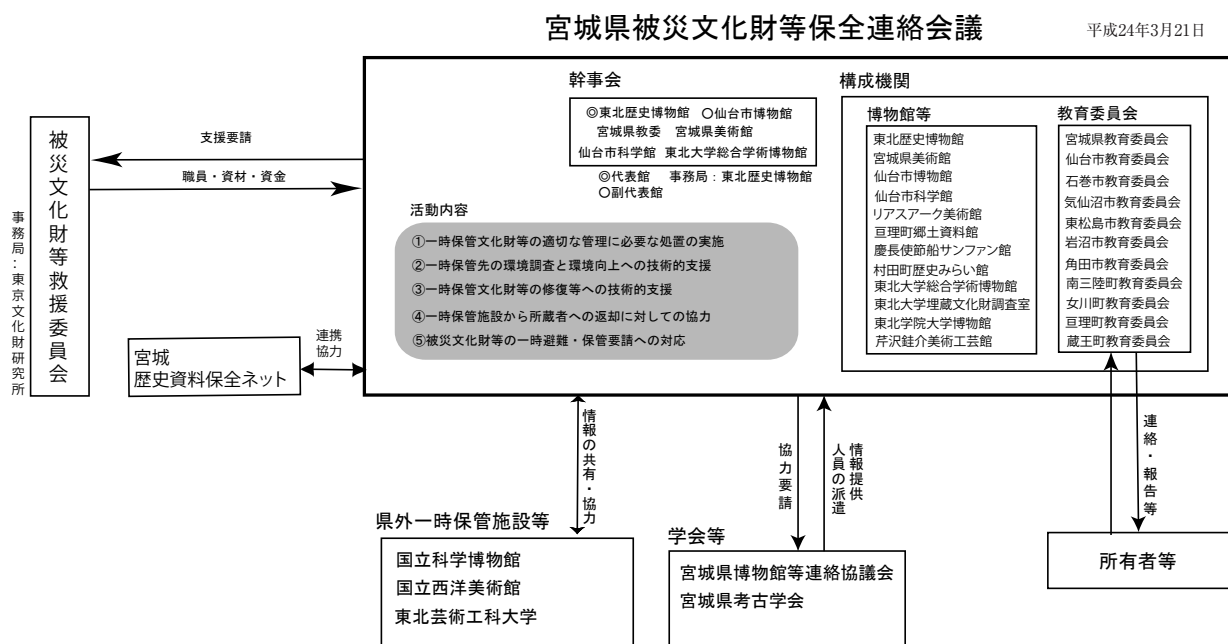


図6-2 宮城県被災文化財等保全連絡会議の体制

ていくことが必要であり、特に津波による被災資料は、これまでの文化財の保存処置としては、経験したことの無い資料であることから、専門的な知識・技術に基づく中長期的な対応が必要とされることは明らかであった。

この文化財レスキュー事業は、当初、平成23年4月1日～平成24年3月31日までの1年間の期間限定として実施されたが、その後、事務局に東京国立博物館を加え、更に1年間延長されて、平成25年3月31日まで事業が継続することとなった（文末文献）。

3 宮城県被災文化財等保全連絡会議の設置と活動

救援委員会による文化財レスキュー事業では、被災資料を適切な施設へ緊急的に一時避難（保管）させるという初期段階の活動が、震災発生から4ヶ月後の7月頃には収束に向かい、仙台市博物館に設置された現地本部も7月末にはスタッフの常駐体制を解除することとなった。しかしながら、宮城県内の被災資料等の救援活動が終了したわけではなく、次の段階となる一時保管資料の保管・管理

の継続、応急措置を行う作業、更には被災資料の修理・修復といった課題にも適宜対処していく必要があった。そのため、宮城県内の各関係機関等によって救援・支援体制を構築し、その連携・協力の下に救援活動を強化・継続していくことが不可欠となった。そこで、7月には当課と東北歴史博物館がその体制の大枠について協議し、8月には5機関（仙台市博物館・東北大学総合学術博物館・宮城県美術館、当課・東北歴史博物館）による第1回幹事会準備会を開催した。その後、仙台市科学館も加わり、6機関による幹事会準備会で、組織体制や設置要項、運営体制等について協議を重ねた。10月5日には、東北歴史博物館において関係21機関による組織体制の準備会を開催し、10月21日には文化財レスキュー事業に係わる関係機関等の連携・協力のもと、宮城県内の被災文化財等の保全を図るために必要な活動を行うことを目的として、『宮城県被災文化財等保全連絡会議』（図6-2）（以下、保全連絡会議と略す）を発足させた。



写真6-5 宮城県被災文化財等保全連絡会議

保全連絡会議の構成機関は、当初、被災文化財等の一時保管施設、地元市町教育委員会など21機関であったが、その後9機関が加わり、平成28年度末では、30機関となった。連絡会議の下に幹事会（6幹事）を置き、代表幹事・事務局を東北歴史博物館とし、この幹事会が、様々な活動に係る事項を協議・調整の上で事業を遂行することとなった。連絡会議の設置期間は、平成25年3月31日までとしたが、結果的には資料の返却等に目途がつくこととなった平成29年3月まで活動を延長し、同年3月31日に活動を終了した。

仙台市博物館に置かれた救援委員会現地本部の常駐体制が平成23年7月に解かれたことから、その後、保全連絡会議が中心となり、救援委員会をはじめ、宮城県外の一時保管施設、関係学会、「NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク」などの機関・団体と連絡を密にとりながら、レスキュー事業を継続することとなった。救援委員会のレスキュー事業が平成25年3月31日に終了して以降は、保全連絡会議が主体となって文化財レスキュー活動を実施することとなった。

4 各関連機関・団体等からの支援・協力

救援委員会及び保全連絡会議による文化財レスキュー事業に対しては、各方面からの多大な支援・協力があつた。詳細は、既に刊行されている報告書（文末文献）に取りまとめられているが、支援・協力は、博物館や美術館、研究所・大学などの公的機関にとどまらず、NPO法人や民間企業のほか、個人ボランティアにも及んでいる。その救援活動は、現地での直接的な活動だけではなく、被災資料の運搬や保管、維持管理、膨大な被災資料の修復など、多岐にわたっている。また、こうした直接的な救援活動のほか、被災文化財の保全活動に必要な物資や経費の提供なども関係各機関等から相次ぎ、文化財レスキュー事業の推進に寄与した。

被災文化財等のレスキュー事業は、広範囲に及ぶ人的・物的な支援・協力のもとに実施され、多くの被災文化財の救出が行われた。

《文献》

救援委員会による「文化財レスキュー事業」の2年間の活動、また、宮城県被災文化財等保全連絡会議による活動等については、以下の報告書に詳細にまとめられている。

○東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会

2012.10 『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 平成23年度活動報告』

2013.5 『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 平成24年度活動報告』

2013.6 『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 公開討論会報告書』

○宮城県被災文化財等保全連絡会議

2017.2 『宮城県被災文化財等保全連絡会議 活動報告』

第2節 文化財ドクター派遣事業

1 事業開始まで

震災において、真っ先に被害が想定されたのは、文化財建造物である。平時における文化財の状況確認は、市町村教育委員会からの連絡・報告を受け、それに基づいて現地確認等を実施することが通例である。しかしながら、今回の震災直後は、被害が広域に及び、また、市町村教育委員会との連絡が直ちには取れず、連絡がついた場合であっても、文化財建造物の被害状況を十分に把握し、情報共有することはできなかった。

このため、当課では、市町村教育委員会業務を代行して現地調査を行うこととし、随時各市町村教育委員会の協力を得ながら現地確認を進め、平成23年4月上旬には、甚大な被害が事前に予想された文化財（市町村指定を含む）の被災状況を把握するに至った。

同年3月下旬に文化財レスキュー事業が立ち上がったこともあって、平成23年4月中旬には、当課に未指定・未登録文化財建造物の復旧の相談が徐々に入るようになった。そして、この頃より一般社団法人日本建築学会においても文化財建造物の被災調査等を開始していたことから、文化財レスキューのスキームを参考にしながら、担当レベルで連絡調整を図り、文化財建造物の現地確認を続けていた。

こうした動きに呼応するかのように、文化庁において同年4月27日付けで「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）」の実施が決定された。この事業は、指定・未指定を問わず、被災した文化財建造物の被災状況の調査を実施するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行うことを目的として策定されたものである。また、この事業は、一般社団法人日本建築学会を事務局として文化庁と連絡調整し、活動経費の助成を公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団から得ながら関係機関（公益社団法人日本建築家協会・公益社団法人日本建築士会連合会・公益社団法人土木学会等）との連携協力のもとに実施されるものであった。この事業の実施に当たり、当課は、関係市町村教育委員会との連絡調整を図り、併せて被災調査に協働する役割を担うこととなった。

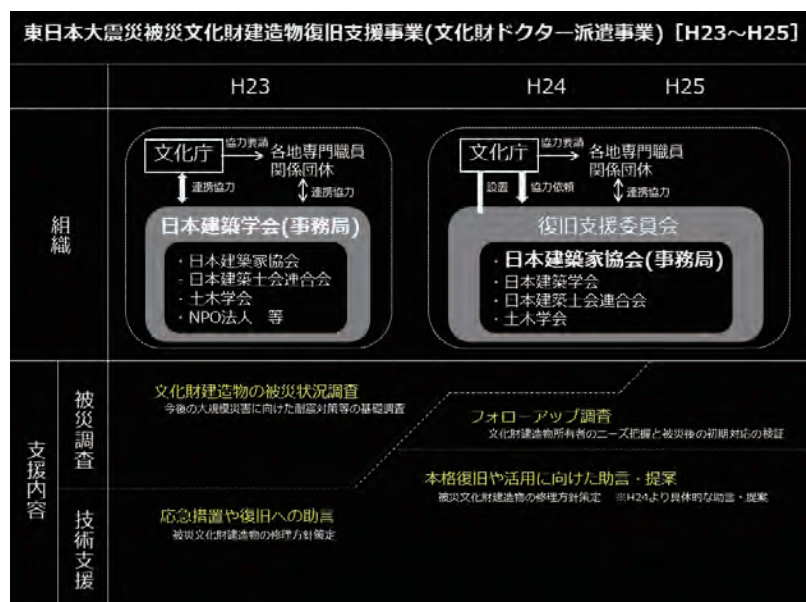


図6-3 文化財ドクター派遣事業のスキーム

2 事業の概要

平成23年度の事業進捗を時系列でまとめたものが表6-1である。被災調査は平成23年6月に本

格化し、要望に応じて具体的な復旧支援にも対応した。また、建造物担当職員の在職する近畿2府4県からの協力を得て、宮城県・市町村指定文化財建造物の復旧のための技術支援を行い、土木学会主体による土木構造物の被災調査も同年夏以降に実施した。

平成23年度は、被災調査がかなりのウエイトを占めたが、その調査過程において、文化財建造物の所有者が、復旧方法や修復工法のイメージだけではなく、復旧費用の支援を求めている

ことが次第に明らかとなった。また、技術支援の実施方法も様々であり、組織的な支援体制整備が求められた。このほか、平成24年度は、被災後対応の検証のため、どのような対策が実行されたかといった支援後の状況のフォローアップも必要とされた。

これを受け、平成24年度と平成25年度は、一般社団法人日本建築学会、公益社団法人日本建築家協会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人土木学会等からなる復旧支援委員会が新たに設置され、公益社団法人日本建築家協会を事務局とし、活動経費の助成を公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団から得て、事業が実施された。

3 事業の成果

東日本大震災における文化財ドクター派遣事業は、全国12県で実施され、対象となった文化財建造物は、4,500件以上にのぼる。このうち宮城県では、1,142件の被災調査と43件の復旧技術支援が実施された。技術支援の一部には、記録保存の意味合いで行われたもの（5件）があり、全て保存が図られたわけではないが、その内の20件で価値を考慮した修理が実施され、4件が指定・登録・選定等の措置により文化財建造物として保存されることとなった（写真6-7）。



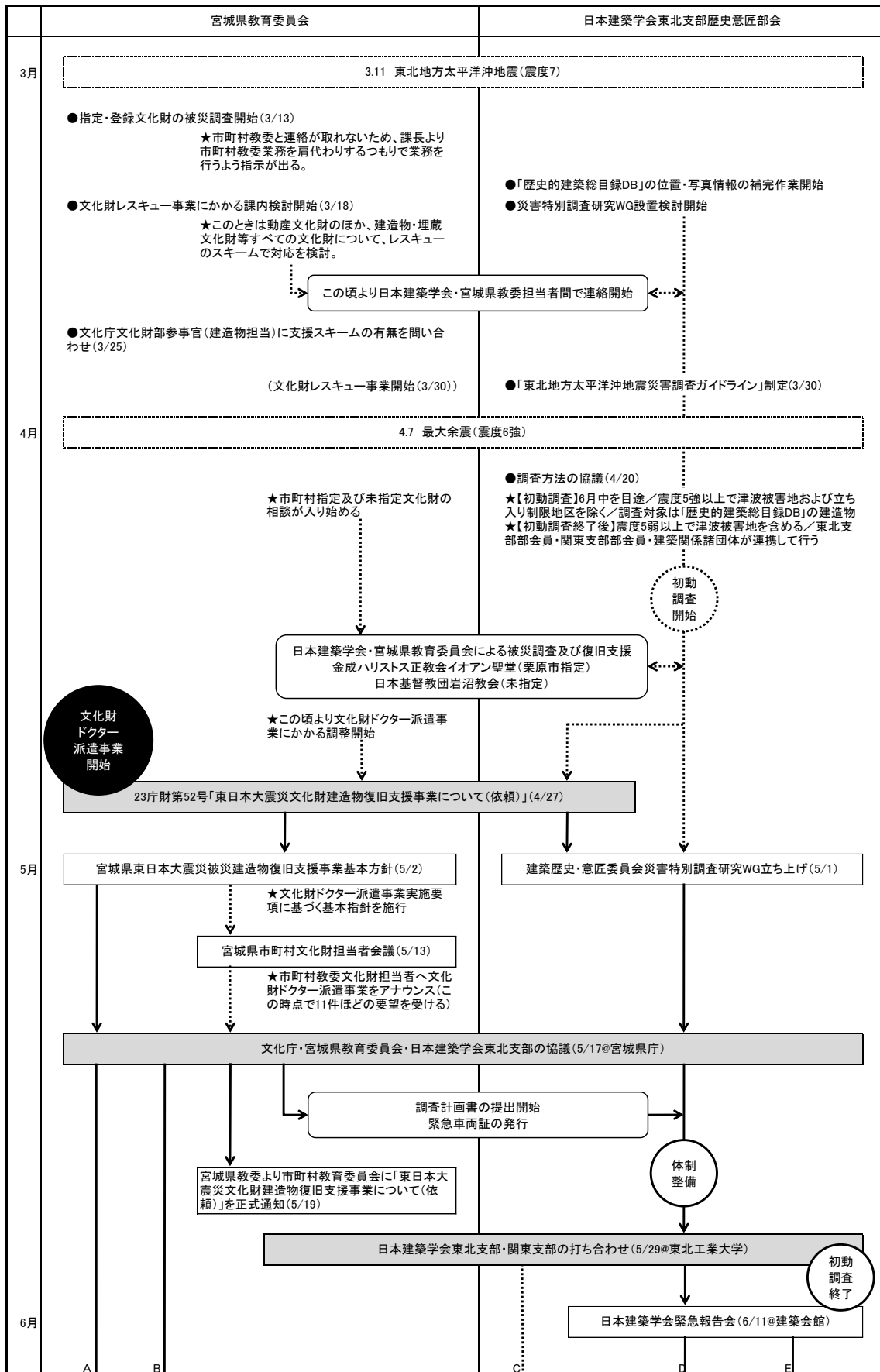
写真6-6 文化財ドクター派遣事業の様子（近畿2府4県職員による）

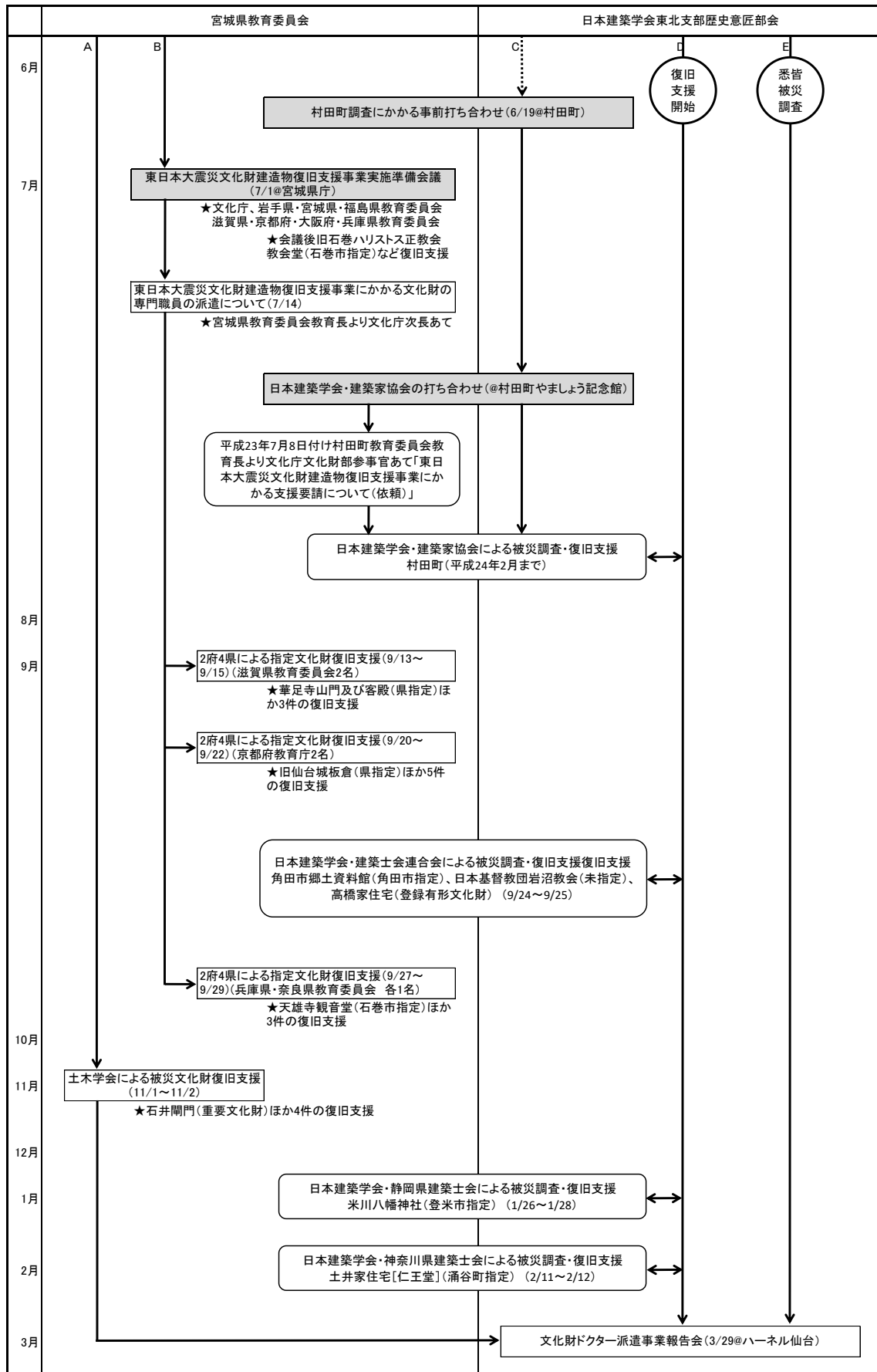


写真6-7 文化財ドクター派遣事業により保存が図られた文化財建造物（旧大沼家住宅作業場（村田町）修理前・修理後）

平成26年に周辺土蔵群が伝統的建造物群保存地区に選定され、平成28年に当該屋敷内建造物群が県指定有形文化財に指定された。

表6-1 事業経過表（平成23年度）





被災地では、慢性的に人員が不足し、被害状況も十分に把握できない状態が続いたが、当事業の実施によって、被害状況の詳細が明らかになるとともに、これまで専門的見地からの保全・保護のための指導・助言が得られにくかった市町村指定や国登録、さらには未指定の建造物についても支援が得られることとなり、被災の拡大や毀損の防止に一定の成果を上げることができた。

第3節 被災ミュージアム再興事業（巻末資料 18）

文化庁では、被災した美術館・歴史博物館の再興を図るため、東日本大震災からの復興に資することを目的として、「被災ミュージアム再興事業」を平成24年度より実施することとなった。これに伴い、補助要項が平成24年5月18日付けで制定された。この事業は、平成23～24年度に実施された「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」により救出された被災文化財等のその後の措置について多大な貢献を果たすものとなった。

1 事業の概要

・補助事業者

補助事業者は、東日本大震災からの復旧・復興に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律【平成23年法律第40号】第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県とされ、宮城県が補助事業者となった。

・補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる6つの事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む）とされた。

- （1）被災した博物館資料を修理するための事業
- （2）修理した資料の整理・データベース化を行う事業
- （3）応急措置を施した資料を収蔵する場所を確保する事業
- （4）博物館の復興に向けた事業
- （5）被災した博物館の資料を活用した展覧会を開催する事業
- （6）その他、被災した博物館の復興に資する事業

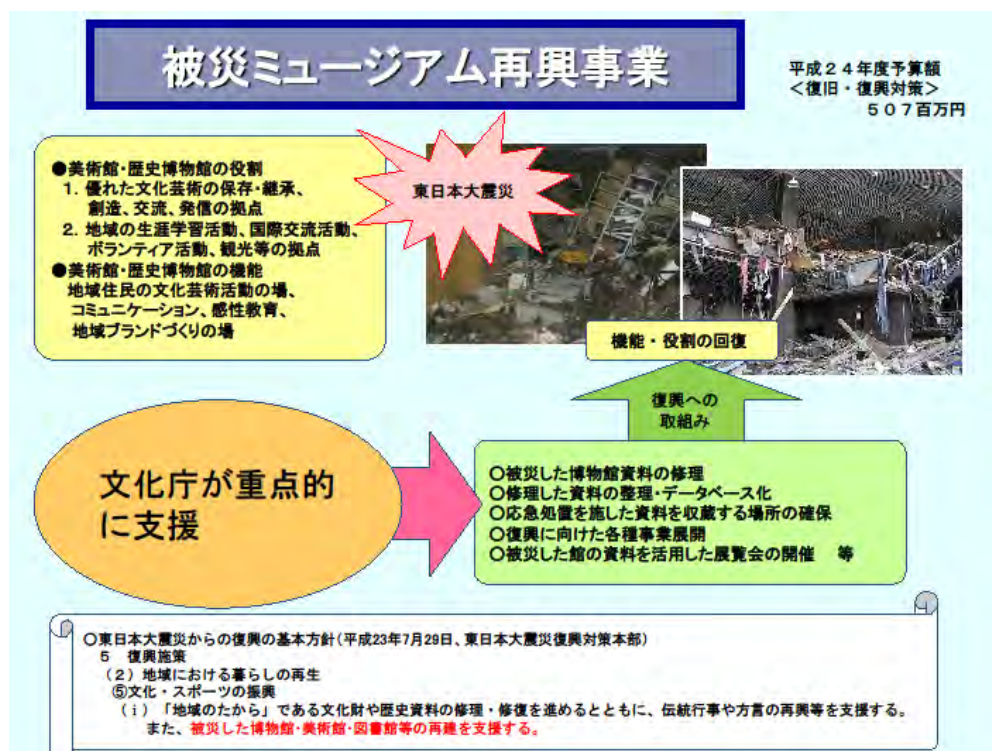


図6-4 被災ミュージアム再興事業の仕組み（文化庁HPより）

平成 26 年 4 月 1 日付けで補助要項の改正が行われ、上記補助対象事業の（４）・（５）が対象外となり、事業の縮小が図られた。また、当該事業を間接補助事業として実施することが可能となったため、新たに宮城県被災博物館再興事業費補助金交付要綱及び事業費補助要項を制定した。

この事業は、当初、震災発生から 5 ケ年程度という時限的な補助事業とされ、平成 27 年度で終了という方針であったが、復興事業の進捗に併せて平成 29 年度まで延長された。また、震災復興事業であっても一部自己負担が相応しい、という行政レビューの判断から、平成 28 年 3 月 8 日の補助要項の改正により、補助対象となる事業は、（１）事業のみに限定され、他は全て自己負担となった。

・補助事業の対象となる博物館

博物館法第 2 条第 1 項に基づく登録博物館もしくは、同法第 29 条に基づく博物館相当施設、又は、文化財保護法第 53 条第 1 項ただし書きに基づく公開承認施設のほか、文化庁長官が特に必要と認めるものとする、とされ、宮城県内でも幅広い施設の補助事業化が図られた。

・補助金の額

補助対象経費の 50%とされた。ただし、残りの 50%にあたる経費は、震災復興特別交付金によって措置されることとなった。

2 事業の実施

この事業により、平成 24 ～ 29 度にかけて、29 の施設・機関で 68 事業が実施され、被災した美術館・歴史博物館の再興が図られることとなった。総事業費は、1,463,859 千円である（巻末資料 18）。

この被災ミュージアム再興事業補助事業で、各博物館等の所蔵する被災資料の修理、整理・データベース化、仮収蔵場所の確保等が行われた。また、宮城県被災文化財等保全連絡会議の運営に係る経費もこの補助事業でまかなわれることとなり、一時保管施設の環境調査、保存状況経過観察、被災資料保全支援、保全技術指導、被災資料保全に際して必要な殺菌・殺虫薬剤等の購入を行った。

これらの補助事業の実例について、以下に記載する。

〈歴史博物館青葉城資料展示室〉（（１）修理事業）

明治 35 年に竣工した仙台城跡本丸の昭忠碑が被災し、塔頂部にあった金鶏が基壇上に落下して頭部・左翼等が破損するとともに、塔部分にも大規模な亀裂とゆがみが生じた。平成 26 ～ 28 年の 3 ケ年事業として、東京文化財研究所、屋外彫刻調査保存研究会等の指導のもと、昭忠碑石塔部分の修復工事を平成 26 年度に実施した。翌年度からは、被災した金鶏をブロンズ彫刻修復専門工房（株）ブロンズスタジオに搬送して、本格的な修復工事を実施した。平成 28 年 10 月に金鶏の修理を終えたが、被災前



写真6-8 修理が完了した昭忠碑

と同様の姿に戻すための塔頂部への設置復旧は、塔自体の耐震性や今後の安全性を考慮して断念し、基壇上に新たに設けられた基台への設置という形で事業を完了した。総事業費は、91,753 千円であった。

〈東北歴史博物館〉((3) 収蔵事業)

多賀城跡出土瓦や、宮城県内各遺跡出土土器等の考古資料及び関係する記録図書類を収蔵する収蔵庫の棚が大規模に損壊したため、これらの資料を一時的に保管するための仮収蔵庫を平成 25 年度に総事業費 10,991 千円で設置して、収蔵棚の修理を行った。また収蔵庫本体も雨漏り被害の頻発により、保存環境の急速な悪化が見られ



写真6-9 仮保管のために設置された収蔵施設



写真6-10 収蔵施設内の状況



写真6-11 収蔵施設内の収蔵状況

たことから、収蔵庫の修繕工事・環境整備を実施した。これらの事業の実施により、収蔵庫の復旧が果たされた結果、資料の仮保管状態は、平成 27 年度までに解消された。

〈村田町歴史みらい館〉((3) 収蔵事業)

村田町は、震災前から使用していた旧村田町立第五小学校の収蔵施設が破損し、震災後は、収蔵施設としての使用が村田町の方針で不可能となったため、新たな収蔵施設の建設が行われるまでの仮収蔵施設の設置を行った。平成 25・26 年度事業として床面積 300㎡の仮設プレハブ収蔵庫を総事業費 123,657 千円で設置した。



写真6-12 村田町仮設収蔵施設

〈岩沼市ふるさと歴史館〉((2) 整理事業)

民俗資料 4,000 点余りを収蔵していた下野郷学習館と漁業関連資料を収蔵していた二野倉海浜プール収蔵庫が津波による浸水を受け、ほとんどの資料が、海水によって水損した。これらの被害を受けた資料を洗浄することで脱塩処理し、カビの発生を防ぐためにシーリングパック作業を行った。

〈東北学院大学博物館〉((5) 展示事業)

石巻市鮎川収蔵庫の被災資料を整理する事業の中で、被災した民俗資料の使用地や使用法といった



写真6-13 岩沼市仮設収蔵施設



写真6-14 カビ防止シーリングパック作業

津波で失われたバックデータを復元するために、大学生による聞き取り調査とデータ化作業を行う必要があった。それらの調査と作業を目的として、石巻市鮎川の仮設住宅入居者を対象とした石巻市鮎川地区での移動博物館を平成 25 年 8 月に開催した。また、被災地から仙台市に居住地を移した被災者やみなし仮設住宅入居者を対象とした仙台市メディアテークでの移動博物館展示を同年 12 月に開催した。



写真6-15 大学生による資料のクリーニング作業



写真6-16 仙台市で開催された資料展示会

〈南三陸町歌津魚竜展示館〉((6) その他事業)

クダノハマギョリュウを露出して展示する魚竜館は、鉄筋コンクリート造りであったために全壊は免れたが、津波により館内が水損し、展示化石も多く瓦礫で覆われていた。これらの瓦礫類を撤去し、内装を再整備して、平成 27 年度には展示を再開することができた。

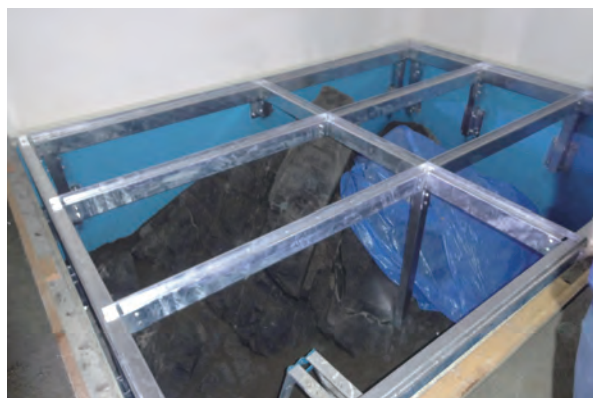


写真6-17 魚竜館の復旧工事状況

第4節 宮城県地域文化遺産復興プロジェクト

宮城県では、平成23年度より文化庁の補助事業である「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」（平成23～24年度）、「文化遺産を活かした地域活性化事業」（平成25～28年度）、「文化遺産総合活用推進事業」（平成29～30年度）、「地域文化財総合活用推進事業」（令和元～3年度）を活用し、宮城県地域文化遺産復興プロジェクト（事務局：当課）を立ち上げ、宮城県が100%の補助を実施して、以下の1～4に記載のと通りの補助事業を実施して被災した文化遺産の保全・活用に努めた（表6-2）。

本プロジェクトは、宮城県文化芸術振興ビジョン（平成17年度策定）を踏まえ、東日本大震災からの文化遺産の復興と地域社会への還元を目的に始動したものである。それぞれ個別の対象の復旧と活動の活性化への寄与を目指し、同時に地域社会とのネットワークの構築を図り、今後の活動の自立化へ向けた支援を行った。震災に伴い活動が休停止した無形の文化遺産の復興を支援するとともに、不安定な状態に置かれている有形・無形の文化遺産について保全を図っていく中で、文化遺産が未来へと継承できる体制を再構築し、発展させる環境を創り出し、震災で失われた地域コミュニティの活性化に貢献することを本プロジェクトの目標とした。

表6-2 補助事業と補助額（文化庁）（平成23年度～令和3年度）

年度	補助事業名	補助額（千円）
平成23	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	39,943
平成24	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	49,777
平成25	文化遺産を活かした地域活性化事業	44,897
平成26	文化遺産を活かした地域活性化事業	26,220
平成27	文化遺産を活かした地域活性化事業	24,651
平成28	文化遺産を活かした地域活性化事業	26,638
平成29	文化遺産総合活用推進事業	11,627
平成30	文化遺産総合活用推進事業	16,196
令和元	地域文化財総合活用推進事業	11,692
令和2	地域文化財総合活用推進事業	10,535
令和3	地域文化財総合活用推進事業	11,920

1 地域の文化遺産情報発信・人材育成事業

①被災民俗文化財調査実績シンポジウム開催事業（平成24年度）

東北大学東北アジア研究センターに委託し、平成23年度から実施した東日本大震災による被災民俗文化財調査事業の成果を発信するシンポジウムを開催した。調査員による調査報告だけではなく、関係市町村教育委員会からのコメントや、被災地住民からのコメントもあり、調査成果を地元



写真6-18 被災民俗文化財調査実績シンポジウム

に還元する機会となった。

②「被災地から“ありがとう”」事業（平成 25 年度）

石巻・気仙沼地域における文化遺産の復興に関わった人々の報告会の開催、文化財レスキュー及び復興途上の歴史的建造物に係る展示、現地見学会、民俗芸能の上演会を宮城・東京の 2 会場において実施した。宮城会場では、被災地で文化遺産の復旧に取り組む地域の団体から、その意義とさらなる支援の必要性を伝えることができ、東京会場では、東京在住の支援者や団体が結集し、被支援者と支援者を繋ぐ場の必要性を再認識することができた。また、当事業を通じて、文化遺産復旧の担い手と支援者の意見を総括し、東日本大震災被災文化遺産復旧支援の継続とその輪を広げようと「宮城アピール 2014」を採択・宣言したことは意義深いものであった。

③宮城県被災民俗文化財調査成果公開事業（平成 25 年度）

被災した県内 20 箇所の民俗文化財の調査と報告書の作成を実施し、被災地における震災前・震災後の民俗文化財の在り方を確認した。この調査を通して、地域の民俗文化財を見直すとともに、見通しの立たない状況にあった地域の祭礼をはじめとする無形文化財の活動再開に向けて動き出すきっかけとなった例が多々あった。また、広域かつ詳細な調査を実施したことにより、地域の実情に応じた支援の在り方を考えさせられるデータが収集された。

2 地域の文化遺産普及啓発事業

①雄勝石加工技術伝承活性化事業（平成 23 年度、平成 28 年度～令和 3 年度）

雄勝硯生産販売協同組合が主体となって、震災により壊滅的な被害を受け、活動の拠点を失った雄勝石加工技術の復興及び職人の意欲向上を目的としたワークショップを開催した。雄勝石を加工した天然スレート屋根材や雄勝硯の危機的状況が報道されたこともあり、参加者や関係者に好評であった。また、職人にとって、ワークショップ開催に向けた原材料の加工作業や参加者との交流は、生産を再開するための一つの契機となった。



写真6-19 雄勝石加工技術伝承活性化事業

②地域の芸能祭り開催事業（平成 25 ～ 26 年度）

震災後地域住民の離散が進んだ石巻雄勝地区に伝わる民俗芸能の上演会を実施した。当日は多数の地域住民、旧住民が会場に集まり、再会を喜ぶ人々で活況を呈した。被災地では、高台移転などによってかつての地域の紐帯維持が困難になる中、活動継続が難しくなると考えられた民俗芸能が、地域住民を結びつけるものとし



写真6-20 浪板虎舞

て積極的な役割を担った。今回のイベントでも民俗芸能が地区の人々を勇気づけ、それによって無形文化遺産の価値が再認識されるという効果が得られた。

③民俗芸能による地域活性化事業（平成 25 年度）

東北歴史博物館が実施団体となって、被災した民俗芸能団体による上演会・ワークショップを開催した。当日は悪天候にもかかわらず 300 名程の来場者があり、浪板虎舞(気仙沼市)・大曲浜獅子舞(東松島市)の上演を楽しんで頂いた。また、ワークショップにも数多くの参加者があり、舞・囃子に親しみを持ってもらうことができ、来場者にも好評であった。博物館の施設を使うことにより、来館者に民俗芸能の魅力を伝えるだけでなく、保持団体の伝承意欲の向上を図ることができた。

3 地域の文化遺産継承事業

①多賀城鹿踊用具の補修新調事業（平成 23 年度）

震災による津波で被災・流失した多賀城市無形民俗文化財「多賀城鹿踊」の用具（獅子頭・締太鼓・笛）を新調した。この事業によって伝承するための基盤が再整備され、活動を再開することが可能となった。現在は小学生に伝習させるなど継続していくための活動を精力的に行っている。

②月浜のえんずのわり用具等新調事業（平成 23 年度）

東松島市の月浜のえんずのわり保存会が実施主体となって、震災による津波で流失した国指定重要無形民俗文化財「月浜のえんずのわり」の行事の担い手である子供たちがお籠もりで使用するための用具等を新調した。このことによって壊滅的な被害を受けた月浜地区において、行事を継続させていく目途が立った。



写真6-21 月浜のえんずのわり

③大曲浜獅子舞用具の補修新調事業（平成 23 年度）

大曲浜獅子舞保存会が実施主体となって、震災による津波で被災・流失した東松島市指定無形民俗文化財「大曲浜獅子舞」の用具を新調・補修した。これによって春祈祷行事（1月3日）で上演することができ、四散した大曲浜の住民が再度集まる機会となり、震災後の不安定なコミュニティに改めて結束を促す効果があった。



写真6-22 大曲浜獅子舞

④民俗芸能に係る用具等の整備事業（平成 24 年度）

震災により甚大な被害を受けた沿岸部における民俗芸能（7 団体）の用具の新調・修復を行った。各保存団体間で情報共有を図り、専門家から助言を得るなど、被災した民俗芸能の復旧を効果的に進

めることができた。また、復旧後人々が集い、交流する機会を創出することにも繋がり、地域の再興の一助となった。

⑤山元町無形民俗文化財保存継承事業（平成 24 ～ 27 年度）

被災した山元町に伝わる無形民俗文化財保持団体が、山元町無形民俗文化財復興協議会を設立し、被災した無形民俗文化財の後継者育成及び用具の新調を実施した。本事業により、町内各保存団体の繋がりができ、団体間での情報共有が可能となり、専門家から助言を得るなど、被災した無形民俗文化財保持団体の復旧を効果的に進めることができた。

4 地域の文化遺産記録作成・調査研究事業

①東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査事業（平成 23 ～ 24 年度）

東北大学東北アジア研究センターの協力で、被災地域における被災前の民俗文化財の状況把握、震災後の変化の調査を行った。本事業は、調査対象を祭礼行事や民俗芸能に限定せず、各地域の生活全般を対象とした。そのため従来着目されていなかった民俗事象が新たに発見されるなど予想外の発見もあり、調査を受けた地区でも、集落の生活の記録化を契機に行事の再開を決めた地区や用具を新調し、行事の再開に向けて動き出した地区も現れるなど、一定の効果が見られた。



写真6-23 被災した民俗文化財調査事業

②特別名勝松島保存管理状況調査事業（平成 24 年度）

復興後における特別名勝松島の状況について調査を実施した。これを機に県及び関係市町の間で情報を共有することができ、蓄積した情報をもとに、特別名勝松島の復興及び今後の活用において、効果的な方針を検討するための基盤が整備された。

③宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討事業（平成 24 年度）

宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討実行委員会が主体となって、震災により壊滅的な被害を受けた東松島市宮戸・野蒜地域に伝わる文化遺産の再生・活用を図るための調査を行った。高台移転地の造成が進む中、地域の歴史や語り継がれてきた文化・伝統等の地域の記憶を復興後のまちづくりにどのように活かし、継承



写真6-24 文化遺産の再生・活用検討事業

していくかが重要であることを改めて認識するとともに、宮戸・野蒜地域（特別名勝松島地域）のグ

ランドデザインの策定に向けて、市の復興まちづくり計画に資する地域特性や文化遺産の活かし方等について検討を行うことができた。

④ミクロな地域文化遺産再発見事業（平成 26 ～ 27 年度）

東北歴史博物館が事業主体となって、東日本大震災の影響を受けた民俗芸能の発表会、企画展を開催した。被災地に伝承されてきた芸能のうち、日常の暮らしの中に溶け込み、無形の文化財として意識されにくい獅子舞に焦点を当てて、その価値を広く啓発するものである。発表会には 600 人、企画展には 18,467 人の来場者があった。協力して頂いた民俗芸能保持団体からは、芸能や地域の文化の継承に対する意欲的な意見が上がり、震災で大きな被害を受け、そのコミュニティ再興の途上にはあるが、民俗芸能を活用したコミュニティ復興の可能性が実感できる感想を得られ、一定の効果をあげることができた。

以上のように、東日本大震災からの復興の中で上記事業を実施してきたが、その多くは、震災によって壊滅的な被害を受けた無形文化遺産の復旧・復興に主眼を置いた事業である。具体的には、用具の新調・補修や後継者育成により無形文化遺産の伝承基盤を再整備し、上演会及びワークショップの開催によって県民にその文化的価値を周知するものである。

しかし、平成 26 年度以降、震災復旧に係る事業は減少している。これは冒頭に掲げた本プロジェクトの目的である「震災に伴い活動が休停止した無形の文化遺産の復興を支援する」ことから、「震災に関わらず不安定な状態に置かれている有形・無形の文化遺産について保全を図っていく」方向へ重点が置かれつつあることを意味している。平成 23 年度から平成 25 年度は、被災した無形の文化遺産の復興を支援する事業を展開してきたが、平成 26 年度以降は、伝承者の高齢化など存続の危機にさらされている無形の文化遺産（無形民俗文化財・無形文化財・伝統工芸など）の保護に取り組んだ。主な事業として、雄勝石加工技術や仙台筆筒工芸技術などの伝統的工芸技術普及啓発事業（平成 26 ～ 令和 3 年度）や正藍染（県指定無形文化財）後継者養成事業（平成 24 ～ 令和 2 年度）、柳生心眼流甲冑術・甲冑柔術（県指定無形文化財）記録作成事業（平成 28 年度）等を実施した。

第 5 節 民間団体等による助成（巻末資料 17）

震災後、各種法人や民間団体から被災文化財に対する助成等の支援の手が差し伸べられたことから、宮城県では、市町村や所有者、保持団体へ助成等についての情報を提供し、応募可能な支援については、積極的に応募するよう呼び掛けた。これにより、民間の各種の助成事業も無形民俗文化財や有形文化財（建造物）を中心に採用され、修理・修復事業の進展に大きな役割を果たした。以下に、民間団体による主な助



写真6-25 角星店舗の修理（気仙沼市）

成事業を紹介する。なお、主な助成事業一覧については資料編（巻末資料 17）に示した。

〈文化財保護・芸術研究助成財団〉

例年、都道府県指定文化財（又は、市指定文化財）で、都道府県の補助対象事業として修理等を予定している有形文化財又は有形民俗文化財のうち、所有者の負担が大きいものに対する助成（助成上限 1,000 千円／採用は 1 都道府県 1 件程度）については、東日本大震災に伴う特別措置としての助成として、東日本大震災で被災した文化財のうち、緊急的な保護を必要としているものや、今後の復興において、地域の人々の心の拠りどころとなるものの復旧に対して多くの助成（令和元年度までに 50 件）がなされた。

〈明治安田生命クオリティオブライフ文化財団〉

古来より各地に伝わる「民俗芸能」ならびに「民俗技術」の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力をしている団体または個人を助成の対象としている。

震災直後の平成 24 年度には、被災した無形民俗文化財保持団体に対して集中的に助成（7 件）がなされた。



写真6-26 新調した用具による女川獅子振り

〈日本財団〉

地域住民に長く受け継がれてきたまつりは、人々が集まる場であり、そこで披露される民俗芸能の継承などを通じて、人々の心を通わせる絆であった。しかし、それが東日本大震災で大きく損なわれたことから、「地域伝統芸能復興基金（まつり応援基金）」を創設して、民俗芸能に必要な御輿や太鼓、山車や衣装などの修理・修繕や購入に充てる支援（平成 24 年度までに 17 件）が行われた。

〈ナショナルトラスト〉

東日本大震災で被災した自然・文化遺産のうち、地域（まち）の“シンボル”でありながら、国や地方公共団体による支援の及ぶにくいものの復旧・復興を後押しすることにより、住民が地域風土に根差した暮らしを取り戻すとともに、観光資源としての保護・活用への礎を築くことを目的とし、東日本大震災により被災した自然・文化遺産の所有者・管理者が以下について行う復旧・復興に対する支援（平成 27 年度までに 6 件）がなされた。対象としては、国・地方公共団体の文化財指定・登録の有無を問わないが、原則として国庫補助事業の対象となるものは除かれている。

- i) 有形文化財（建造物等の不動産文化財）
- ii) 記念物（遺跡・名勝・天然記念物・文化的景観）
- iii) 民俗文化財及び無形文化財

〈その他の助成〉

その他の民間団体等としては、ワールドモニュメント財団による助成がある。これは、1996 年より隔年で実施されているものである。緊急に保存・修復などの措置が求められている文化遺産を毎回世界中から選び出し、「ワールド・モニュメント・ウォッチ」としてまとめた上で広く配信し、保護

活動の必要性を訴えるというプログラム（選定されたところに自動的に助成金が支払われるものではなく、情報発信と共にワールドモニュメント財団が、広く支援を呼び掛け、それに呼応する基金パートナーを募り、地元と連携し助成金を確定する）に基づいている。今回の東日本大震災に際しては、気仙沼市風まち地区に所在する国登録文化財の修理・修復や石巻市天雄寺観音堂の復旧事業に支援がなされた。

第7章 復興事業と特別名勝松島

第1節 復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針・体制

1 基本方針

平成23年3月29日、宮城県知事が特別名勝松島の被災状況を視察した際に、県民より住宅再建のため高台への移転の要望が伝えられたことから、宮城県は、同年3月30日、国に対して、住宅の高台移転等の事業に関し、現状変更許可基準の弾力的な運用を要望することとなった。また、4月8日、知事から内閣総理大臣に「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」が提出された。

当課では、関係市町教育委員会の協力を得て、4月8日に関係市町の被災状況を調査した。その後、文化庁調査官による現地調査が4月12日から4月14日に、文化庁長官の現地調査が4月28日から4月29日にかけて実施された。4月29日、県庁にて知事と文化庁長官の懇談が行われ、特別名勝松島の現状変更の弾力的な運用の要望に対する文化庁の方針が示された。文化庁の方針は、特別名勝松島の保護と被災した地域住民の生活再建の両立を図るための弾力的な運用を検討するため、有識者会議の設置を求めるものであった。

これを受けて、宮城県教育委員会は、関係市町の長、学識経験者等を構成員とした「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」（以下、検討会と略す）（巻末資料19・20）を設置し、特別名勝松島の文化的な価値と復興計画の両立のための基本方針等について検討を行い、以下のような『震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方 最終報告』（以下、『最終報告』と略す）をとりまとめた。

震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方 最終報告

平成24年1月25日

震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会

1. 検討の背景・目的

特別名勝松島は、東日本大震災によって甚大な被害を受けた。そのため、指定地内においては、安全確保を前提とした住民の生活・生業の復興が急務となっている。宮城県では、平成23年3月30日の知事談話により、住宅の高台への移転等の復興事業に関し、国に対して特別名勝の現状変更等の許可基準の弾力的な運用を要望した。

これを受け、同年4月28日に文化庁長官から特別名勝松島の管理団体である宮城県に対し、特別名勝松島の風致景観上の価値と住民生活の復興との両立を図るために、宮城県の主催の下に、有識者等から成る会議を開催するよう提案があった。

宮城県教育委員会では、平成22年3月に『特別名勝松島保存管理計画』を改定し、平常時における保存管理の基本方針・現状変更等の取扱指針等を定めた。しかし、安全確保を前提とした住民生活の復興を喫緊の課題として捉え、震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立を図るために、改めて保存管理の理念、基本的な考え方を踏まえた基本方針を定めることとした。

そのため、宮城県教育委員会は平成23年6月21日に有識者、関係2市3町の市町長、宮城県の関係部局長から成る「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、文化庁の協力の下に検討を進めることとした。

2. 検討の経過

本検討会では、6月21日の第1回会議において、被災状況及び地域の要望、特別名勝松島の価値、保存管理計画における保存管理の基本方針について確認し、震災復興と保存管理との両立を図るために必要な論点の整理を行った。

その後、7月に関係2市3町の教育委員会・復興関係部局の担当者による調整会議を2回開催し、第1回検討会におい

て整理した論点に基づき、基本的な考え方及び基本方針の案を作成した。

上記の案に基づき、検討会は8月8日に開催した第2回会議において、震災復興と保存管理との両立のための基本的な考え方及び個別の復興事業における基本方針案について議論を行い、中間報告を取りまとめた。同時に、検討会は、個別の震災復興事業の計画策定にあたって、基本方針に基づく具体的な指針が必要であることを指摘した。

その後、基本方針に沿って各市町の震災復興計画の策定が進められてきたことを受け、11月の調整会議においては、各市町の震災復興計画と中間報告において示した基本方針との間の調整を行った。さらに12月の調整会議においては、個別の震災復興事業における具体的な指針として、「震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための指針」案を作成した。

本検討会の最終回にあたる第3回会議は、12月26日に開催し、基本方針の最終案及び指針案の検討を行った。本報告は、検討会の第3回会議における議論の結果に基づく最終報告である。

3. 最終報告（別紙1、2）

震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関しては、別紙1において、総括的な方向性としての基本的な考え方を示した上で、それに基づく個別の震災復興事業に関する基本方針を示した。また、別紙2においては、基本方針に基づく具体的な指針を示した。

基本的な考え方としては、①特別名勝松島の本質的価値を構成する基本要素としての自然的・人文的要素の考え方、②震災復興によって新たに造成される集落等の人文的な要素の考え方、③それらを踏まえた震災復興事業の全体計画である復興まちづくりの考え方、の3点についてまとめた。

基本方針としては、個別の震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立に関して、個別の論点ごとにまとめた。

基本方針に基づく指針としては、個別の震災復興事業の実施にあたって配慮すべき具体的な事項についてまとめた。

4. 今後の方向性

震災復興事業は今後急速に具体化していくと考えられるため、本報告以降においても、本報告に示した事項を前提として、個別の復興事業と基本方針及び指針との調整を行う場を設ける必要がある。

特別名勝松島の保存管理をより望ましい方向へ進めるためには、基本方針と指針に基づきつつ、市町教育委員会、県教育委員会及び文化庁相互はもとより、復興事業担当部局及び都市計画部局との連携を深める必要がある。

（別紙1）

震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する基本的な考え方

①本質的価値を構成する自然的な基本要素は、現状維持あるいは原状復帰を原則とする。特にそれが最も良好に存在する特別保護地区は必ず保存する必要がある。住民の生活・生業・安全確保のために必要不可欠な復興が基本要素に係る場合は、その規模を復興事業にとっての必要最小限に留め、周囲の風致景観との調和及び主要な展望地点（四大観：多聞山、扇谷、富山、大高森）からの眺望に配慮する。

②人々の活動が形成してきた人文的要素の復興にあたっては、安全確保を前提とし、施工時を含め、その規模を復興事業にとっての必要最小限に留め、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を作り出すことをめざす。

③松島における生活・生業が、特別名勝松島の人文的な風致景観を形成していくという認識の基に、松島と共に育まれてきた地域の個性を継承する復興まちづくりを進めることが望ましい。

震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針

計画		論点	基本方針
①高台への住宅移転 規模・形態		場所の選定	特別保護地区は避け、可能な限り1B・2B地区を対象とする。1A・2A地区にせざるを得ない場合は、その範囲を復興事業にとっての必要最小限とし、可能な限り主要な展望地点（四大観）から見えないよう配慮する。
		規模・形態	集落の歴史的な成り立ち等を考慮した新たな風致景観を創り出すことをめざす。規模は復興事業にとっての必要最小限とする。
②避難設備の整備	高台	場所の選定 規模・形態	場所の選定については住宅移転と同様とし、周囲及び主要な展望地点から見えないよう配慮する。規模は復興事業にとっての必要最小限とし、造成方法も地形の改変が最小限となるよう工夫する。
	低地避難 施設	場所の選定 規模・形態	特別保護地区を避け、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した意匠とし、新たな風致景観を創り出すことをめざす。規模は復興事業にとっての必要最小限とする。
③防災林・防潮堤	改修	形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。また、海岸周辺の植生の保全を図る。
	移設 新設	場所の選定・ 形態	特別保護地区を避ける。海岸周辺の植生の保全と展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。
④浜辺の作業場の新設		集落跡地の利用	作業場等は、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。跡地は荒蕪地とならないよう、耕作地、公園・緑地等への活用を図る。

計画		論点	基本方針
⑤漁港とその関連施設・防波堤の改修		形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。
⑥道路・鉄道	改修	形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。
	移設 新設	場所の選定・ 形態	特別保護地区を避け、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。
⑦被災農地の復興		跡地の利用	農地としての復旧を原則とするが、不可能な場合には、荒蕪地とならないよう、公園・緑地等への利活用を図る。

(別紙 2)

震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための指針

計画		指針
①高台への 住宅移転	③高台への 集団移転	「必要最小限の規模」に関する考え方 : 移転を希望する被災者の住宅及び個人経営の事業所の他、学校、公民館、病院、福祉施設等、集落又は市街地を維持していくために必要な公共公益施設等を含む。 主要な展望地点からの眺望 : 造成地、建築物及び工作物の一部が見えざるを得ない場合には、背後の丘陵の尾根線を超えず、かつ、尾根線を分断しないこととする。 地形造成 : 造成地形の法面については、周囲の地形へのすり付けが自然な仕上がりとなるよう配慮し、将来的に自然植生が再生されるよう湾内の在来種による植栽等の緑化を行う。 : 特に、工事中における作業用道路等は計画地内に設定することを原則とするが、計画地外とせざるを得ない場合には、丘陵の掘削及び樹木の伐採を極力避け、かつ造成終了後には原状に復旧することとする。 風致景観への配慮 : 樹木の伐採については最小限に留め、造成地縁辺、街路、公共用地等に積極的に湾内の在来種による植樹を行う。 : 造成後の建築物及び工作物に関する風致景観への配慮については『特別名勝松島保存管理計画』による。
	④災害公営 住宅	「必要最小限の規模」に関する考え方 : 居住を希望する被災世帯数の他、集会所等の必要施設を含む。 主要な展望地点からの眺望 : 住宅の高さが背後の丘陵の尾根線を超えないこととする。 地形造成 : 高台への集団移転と同様の取扱とする。 風致景観への配慮 : 平屋又は2階建を基本とし、形態、意匠、色彩等については、①ーcに示す個人による1A地区への住宅移転と同様の取扱とする。 : 樹木の伐採については最小限に留め、造成地縁辺、街路、公共用地等に積極的に湾内の在来種による植樹を行う。
	⑤個人による1A地区への住宅移転	「必要最小限の規模」に関する考え方 : 母屋の他、倉庫、車庫、作業場、庭等、生活又は生業を営む上で必要なものを含む。 地形造成 : 地形に沿った造成とし、改変を最小限に抑制したものとする。 風致景観への配慮 : 屋根については、勾配屋根（寄棟造、入母屋造、切妻造）とする。また、和瓦葺き又は金属板等の一文字葺きとすることが望ましい。色彩については、無彩色又は彩度及び明度の低い濃茶系色等とする。 : 外壁については、広大な単一面とならないよう分節する。色彩については無彩色又は彩度及び明度の低い茶色、黄土色、クリーム色等とする。 : 周囲の樹木の伐採については、最小限に留め、必要に応じて敷地内に植樹を行う。 : 外周に区画施設を設ける場合には、生垣、木塀、黒又は濃茶系色のフェンス、自然石による石積又は擬石ブロック塀等とする。
②避難施設の整備	高台・低地の避難施設	「必要最小限の規模」に関する考え方 : 想定される避難者数に基づく避難施設の他、必要とされる施設及び誘導標識等を含む。 主要な展望地点からの眺望 : 施設等が見えざるを得ない場合には、湾内の在来種を用いて周囲に植樹を行い、可能な限り遮蔽する。 地形造成 : 可能な限り、既存の平場又は施設を利用する。 風致景観への配慮 : 樹木の伐採については、最小限に留める。 : 施設における風致景観への配慮については『特別名勝松島保存管理計画』による。

計画		指針
③防災林防潮堤	⑤防災林	風致景観への配慮 ：端部が唐突に収束しないよう、周囲の地形又は植生の遷移をも考慮し、相互の連続性を確保する。 ：樹種については、耐塩性を有するクロマツ又はアカマツ、若しくは湾内の在来種から選択する。
	⑥防潮堤	「必要最小限の規模」に関する考え方 ：津波シミュレーションの結果に基づいて設定された高さを原則とする。 主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮 ：防潮機能の確保と地形的な制約との調和を図り、砂浜、湿地、丘陵、海浜植生の保全にも配慮する。特別保護地区に接する位置において改修を行う場合には、特に十分に配慮する。 ：自然石の使用又はそれを模した表面処理等の工法の採用、陸側法面への覆土、背後地への植樹等の工夫により、長大な構造物が与える人工的印象及び圧迫感を低減するよう配慮する。
④浜辺の作業場の新設	集落跡地の利用	展望地点からの眺望及び風致景観への配慮 ：緑地として植樹する場合には、耐塩性を有するクロマツ又はアカマツ、若しくは湾内の在来種を選択するとともに、草本等の海浜植生の保全にも配慮する。 ：作業場の他、公園等の施設を設置する場合には、周囲の風致景観との調和に配慮した配置、形態及び色彩とする。 ：大規模な公共公益施設については、計画全体が風致景観に及ぼす影響をより軽微にできるよう配慮する。 ：建築物及び工作物における風致景観への配慮については『特別名勝松島保存管理計画』による。
⑤漁港とその関連施設・防波堤の改修		主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮 ：護岸及び岸壁については、自然石の使用又はそれを模した表面処理等の工法の採用、周囲への植樹等の工夫により、構造物の人工的印象を軽減するよう配慮する。 ：特別保護地区に接する位置において施設を設置する場合には、周囲の風致景観に特に配慮する。
⑥道路・鉄道		地形造成 ：避難路等の果たすべき機能の確保を前提とした上で、地形の改変が最小限となるよう経路を選択する。 ：法面については、周囲の地形へのすり付けが自然な仕上がりとなるよう配慮し、将来的に自然植生が再生されるよう湾内の在来種による植栽等の緑化を行う。 主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮 ：歩道、中央分離帯等に、湾内の在来種を用いて周囲の風致景観と調和のとれた植栽を行う。 ：標識、防護柵等の付帯施設については、明度及び彩度の低い濃茶色系の色彩とし、形態及び配置を含め相互に統一性を持たせる。統一性については、路線内又は地域内で保たれることが望ましい。
⑦被災農地の復興・跡地の利用		風致景観への配慮 ：農地以外への利活用を行う場合には、集落跡地の利用と同様の取扱とする。

2 現状変更に係るその他の取扱い指針など

ア「特別名勝松島 防潮堤の表面処理の考え方」（平成 24 年 4 月 27 日）

『最終報告』の基本指針により、防潮堤については、自然石の使用又は、それを模した表面処理等の工法の採用、陸側法面への覆土、後背地への植栽等の実施により、風致景観との調和を図ることとしているが、災害復旧事業においては「原形復旧」を原則とし、被害が広範囲に及ぶことによって生じる財政的な負担を考慮する必要があることから、「防潮堤の表面処理の考え方」を具体的に示すこととなった。すなわち、特別保護地区と第 1 種保護地区（1 A）における傾斜型の防潮堤について、“コンクリート平型ブロック等による表面処理を行うこと、防潮堤の背後地に植栽等が行われる場合には背面（陸側）の表面処理の工夫はしなくとも可とする”、また、特別保護地区と第 1 種保護地区（1 A）以外において、“可能な範囲で表面処理を行えるのであれば、実施することが望ましい”、とした。直立型については、いずれの保護地区においても“顔料による着色を行うことが望ましい”とし、その後、“近隣地に設置されている防潮堤の表面処理と調和を図ること”を付け加えた。

イ「住宅新築等（陸屋根）の申請に対する方針について」（平成 24 年 6 月 14 日）

個人住宅の屋根等の形状について、保存管理計画では、勾配屋根（切妻造、寄棟造、入母屋造。屋根勾配 4～5 寸程度）を景観配慮の参考例としてあげており、『最終報告』では、個人による 1 A 地区への住宅移転に関して、“屋根については勾配屋根（寄棟造、入母屋造、切妻造）とする”、とし

ている。

震災後の行政による再生可能エネルギー推進施策を受けて、ソーラーパネル設置に伴う陸屋根（勾配のない平坦な屋根）の計画が提出されるようになり、今後、こうした申請が増加することが予想されたことから、住宅新築等（陸屋根）の申請に対する方針・考え方を整理することとなった。すなわち、陸屋根を認める場合には、○陸屋根を採用する相応の理由があること、○1C地区及び2B地区、第3種保護地区であること、○主要な展望地点及び海上からの眺望に及ぼす影響が小さいこと、○外構の他、色彩等の工夫により、特別名勝松島の風致景観に及ぼす影響を軽微にすること、といった要件を踏まえることとした。

ウ 「太陽光発電施設設置に係る現状変更等に対する取り扱い指針について」（平成27年5月21日）

震災後、行政の再生可能エネルギー推進施策を背景に、太陽光発電施設の設置計画が増加し、中にはメガソーラーなどの大規模な案件も協議に上がるようになり、これらに対応するためのガイドラインが必要となった。そのため、2市3町の実務担当者による「特別名勝松島連絡協議会」において協議を進め、設置場所や規模・形態、緑化率などの考え方を整理し、太陽光発電施設に対する取扱指針（案）をまとめた。松島部会においてこの取扱指針（案）を審議し、これを踏まえて当面の運用指針とした。

3 『権限委譲』について

ア 経緯と経過

特別名勝松島は、指定範囲が広く、また、多くの地域住民の生活の場ともなっていることから、現状変更の申請件数が他の史跡等に比べて格段に多い。文化財保護法に規定されている一部の行為については、宮城県や市に許可権限が委譲（文化財保護法施行令第5条）されていたが、申請の大半は、文化庁長官の許可案件であり、申請から許可までに1ヶ月から2ヶ月程度の期間を要していた。震災関連事業により申請件数が更に増加し、復旧・復興事業を迅速に進めるため、国からの権限委譲を

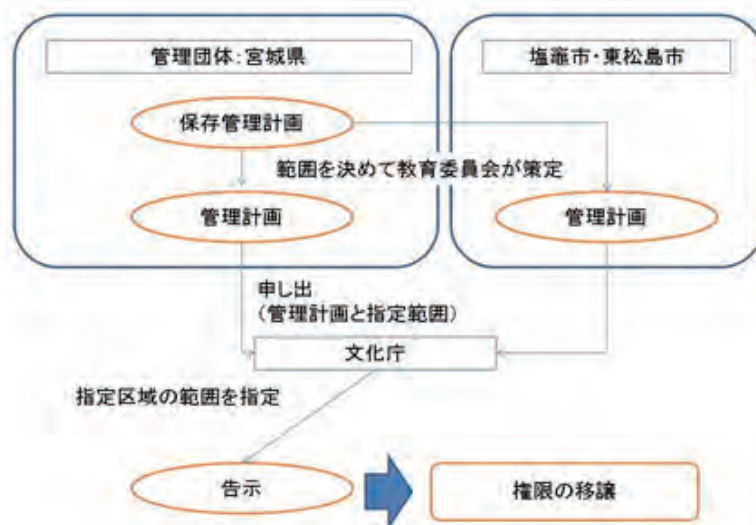


図7-1 権限委譲までの流れ

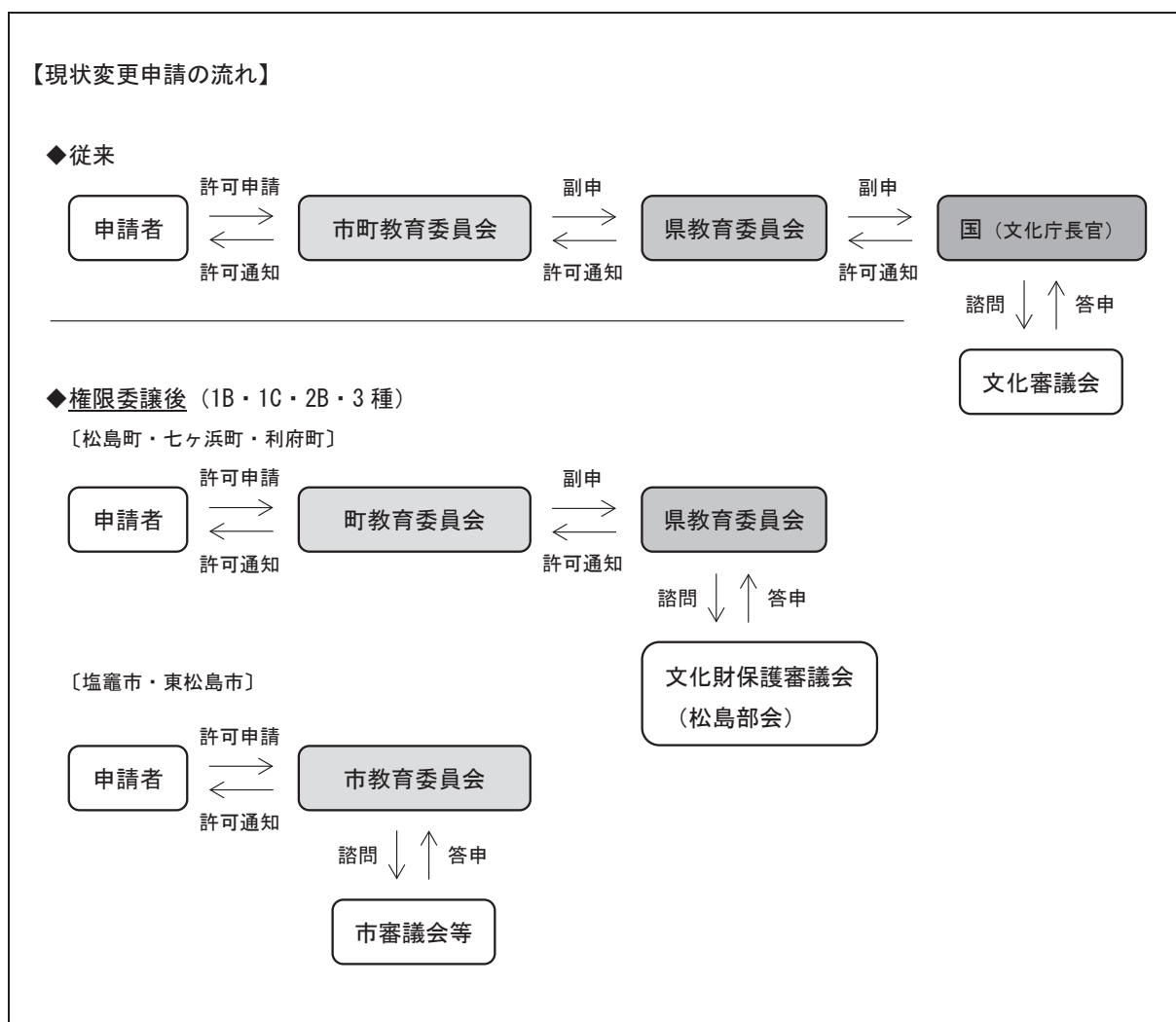


図7-2 現状変更申請の流れ

早急に実現する必要があった。

平成 25 年 1 月 30 日に宮城県教育委員会・塩竈市教育委員会・東松島市教育委員会から文化庁長官あてに『特別名勝松島管理計画』を申し出、平成 25 年 4 月 1 日付け『官報』（号外第 69 号）告示により、「1B・1C・2B・3 種」の各地区について権限委譲を受けた。また、東松島市及び七ヶ浜町の高台移転地については、1A・2A 地区に定められているが、これを 1B または 2B 地区と同様に取り扱うため、文化庁長官に申し出を行い、平成 26 年 3 月 25 日付け『官報』（号外第 63 号）の告示により、同様に権限移譲がなされた（図 7-1・7-2）。

イ 専門委員会等の設置

【宮城県】

宮城県が権限委譲を受ける町域（松島町・七ヶ浜町・利府町）の許可処分等を適切に判断するため、宮城県文化財保護審議会に「松島部会」を設置（平成 25 年 4 月 1 日）し、申請案件を取り扱うこととした（表 7-1）。委員は、特別名勝松島に深く関わる分野（基本的要素である自然要素の関連分野：地形・地質、植生、景観等、付带的要素である人文的要素の関連分野：都市計画、歴史、歴史地理等）の学識経験者とし、5 名（地形地質 1、植生 1、風景計画・造園・景観 1、都市計画 1、歴史 1）で

表7-1 現状変更申請の取扱い（宮城県）【平成25年度～令和4年度】

現状変更の内容	地 区 区 分	
	1 B ・ 1 C ・ 2 B ・ 3 種地区	特別 ・ 1 A ・ 2 A ・ 海面保護地区
『特別名勝松島保存管理計画』の取扱指針に照らして判断が必要なもの・定めないもの	松島部会で審議 県教育長が許可	文化審議会文化財分科会で審議 文化庁長官が許可
『特別名勝松島保存管理計画』の取扱指針で認められたもの	松島部会長が決定 県教育長が許可	文化審議会文化財分科会長が決定 文化庁長官が許可
文化財保護法施行令により、都道府県又は市の教育委員会が処理する事務とされたもの	教育委員会が決定 県教育長が許可	
文化財保護法により、許可申請不要とされたもの	許可申請不要	

構成されている。部会は、原則年 6 回（偶数月に開催）とし、部会長による決定は、毎月の年 12 回実施することとした。

【塩竈市】

専門組織は設置せず、既設の塩竈市文化財保護審議会において特別名勝松島の現状変更を調査・審議することとした。審議会委員は 7 名で（市条例により 10 名以内）、考古学 2 名、民俗学 2 名、都市計画 1 名、自然科学 1 名、有識者 1 名から構成されている。審議会は、調査・審議すべき案件を踏まえて随時開催（年 2 回程度）している。

【東松島市】

平成 24 年度に『東松島市特別名勝松島保存管理検討委員会』を設置し、平成 25 年 4 月 1 日の権限委譲後、『東松島市特別名勝松島保存管理専門委員会』に改名した。委員は 7 名（設置要綱により 10 名以内）で、学識経験者 5 名（考古学 1、地形学 1、植物学 1、景観 1、造園学 1）と地域の有識者 2 名で構成されている。委員会の開催は、原則年 6 回（偶数月に開催）とし、委員長による決定は、毎月の年 12 回実施することとした。

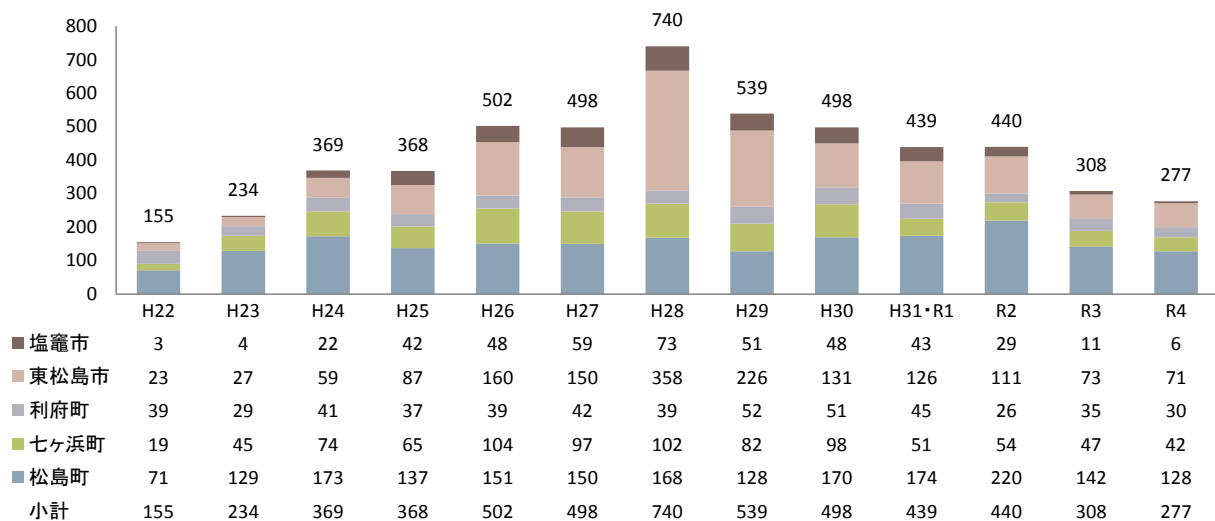
第 2 節 現状変更申請件数の推移とその傾向

1 地域別申請件数の推移（平成 22 年度～令和 4 年度・図 7-3）

東日本大震災前の 6 年間で見ると、年間の申請件数は 86 件から 198 件で推移していた。（H17：88 件、H18：86 件、H19：140 件、H20：135 件、H21：198 件、H22：155 件）

東日本大震災後は、申請件数が増加傾向となり、平成 28 年度の 740 件をピークに、その後は減少に転じているものの、東日本大震災以前よりも多い件数で推移している。地域別の申請件数では塩竈市及び東松島市における増加率が顕著であり、塩竈市では東日本大震災前の平成 22 年度と比較すると約 7 ～ 24 倍、東松島市では約 3 ～ 16 倍の増加率となっている。塩竈市は、特に浦戸地区が津波により甚大な被害を受け、その復旧工事に係わる申請件数が急増したことが要因と考えられる。

また、東日本大震災前は松島町が最も申請件数が多かったが、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて東松島市における現状変更件数が松島町を上回ったことが特記される。東松島市について



※市許可分（文化財保護法施行令）一部含まず

図7-3 地域別申請件数の推移

は、平成24年度から野蒜地区及び宮戸地区において高台での造成工事が施工され、その造成工事が完了し、個人住宅等の再建が集中したことが件数増の一因と考えられる（※）。

※宮戸地区（月浜・大浜・室浜）・・・平成26年度整備完了

野蒜地区・・・・・・・平成28年度整備完了

2 事業別現状変更の推移（平成22年度～令和4年度・図7-4）

東日本大震災直後は、個人住宅の再建に係わる現状変更が多く、既存建物と同位置に建て替える案件が中心であった。その後、平成23年度末から平成24年度にかけて、農林水産施設の復旧工事が行われ、続いて防潮堤や港湾整備等に関する申請が増え、平成25年度以降は、各自治体で策定され

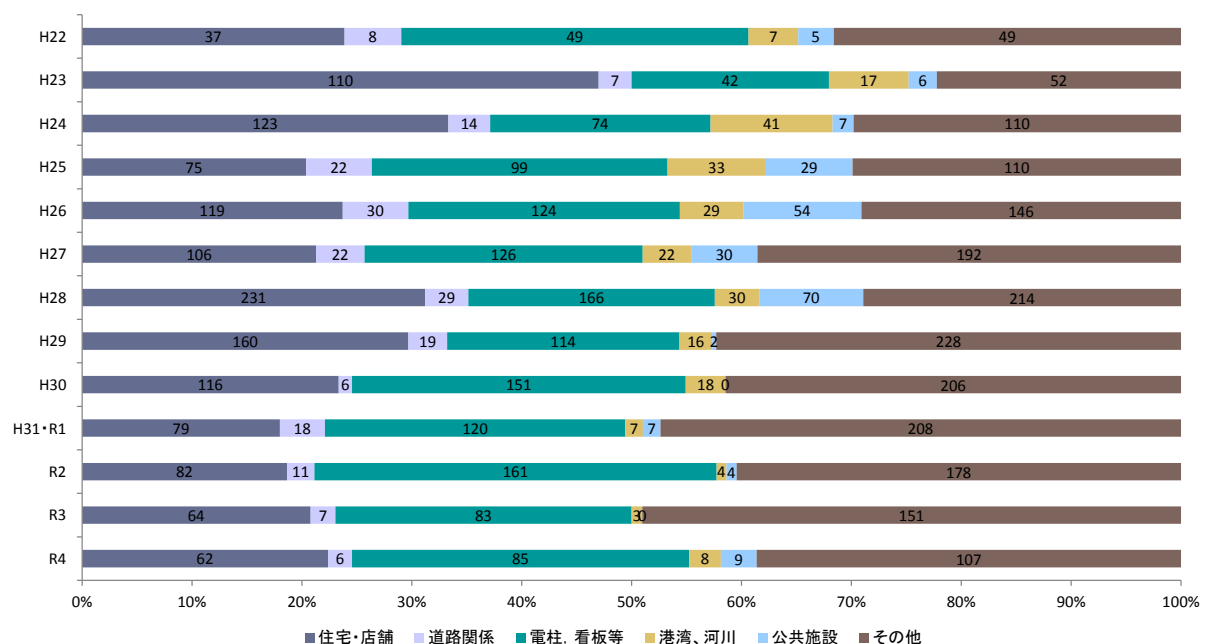


図7-4 事業別現状変更の推移

た防災計画等に基づき、避難道路、避難施設整備に係る申請が増加した。

平成 29 年度以降になると、高台造成や区画整理などが完了したことに伴い、公共事業の申請は落ち着きを見せている一方で、個人住宅や災害公営住宅、あるいは、新たな宅地や道路に付帯する電柱設置に係る現状変更が、令和 4 年度に至るまで相次いで申請された。

なお、ここでは「住宅・店舗」、「道路関係」、「電柱・看板等」、「港湾・河川」、「公共施設」以外の事業を「その他」として分類している。その例として、工事現場事務所の設置、用排水路の復旧、土砂仮置場の整備、宅地嵩上げや太陽光発電設備の設置などのほか、既に許可を受けた現状変更の計画変更や期間変更の申請数（※）も計上している。「その他」についても震災関連事業に係る現状変更が多く、太陽光発電設備の設置など、震災前にはあまり事例がなかった事業も見られるようになった。

※計画変更及び期間変更件数

(H22：11 件、H23：18 件、H24：39 件、H25:24 件、H26：40 件、H27：94 件、H28：82 件、H29：87 件、H30：88 件、H31・R1：86 件、R 2：85 件、R 3：60 件、R 4：27 件)

3 地区区分別現状変更の推移（平成 22 年度～令和 4 年度・図 7-5）

東日本大震災前は、2B 地区における現状変更が全体の半数程度を占め、特別保護地区や 1A 地区などの自然地形が良好に残る場所での現状変更件数は僅かであった。『保存管理計画』の「建築物の現状変更の取扱指針」では、これらの地区の「建築物の新築は認めない」と定めており、そのほか地形改変や木竹の伐採等も原則として認めていないこともあり、当該地区における現状変更は、年間数件程度に留まっていた。

東日本大震災後、『震災復興事業と特別名勝松島の保存管理計画との両立のための指針』に従い、可能な限り特別保護地区や 1A 地区を避けて災害復旧事業を進めるよう各案件について調整を図っ

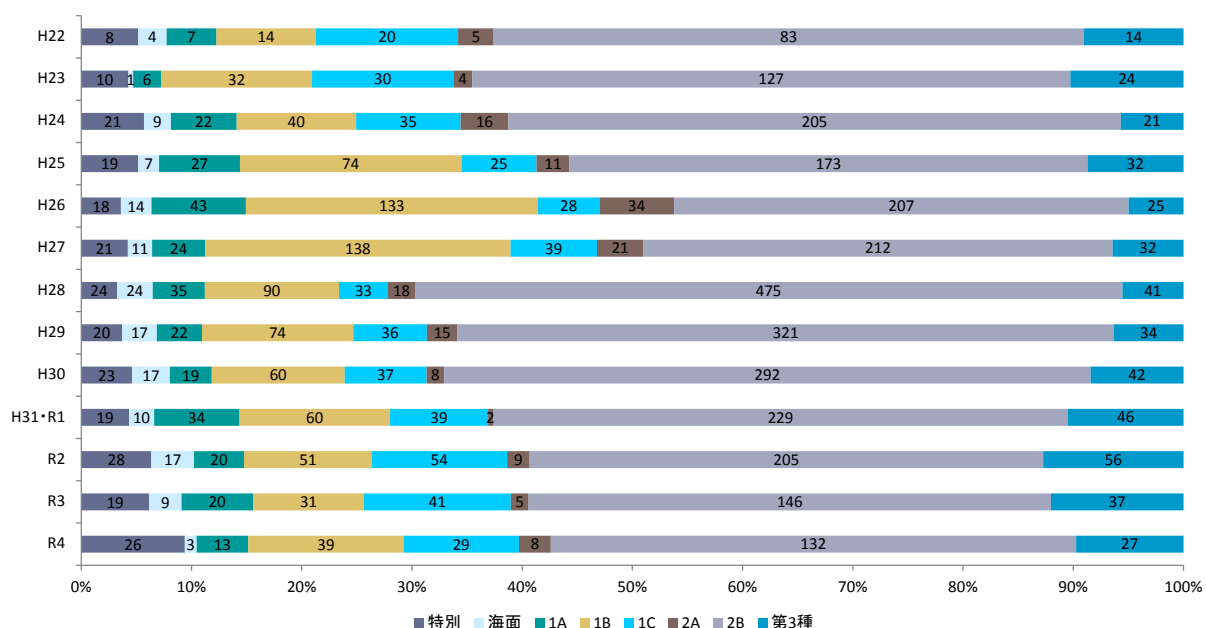


図7-5 地区区分別現状変更の推移

た。特別保護地区でも申請件数が増加しているが、申請内容は、工作物の改修や防潮堤の復旧など、既存施設の修繕に係る現状変更が多い。1A地区についても復旧事業が大半の割合を占めているが、避難道路や避難施設を整備するため、やむを得ず自然地形を改変した事例もある。

また、塩竈市浦戸地区及び東松島市宮戸地区における現状変更件数が増加したことなどに伴い、平成25～令和2年度にかけて1B地区における現状変更申請の割合が高い傾向で推移している。

第3節 震災復興事業への対応等

1 基本方針・指針と復興事業の調整

『最終報告』の基本方針・指針において、個別の震災復興事業は、「高台への住宅移転」、「避難施設の整備」、「防災林・防潮堤」など大きく7項目に分けられ、それぞれについて個別に論点と基本方針・指針が取りまとめられ、これらに沿って協議・調整が進められた。その中で、以下の①から⑦に記載する通りの様々な課題が明らかとなった。

①高台への住宅移転

東松島市（野蒜北部丘陵地区・里浜地区・大浜地区・室浜地区）、七ヶ浜町（代ヶ崎浜地区・花渚浜地区・菖蒲田浜地区）において計画された高台移転地は、1A地区・2A地区等の丘陵地であるが、先に述べたように権限委譲を受けて1B・2B地区と同様に取り扱うこととなり、東松島市域については市が取り扱い、七ヶ浜町域については宮城県が取り扱うこととなった。自然的景観を残す丘陵地におけ



写真7-1 東松島市野蒜地区空撮（「東松島市教育委員会 平成28年3月」より）



写真7-2 東松島市野蒜地区高台移転地



写真7-3 七ヶ浜町代ヶ崎浜地区高台移転地

る大規模な復興事業であるだけに、とりわけ慎重な対応が必要であった。特に東松島市の野蒜地区の丘陵地の造成は、89.9ha と大規模で、また、宮戸地区の造成は、特別保護地区、第1種保護地区（1A・1B）から構成される自然的景観が良好に残された地域の中で行われたことから、その影響は計り知れなかった。

『最終報告』の基本方針・指針においては、その範囲を復興事業にとって必要最小限度とし、可能な限り主要な展望地点（四大観）から見えないう配慮することが求められたが、東松島市の野蒜北部丘陵地区、大浜地区の高台移転地においては、必要とされる面積や場所の選択上、展望地点から視野に入らざるを得ない状況となった。

②避難施設の整備

既存の平場や施設を利用した施設が多いが、松島町の石田沢避難所、三十刈避難所のように大規模な土地造成を伴う避難施設の建設がなされた案件もある。この事例は、建設場所が沿岸部からは奥まった地点で、周囲や主要な展望地点から見えないように選定されたことから大きな影響は生じなかったが、植栽等による景観配慮を実施した。



写真7-4 塩竈市野々島の防潮堤

③防災林・防潮堤



写真7-5 東松島市野蒜海岸の防災林盛土



写真7-6 七ヶ浜町菖蒲田浜の防潮堤

沿岸部の防災林・防潮堤設置は、主に東松島市、塩竈市（離島）、七ヶ浜町において行われた。防潮堤については、風致景観へ与える影響が大きいことから景観への配慮が特に強く求められた。復興事業においては「原形復旧」が原則となるが、防災の観点から防潮堤については嵩上げがされた。また、景観に配慮した新たな仕様の追加は、事業者にとって経済的な面での負担が問題となった。そのため、表面処理については、特別保護地区・1A地区とそれ以外の地区では区別し、それ以外の地区では可能な範囲での実施とすることとした。

実際の協議・調整では時間を要したが、基本的には基本方針・指針に基づいた仕様での施工が実現することとなった。しかし、近隣地同士での景観の調和という点では、同一仕様での施工が望ましいのか、周辺地形や経費的な実情を踏まえての工夫を図るべきなのか、課題も残ることとなった。

④浜辺の作業場の新設・集落跡地の利用

被災した集落跡地における、広範囲の嵩上げ造成を伴う土地区画整理、道路・施設の建設などは、沿岸地の新たな景観の創出となった。東松島市の野蒜地区や宮戸島の集落地、塩竈市の離島集落地、七ヶ浜町の漁業集落地などは、津波被害を受けて壊滅的な状態となっていたことから、一からのまちづくりとなった。

それぞれの新たなまちづくりは、各地域の実情や特性に合わせた総合的な計画に沿って進められ、特に東松島市においては、『東松島市 特別名勝松島グランドデザイン ～風致景観の向上と地域の活性化を目指して～』（東松島市教育委員会 平成28年3月）を策定し、「まちづくりルール」を設定するなどの取り組みが行われている。しかしながら、現状変更の対応は、事業毎に個別に対応することとなった。

⑤漁港とその関連施設・防波堤の改修

被災した施設の復旧・改修が中心であり、景観上、特に大きな問題となることはなかった。ただし、地盤沈下によって防波堤が以前よりも100～150cm程度嵩上げされたために、景観的には、やや人工的な印象を与えることとなった。

⑥道路・鉄道

東松島市や松島町・利府町では、海岸部から高台への避難道路の確保が不可欠であり、既存道路の拡幅にとどまらず、道路を新設する必要があった。後者の場合、丘陵部を開削する造成工事は避け



写真7-7 東松島市野蒜の道路建設



写真7-8 東松島市JR仙石線建設

られず、大規模な地形改変を伴う事業となった。従って、事業には相応の設置理由があるか、影響が少なくなるようルート選定がなされているか、必要最小限度の規模かどうか、また、法面緑化による修景などを論点として協議が進められ、調整が図られた。

鉄道では、J R 仙石線の高台への移設に伴う大規模事業が進められることとなった。高台への乗り入れには高架化が必要であり、景観的に大きな影響を及ぼす事案であった。事業の性格上、調整には困難を来したが、景観への配慮として、従来の高架橋に比べて高架橋数を減らし橋脚をスリム化する、線形には曲線を使用して柔らかな印象を与える、といった工夫が行われた。



写真7-9 東松島市野蒜海岸のメガソーラー

⑦被災農地の復興・跡地の利用

水田等の農地の復旧に併せて区画整理が実施された。東松島市の野蒜地区では水田跡地に大規模なメガソーラー建設が進められた。周辺景観への配慮をしつつ、被災跡地の土地利用と再生可能エネルギー推進を目指すこととなったが、これまでにない事業内容であることから、国への定期的な経過報告などの条件が付された上での許可となった。こうした事業には、途中での経過観察とともに将来的な修景等も視野に入れた対応が必要となった。

2 震災復興担当部局等との連携

震災復興事業は、高台への住宅移転に伴う造成工事、避難施設の整備、防災林・防潮堤など大規模な公共事業が中心であり、これらの震災復興事業の計画立案には、関係機関や地元等との調整も伴うことから、これら震災復興事業との協議・調整には多くの時間を要し、また、様々な困難を伴うことが想定された。そのため、これらの震災復興事業と特別名勝松島の保存管理の両立を図っていくためには、『最終報告』の基本方針と指針に基づき、市町教育委員会、宮城県教育委員会及び文化庁をはじめとして、復興政策課などの復興事業担当部局、都市計画部局などとも連携し、迅速な協議・調整を進めていくことが極めて重要であった。

一方、平成25年度から宮城県と塩竈市・東松島市が一部の保護地区（1 B・2 B・2 C・3種）の権限委譲、さらに東松島市は市内で高台造成がされる1 A・2 A地区、宮城県は七ヶ浜町で高台造成がされる1 A・2 A地区をそれぞれ1 B・2 B地区、2 B地区として取り扱うために文化庁から権限委譲を受けたことにより、これらの地区については、宮城県と市で申請を処理することとなったことから、なおのこと関係機関等との連携が欠かせないものとなった。

震災前に比べ、事業者と文化財側との協議・調整は、現地確認等も合わせると格段に増えることとなったが、これによって、以前より更にきめ細やかな対応が可能となった。より迅速な対応が求められる震災復興事業においては、関係機関との緊密な連携が不可欠であり、その点では、震災前から定

期的に開催している、管理団体である宮城県と指定地内の２市３町による「特別名勝松島連絡協議会」が果たした役割も大きかった。

３ 権限委譲による効果について

前述したように、権限委譲の目的には、大きく２点あった。１点目は、“現状変更に係る事務処理の迅速化、簡略化”である。国から宮城県・市が権限委譲を受けると、それまで国に進達していた申請について宮城県・市で処理することとなり、申請から許可までの手続きが迅速化、簡略化され、住民サービスの向上が図られることとなる（図 7-2）。２点目は、地域に密着した視点での“特別名勝松島の適切な保存管理”である。これまでは、国で判断していた現状変更等の許可について、宮城県・市が判断することによって、地域に密着した視点でより適切な保存管理を図ることができ、特別名勝としての松島のあるべき姿へと近づけることができることとなる。

“手続きの迅速化、簡略化”という点については、表 7-2 に示したように、平成 25 年度の権限委譲後は、国許可案件が大幅に減少し、その分、宮城県・市で許可する案件数が増えたことから、申請から許可までの日数（権限委譲対象区域：１Ｂ・１Ｃ・２Ｂ・３種地区に限る）を見ると、権限委譲前は、

表 7-2 処理件数実績

年 度	宮城県		塩竈市		東松島市		国許可		備 考
							特別・１Ａ・２Ａ・海面 １Ｂ・１Ｃ・２Ｂ・３種	計	
平成 23 年度	79 ※		12 ※		13 ※		13	156	
							143		
平成 24 年度	116 ※		3 ※		46 ※		25	251	
							226		
平成 25 年度 (権限委譲)	115	260	23	31	70	69	56		権限移譲 (1B/1C/2B/3)
	145 ※		8 ※		51 ※				
平成 26 年度	176	259	28	40	108	158	55		
	83 ※		12 ※		50 ※				
平成 27 年度	148	260	21	41	91	141	58		
	112 ※		20 ※		50 ※				
平成 28 年度	180	268	—	37	74	348	87		
	88 ※		—		274 ※				
平成 29 年度	144	234	10	29	90	213	63		
	90 ※		19 ※		123 ※				
平成 30 年度	186	282	17	33	52	123	60		
	96 ※		16 ※		71 ※				
平成 31 年度 令和元年度	175	248	13	33	59	113	76		
	73 ※		20 ※		54 ※				
令和 2 年度	189	270	—	22	—	88	60		
	81 ※		—		—				
令和 3 年度	138	203	—	9	—	60	36		
	68 ※		—		—				
令和 4 年度	97	166	—	6	—	71	34		
	69 ※		—		—				

数字※は、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項の規定による宮城県・市の取り扱い。

平成 25 年度以降の県・市は、上段：権限委譲（１Ｂ・１Ｃ・２Ｂ・３種地区）による件数、下段：上記による件数。

表7-3 処理日数実績

年 度	宮城県（県・国許可）	塩竈市（市許可）	東松島市（市許可）
平成 23 年度	平均 32 日間 (最短 15 日～最長 74 日)	_____	_____
平成 24 年度	平均 30 日間 (最短 12 日～最長 53 日)	_____	_____
平成 25 年度 (権限委譲)	平均 23 日間 (最短 7 日～最長 44 日)	平均 32 日間 (最短 1 日～最長 316 日)	平均 16 日間 (最短 2 日～最長 59 日)
平成 26 年度	平均 20 日間 (最短 3 日～最長 47 日)	平均 42 日間 (最短 1 日～最長 131 日)	平均 15 日間 (最短 3 日～最長 80 日)
平成 27 年度	平均 17 日間 (最短 1 日～最長 47 日)	平均 9 日間 (最短 1 日～最長 32 日)	平均 21 日間 (最短 1 日～最長 190 日)
平成 28 年度	平均 14 日間 (最短 1 日～最長 77 日)	平均 22 日間 (最短 1 日～最長 121 日)	平均 13 日間 (最短 1 日～最長 84 日)
平成 29 年度	平均 14 日間 (最短 1 日～最長 59 日)	_____	平均 16 日間 (最短 2 日～最長 84 日)
平成 30 年度	平均 15 日間 (最短 1 日～最長 66 日)	_____	平均 14 日間 (最短 2 日～最長 64 日)
平成 31 年度 令和元年度	平均 15 日間 (最短 1 日～最長 108 日)	_____	平均 15 日間 (最短 1 日～最長 52 日)
令和 2 年度	平均 13 日間 (最短 1 日～最長 66 日)	_____	_____
令和 3 年度	平均 13 日間 (最短 1 日～最長 51 日)	_____	_____
令和 4 年度	平均 19 日間 (最短 2 日～最長 369 日)	_____	_____

平均 30 ～ 32 日間であったが、平成 25 年度の権限委譲後において宮城県は平均 13 ～ 23 日間、塩竈市は平均 9 ～ 42 日間、東松島市は平均 13 ～ 21 日間となり、権限委譲による効果が現れている(表 7-3)。

“特別名勝松島の適切な保存管理”ということに関しては、地域の実情を適切に把握している宮城県・市教育委員会の迅速でよりきめ細やかな対応を可能にしたという点において、権限委譲の効果が得られたものと考えられる。また、申請者（事業者）側にとって、手続き期間の短縮により一定程度の負担が軽減され、宮城県・市教育委員会においては、自らの判断が必要なことから、地域の文化財保護や保存について、更に主体的に取り組むための意識改革につなげることができたものと考えられる。

第4節 保存活用計画の策定

これまで「特別名勝松島保存管理計画」は、おおむね10年ごとに改訂してきており、平成22年3月に4回目の改訂を行ったが、その1年後に東日本大震災が発生した。震災発生以降、特別名勝松島の保護と、被災した地域住民の生活再建の両立を図るため、保存管理計画の弾力的な運用が求められたことから、第1節で述べたように『震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方 最終報告』や、新たに設定した現状変更に係る取扱い指針などに基づいて、特別名勝松島の保存管理を行ってきたところである。

前回の改訂から10余年が経過した令和5年に、保存管理計画の見直しを図ることとなり「特別名勝松島保存活用計画」を策定した。そこでは、東日本大震災後の特別名勝松島を取り巻く社会情勢や環境の変化等を踏まえ、震災の被害状況とその対応をまとめるとともに、10年間の景観保護の現状と課題を整理して、今後を見据えた保存管理の方向性と、整備と活用の考え方を定めた。

特に、特別保護地区から第3種保護地区までの保護地区区分の再編を行い、例えば、震災後の集団移転によって住宅地になった場所を第1種保護地区から第2種保護地区に変更するなど、現状の土地利用を踏まえた保護地区区分の修正を図るとともに、震災以降、増加傾向にある太陽光発電施設の建設に関する取扱いの考え方などを示した。また、平成30年の文化財保護法の一部改正に基づいて、特別名勝松島の風景の継承と、魅力を活かした地域の活性化のための整備・活用の基本的な考え方や方向性を新たに明記した。